

板倉町予算決算常任委員会

議事日程（第4号）

平成27年9月18日（金）午前9時開会

1. 開 会
2. 挨 拶
3. 審査事項

（1）平成26年度板倉町一般会計決算について

1. 産業振興課

農政係 / 農地係（農業委員会事務局） / 産業政策係

①決算説明

②質疑

2. 都市建設課

計画管理係 / 建設係

①決算説明

②質疑

（2）その他

4. 閉 会

○出席委員（12名）

委員長	今 村 好 市 君	副委員長	亀 井 伝 吉 君
委員	小 林 武 雄 君	委員	針ヶ谷 稔 也 君
委員	本 間 清 君	委員	島 田 麻 紀 さん
委員	荒 井 英 世 君	委員	小 森 谷 幸 雄 君
委員	延 山 宗 一 君	委員	黒 野 一 郎 君
委員	市 川 初 江 さん	委員	青 木 秀 夫 君

○欠席委員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

産業振興課長	橋 本 宏 海 君
農 政 係 長	伊 藤 泰 年 君
農 地 係 長	中 里 洋 子 さん
産業政策係長	遠 藤 進 君
都市建設課長	高 瀬 利 之 君

計画管理係長	渡	辺	正	幸	君
建設係長	塩	田	修	一	君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	根	岸	光	男	
庶務議事係長	川	野	辺	晴	男

開 会 (午前 8時54分)

○開会の宣告

○事務局長(根岸光男君) 皆さん、おはようございます。

それでは、定刻前ですけれども、おそろいですので、始めたいと思います。

○委員長挨拶

○事務局長(根岸光男君) それでは、委員長挨拶をしていただきまして、そのまま進行をお願いいたします。

○委員長(今村好市君) おはようございます。

本日は、本委員会の最終日ということになりますが、大変お疲れさまのところをご苦労さまでございます。今日は産業振興課、都市建設課関係の決算の審査をこれから行うわけですので、どうぞよろしく願いいたします。

その後、総括質疑、今日行いまして、委員会の採決を行いたいというふうに思っておりますので、できるだけ時間を詰めてやっていければというふうに思っております。そういうことで、説明者につきましては要点説明をしていただきまして、質疑の中で審査をきちんとやっていければというふうに思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

○認定第1号 平成26年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について

○委員長(今村好市君) それでは、産業振興課、説明をお願いいたします。

○産業振興課長(橋本宏海君) それでは、おはようございます。産業振興課なのですけれども、よろしく願いいたします。

それでは、まず私から26年決算の関係の歳入歳出の概要について説明をさせていただきます。その後担当係長から係長ごとに決算書もしくは主要施策の成果に基づきまして細かな詳細についての説明をさせたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、まず最初に歳入関係なのですけれども、決算書の18、19ページをごらんいただければと思います。ここには、一番下の欄なのですけれども、農林水産業費負担金ということで、予算額は160万9,000円で、収入済額が199万8,000円というふうな形の中で、これは邑楽東部第1排水機場もしくは仲伊谷田承水溝に関する近隣市町からの負担金というふうな形で収入がございました。

1枚めくっていただきまして、20ページ、21ページの中ほどなのですけれども、商工使用料で、予算上100万円で、収入済額が131万1,300円で、レンタサイクルの使用料もしくは揚舟の乗船料ということで、商工の使用料がございました。

飛んでいただきまして、30ページ、31ページをごらんいただきたいと思います。産業振興課関係の大きな部分での歳入のメインになる部分になるのですけれども、農林水産業費県補助金という形でございまして、当初予算額が3,712万1,000円ということなのですけれども、昨年につきましては大雪の被害等がございまして、補正予算ということで1億442万7,000円という形で補正を組みまして、最終的には収入済額が8,332万1,391円という形で、特に雪害関係、年度内になかなか完了しなかったということで、収入の未済額が隣に

5,700万円程度あるわけなのですけれども、これにつきましては27年度の繰り越しで雪害の復旧を実施してきたというふうな形でございます。その中の内訳といたしまして、農業委員会費の補助金が収入済額で496万2,000円、それと農業振興費の補助金関係が5,809万3,391円、それと農地費補助金ということで1,991万1,000円、それと農業経営対策費補助金ということで5万5,000円、それと農村環境整備費ということで30万円の収入がございました。

その下の段なのですけれども、商工費の県補助金という形で、1枚めくっていただきますと地域振興費補助金ということで、商工関係の補助金として県より29万7,000円の収入をいただいている状況でございます。

歳入につきましては、そのほかに42ページ、43ページで着ぐるみの使用料とか、邑楽東部第1排水機場のシステム電気料金の還付金もしくは農業者年金の事務委託料ということで、雑入として若干の金額が歳入として26年度入ってきたような状況でございます。

続きまして、歳出関係なのですけれども、ページで112ページ、113ページをお開きいただければと思います。当初予算額が2億470万4,000円に対しまして、先ほど歳入でもご説明したように歳出でも雪害の関係で大幅な補正をさせていただきました。1億4,189万円ということで、予算現額といたしまして3億4,853万8,000円ということで、通常の年よりは対前年比較しますと146%ということで、予算規模はちょっと前年よりは多かったような形でございます。支出済額ですけれども、2億6,621万4,742円というような形で支出、予算に対しての執行額が76.3%という形でございます。先ほど申しあげましたように、雪害関係、特に人手が不足で27年度への繰り越しもありますので、その隣に明許費といたしまして6,671万円というような形で、繰り越し分が19%、全体の予算額に占める執行済み額が明許と支出済額合わせますと95%の執行状況というふうな形で農林水産業費の執行しているような状況でございます。

それと、産業振興課のもう一つの大きな章立てでいいますと商工費の中に商工関係と観光費ということがあるわけなのですけれども、122ページ、123ページをごらんいただきたいと思います。商工費の中にうちのほうで担当しておりますのが商工総務費という形で、予算現額が4,584万2,000円という形で、これはおおむね対前年同様の金額でございます。支出済額につきましては、4,328万9,276円ということで、執行率につきましては94%という形でございます。

1枚めくっていただきまして、124ページ、125ページ、2段目に商工振興費ということでありまして、これにつきましては予算現額が1,608万5,000円ということで、対前年比較いたしますと、商工振興費につきましては87%ということで、若干例年よりちょっと少なかったような状況でございます。支出済額につきましては、1,408万2,596円ということで、執行率につきましては87%の執行状況でございます。

下段の消費者行政推進費、これ商工費の中にあるのですけれども、これにつきましては消費生活センターの関係なので、窓口のほうを担当しておりますので、産業振興課といたしますと次のページに飛んでいただきまして、126、127で観光費ということで、これが産業振興課の担当という形でございます。予算額につきましては、976万9,000円ということで、対前年と比較いたしますと、前年がちょっと水防公園の工事関係等実施したので、予算が大きかったということで、対前年単純比較ですと65%ということなのですけれども、支出済額につきましては784万7,000円ということで、約80%の執行状況ということで観光費の事業を執行してございます。

以上、歳入歳出の大まかな部分の説明を終わらせていただきます。

続きまして、詳細な部分につきましては係長ごとにそれぞれ説明をさせたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（今村好市君） 伊藤係長。

○農政係長（伊藤泰年君） それでは、産業振興課農政係、伊藤から農政係の決算状況についてご説明いたします。

決算書116ページ、117ページをお願いいたします。116ページ中段になりますが、6款1項3目農業振興費から金額の大きいものから順にご説明いたします。歳出の説明にあわせて歳入についてもご説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。中段になりますが、水田農業確立対策事業500万5,971円、こちらの内訳になりますが、報償費が115万3,000円になります。こちらは、地区支部長の手当になっております。地区支部長が101名ございまして、均等割7,000円プラス戸数割となっております。

続いて、その下になりますが、直接支払推進事業費補助金371万2,929円、こちらにつきましては産業振興課のパート職員の給与、それと転作確認時の112名分の謝金となっております。それと、転作台帳の委託費、それと転作にかかわる事務経費で合わせて371万2,929円となっております。こちらの直接支払い推進事業費補助金については、全額が国から補助金として充当されております。

続いて、下に、4つ目になりますが、加工米対策事業1,239万2,385円、こちらは加工米への助成になります。昨年度については、1俵当たり430円で、板倉町分が2万8,819.5俵行っております。加工米につきましては、農協や業者に出荷されたものになりまして、主に酒米や冷凍食品用の米として使用されております。昨年度におきましては、予算内での補助金の交付となるため、ちょっと単価調整を行いまして、1俵当たり430円となっております。平成25年につきましては、500円となっております。館林邑楽1市5町ほぼ同額の負担を行っている状況となっております。

続いて、すぐその下、「野菜王国・ぐんま」強化総合対策事業、58万円になります。こちらにつきましては県単の事業で、3戸以上が集まった農家に対しまして、野菜生産のための施設の整備であったり、機械整備への30%を助成する制度となっております。こちらが平成26年度はキャベツの移植機の申請が2件ありまして、そちらが対象になっております。板倉果菜研究所へ2台、137万円の30%で41万1,000円の助成、それと岩田粉谷露地野菜組合へ1台、57万円の30%の助成、16万9,000円、合わせて58万円となっております。こちらにつきましても全額県から歳入で充当されております。

続きまして、その下、はばたけぐんまの担い手支援事業343万7,000円、こちらにつきましても県単の事業で、事業主体が農業法人であったり、認定農業法人などが対象となる担い手の支援事業になります。平成26年度では、コンバインの五条刈り1件、730万円の30%の補助で、218万円の助成、それとハウスの被覆材の張りかえが2件ございまして、2件で合わせて900万円の15%の補助、125万円、218万円と125万円合わせて343万円助成しております。こちらにつきましても全額県から歳入で充当されておる事業となっております。

続きまして、その下、新規就農者確保事業、912万5,000円になります。こちらにつきましては、新規就農者が経営のリスクを負っていることから、新規就農者が軌道に乗るまでの間を支援する事業となっております。板倉町で4名の新規就農者がおりまして、就農してから5年間、年2回、年間150万円を給付する制度となっております。平成25年度は4名おりまして、462万5,000円を支給してございます。そのうち1名が10月で5年間の期限が来たために終了しました。それと、昨年度においては27年度分を国の緊急対策として3月

の補正で対応した形になっております。年度末になります、27年度分ということで1人150万円を一括で3名の方に、450万円支給しております。合わせて912万5,000円となっております。こちらの事業につきましても全額国から歳入で充当されております。

続きまして、一番下になりますが、被災農業者向け経営体育成支援事業、4,934万9,757円になります。次のページと両方なのですけれども、こちらが国庫事業で、平成27年度の防疫による農業被害を受けた農業者が農業経営を維持していくために必要な農産物の生産施設の復旧等の経費を支援する事業となっております。再建と修繕に約9割補助が出ておりまして、国が50%、県が27%、町が13%、それと自己負担が10%という9割補助となっております。それと、撤去費用につきましても補助が出ておりまして、こちらにつきましても100%となっております。国が50%、県が34%、町が16%となっております。こちらについては、町全体で再建修繕が行われた棟数が262棟、内訳としましてはパイプハウスが223棟、鉄骨ハウスが36棟、農機具倉庫が3棟となっております。それと、撤去について、町全体で64棟となっております。こちらが歳入なのですが、4,052万8,669円、こちらも国、県から歳入で充当されております。

続いて、6款1項5目農地費になります。ページの中段になります。町単独土地改良事業、275万4,408円になります。こちらの事業につきましても、町内で緊急的な農道や排水路等を補修を行う目的の事業となっております。それと、国や県の補助事業とならないような小規模なものが対象となっております。下にありますが、排水路工事費で254万8,560円使用してありますが、こちらについては農道の整備が1件、それと排水路の修繕が3件、それとその他で1件使用してございます。

続いて、国営附帯県営農地防災事業になります。こちらにつきましても、県が事業主体となって行われた事業で、板倉町分の受益面積割での負担金となっております。整備した場所になりますが、東北自動車道の西側になりますが、北部用水路約300メートルの水路改修を行っております。北部用水路に関しましては、負担割合が国が55%、県が35%、地元負担が10%となっております。館林市と板倉町にわたるものから館林がその10%の3.52%、板倉町が6.48%の負担を行っております。それと、こちらの事業につきましても平成25年から26年度繰り越し分ということで、ページが122ページ、123ページの一番上にあると思います。繰り越し、国営附帯県営農地防災事業、国補正経済対策ということで194万4,000円、こちらとあわせての事業となっております。

続いて、その下になりますが、利根中央用水事業、487万8,918円になります。こちらにつきましても、水資源開発公団が平成4年から平成13年までに行った邑楽用水路改修工事がございました。こちらの事業が完了後に平成14年から平成30年度まで17年間均等割で支払う負担金になってございます。

続いて、1つ飛ばしまして、県営基幹水利施設管理事業になります。こちらにつきましても邑楽頭首工及び幹線水路の維持管理費用に充てる負担金となっております。こちらが平成26年度で群馬県にて邑楽頭首工のローラーゲートの一部交換の改修工事が行われております。こちらの事業費を板倉町の負担金として支払った金額になってございます。

続いて、2つ下に飛びまして、邑楽東部第1排水機場維持管理事業ということで1,132万8,848円になります。こちらは、邑楽東部第1排水機場の運転及び維持管理に伴う費用になってございます。需用費が628万8,657円ですが、主に光熱水費ということで、電気料が6万9,592円ということで、主に電気料となっております。それと、下になりますが、委託料として整備点検委託料で105万8,400円。

次のページお願いいたします。3つ目になりますが、水位計の更新業務委託料ということで接続水槽の水位計の交換をしましたので、こちらが270万円となっております。こちらの歳入が921万828円となっておりますが、県からこの事業費の75%が充当されています。それと、残りの25%につきましてが板倉町、それと館林市、栃木市が流域面積割で負担をする設定となっております。25%の板倉町分が69.28%、館林市さんが24.68%、栃木市さんが6.04%ということで、館林市さんと栃木市さんからは90万9,000円が歳入として入っております。流域面積割で負担をするような形となっております。

続きまして、こちらのページの上から3つ目の丸をお願いします。町内主要排水路清掃事業716万円となっております。こちらは、邑楽土地改良区による町内主要幹線水路の樹木の伐採であったり、水路の清掃に対する補助金となっております。維持管理業務委託料ということで、邑楽土地改良区に200万円の補助が出ております。それと、ミニショベル購入費補助金として516万円となっております。こちらが町から購入に際して3分の2の助成をさせていただいて、ミニショベルカーにつきましては邑楽土地改良区に移管をしまして、主要幹線水路の清掃を行っていただくような形となっております。

続いて、すぐその下になりますが、県営五箇谷地区圃場整備事業になります。185万5,995円になります。こちらは、五箇谷土地改良事業に向けての事業計画及び営農計画を作成するための業務となっております。農用地集団化計画作成委託料ということで99万9,000円、こちらが県土地改良連合会へ委託してございます。それと、県営五箇谷地区調査計画負担金ということで83万7,000円、こちらにつきましても歳入が70万3,000円が県から充当されておりますが、99万9,000円分の約70%が補助として出ております。

3つ飛ばしまして、農地防災遊水池維持管理事業、276万2,845円になります。こちらは、五箇谷遊水池、それと仲伊谷田承水溝遊水池の2カ所を適正に維持管理する事業となっております。需用費、光熱水費ということで25万4,741円になりますが、こちらが電気料となっております。それと、除草管理委託料ということで250万8,104円になります。こちらが除草管理費ということで、除草管理の費用に充てているお金となっております。こちらの歳入につきましては、館林市と板倉町、両市町にまたがることから、年度協定を締結しまして、事業費の半分、2分の1を館林市さんからいただいているような状況となっております。

続きまして、すぐその下になりますが、農地・水保全管理支払交付金実施事業になります。690万350円。現在、板倉町で5つの組織が取り組んでおります。5つの組織の全体の事業費が2,760万1,400円になりますが、補助率、国が50%、県が25%、町が25%を負担してございます。町から県の緑保全協会へ交付金として支出をいたしまして、その25%分を支出している状況となっております。

続きまして、その下、農業基盤整備促進事業大曲地区1,832万5,440円。大曲地区の排水路の整備した事業となっております。場所としましては、県道海老瀬―館林線沿線で大曲に自動販売機が設置してあるところがあるかと思えます。そちらのすぐ東側の水路となっております。こちらが調査設計業務委託料で270万円、請負出来高設計業務委託料として98万2,800円、排水路整備工事費としまして1,464万2,640円。排水路の整備工事で、延長が521メートルとなっております。施工業者が尾崎建設となっております。歳入について、1,275万円、国、県から充当されておりますが、国が50%、県が25%、町が25%の負担割合となっております。

続いて、その下になりますが、農業基盤整備促進事業初谷地区、613万4,400円になります。こちらが畦畔の撤去及び整地工を行う形での簡易圃場の整備となっております。場所としましては、まきば幼稚園とあ

ぶらやさんの間の北側の圃場となっております。調査設計測量業務委託料で74万5,200円、それと簡易圃場整備工事費ということで538万9,200円となっております。整備面積が全体で6.3ヘクタールで、施工業者が福地建設となっております。こちらについても500万円になりますが、県から歳入として充当されております。

その下になります。農業基盤整備促進事業細谷新堀地区、158万3,000円になります。こちらは、邑楽土地改良区が事業主体となり、細谷新堀の水路の改修を行った事業となっております。総事業費に係る負担割合ということで、国が50%、県が25%、邑楽土地改良区が25%の負担になっておりますが、邑楽土地改良区が負担する25%につきまして、従来より土地改良事業として町が10%を負担していたことを例によりまして、25%の17.5%を町が負担するという形で158万3,000円を町が負担している事業となっております。

以上、農政系の説明になりますが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

○委員長（今村好市君） 中里係長。

○農地係長（中里洋子さん） 農地係、中里です。よろしくお願ひします。それでは、農地係について説明させていただきたいと思ひます。

決算書112ページ、113ページをお開きください。6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、予算額といたしましては3,990万円に対しまして、決算額3,681万9,650円でございます。予算に対しましての決算額は92.3%となっております。

歳出事業の説明とあわせて歳入についての説明をさせていただきます。備考欄を見ていただきまして、一番下の二重丸をごらんください。農業委員会運営事業、710万3,392円でございます。主な事業といたしましては、1節農業委員報酬といたしまして602万3,578円、そのほかといたしまして旅費、農業委員会長交際費等により107万9,814円支出されております。

ページを1枚はぐっていただきまして、115ページお願ひいたします。上から2つ目の二重丸でございます。農地台帳維持管理事業、これについて310万6,080円。13節農地台帳システム等委託料といたしまして252万2,880円。こちらの委託料につきましては、農地法改正に伴い、農地台帳、法定項目の整備と任意項目の追加の整備が必要となったための農地台帳システム改修事業経費でございます。この事業につきましては、農地集積集約化対策事業費県補助金といたしまして113万4,000円が充当されております。

二重丸を1つ飛ばして、離の交換分合事業です。こちらは、92万8,800円の歳出でございます。離の交換分合につきましては、3カ年計画、平成26年から平成28年の事業となっており、平成26年度は1年目でございます。事業の1年目といたしましては、地権者の方に事業内容の説明、それから土地利用計画の意向調査、そして事業実施のための同意の取得といった事務を行ってまいりました。交換分合のエリアといたしましては、離集落と県道海老瀬一館林線の間に位置する農地と、それから海老瀬から離に向かう旧堤防の北側に面する悪途といった地域、小字なのですけれども、そこの一部を含めた部分でございます。対象面積が約40ヘクタール、対象者数が116名、事業の要件といたしましては、集団化率40%以上、移動率が20%以上といった事業でございます。この事業は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金によりまして65万円の県補助金が充当されております。

続きまして、2目農業総務費となります。農業総務費の2つ目の二重丸となりまして、農業関係制度資金利子補給事業84万2,756円、19節といたしまして農業近代化資金ほか利子補給金として81万548円が支払われ

ております。内訳といたしましては、農業近代化資金19件、77万7,498円、そして農業後継者育成資金ということで2件、3万3,050円でございます。平成26年度の農業近代化資金の申請といたしましては、3件ほど申請がございました。

その下の二重丸に行きまして、農用地利用集積促進事業でございます。19節、認定農業者農用地利用集積促進奨励金といたしまして180万1,600円。この事業は、認定農業者が規模拡大のため利用権に基づき賃貸借を設定した場合について、その内容に応じて農用地利用集積促進奨励金交付要綱に基づきまして奨励金を交付する事業でございます。この事業に対しまして、26万3,172円ということで県の補助金が出られております。

続きまして、117ページをお願いいたします。2つ目の二重丸となりまして、こちらは町の総合農業振興協議会事業についての補助金87万円でございます。こちらの補助金につきましては、園芸用の廃プラスチック収集処理事業等に充てられております。

またページをめくっていただきまして、121ページをお願いいたします。一番下の二重丸、農地中間管理事業でございます。こちらにつきましては、11節需用費ということで16万955円。この事業は、国が進めている農地の新たな貸し借りの方法でありまして、担い手の経営規模拡大や農用地の集団化等により効率的な農業経営と生産性の向上を目指すことを目的とする事業でございます。これを行うことで町が農業公社、農地中間管理機構から委託を受け、相談窓口業務を行っているものでございます。この事業については、諸収入といたしまして受託事業収入15万955円の歳入となっております。現在板倉町におきましては1件、この事業についてマッチングが成立しております。これからもこの事業を進めていきたいと思っております。

以上で農地係に関する説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（今村好市君） 遠藤係長。

○産業政策係長（遠藤 進君） おはようございます。産業政策係の遠藤です。それでは、私から産業政策係所管の26年度の事業につきまして、歳出を中心にご説明申し上げます。

決算書の68、69ページをお願いいたします。見開き右側の備考欄のところを中心としましてご説明申し上げます。上から2つ目の二重丸、産業施設及び商業施設誘致促進奨励事業、こちらにつきましては1,497万2,000円でございます。こちらは、板倉ニュータウン産業用地内に進出されました企業に対します優遇制度のものとなっております。産業施設設置促進奨励金1本なのですけれども、こちらは固定資産税相当額5年分の還付に当たるものでございます。26年度該当企業は4社でございます。ミルックスが3年目の奨励になります。それと、ミルックスさんが496万7,000円、それとイトアンドさん、こちらが食品工場ですけれども、こちらが729万3,000円。この2社につきましては、既に土地、建物、償却資産、全ての3つがそろった固定資産税に対する奨励金となっております。もう1社、株式会社東基、こちらリネンサプライで、今ちょうど建築を始めているところでございますが、こちらは225万3,000円。ここに関しましては、まだ建物が建ってございませぬので、土地のみの固定資産税になっております。もう1社、東鉱商事株式会社、こちらは今年、26年度はまだ建物が建っていない状態でしたので、こちらやはり土地だけで45万9,000円と。合わせまして1,497万2,000円の奨励金を4社に交付をさせていただいております。その後にも契約をしているのですけれども、その後は26年度の課税はなっておりますので、奨励金は発生していないというようなものでございます。

続きまして、少し飛びまして112ページ、113ページをお願いいたします。同じく備考欄上から3つ目の労働

者育成事業24万7,000円でございますが、こちらは町内関連の労働関係団体3団体になります。板倉町の建築業組合、館林邑楽地区労働者福祉協議会、館林地区職業訓練運営会、こちらにそれぞれ運営費補助金ということで、建築業組合6万3,000円、地区労働者福祉協議会には4万円、職業訓練運営会には14万4,000円の補助金を支出してございます。この中で訓練校につきましては、26年度、板倉町からは2名在学者がおります。

続きまして、ページのほうが122、123ページをお願いいたします。備考欄一番下の商工総務費でございますが、こちらにつきましては、商工関係で産業政策係で所管をしております車、軽自動車の維持管理に係ります燃料費、修繕費、保険料等の掲載となっております、1枚めくっていただきまして125ページ上段に19節の研修等負担金の下に企業局施設光熱費負担金とございますが、こちらは私どもの産業政策係が常駐しております駅前の販売センター、県の所有物になってございますので、こちらにつきましては光熱水費の負担金等、町分の負担ということで職員の人数割と面積割で21万4,507円というのをこちらから支払いをしてございます。

続きまして、その下、二重丸2つを飛ばしまして3つ目になりますが、商工業振興事業808万3,856円、こちらのメインとなりますのは19節、商工会の運営費補助ということで、商工会に800万円の運営費補助を支出してございます。それ以外にかかっている商工資金の審査関係の審査員さんにつきましては、26年度1件、町の小口融資資金の審査会が開催されまして、1件融資が発生いたしました。その際の審査員の報酬となっておりますが、こちら11名審査員がいるのですけれども、報償の対象となるのは3名で、1人8,000円の報酬ということで2万4,000円となっております。その中にございます小口資金保証料補助金というのが町で小口融資を認めたものに対する保証協会へ保証料を補助しているものでございます。こちらの保証料の補助金が4万689円となっております。

続きまして、板倉まつり運営費補助事業でございますが、26年度は60周年、町の施行60周年記念事業といたしまして実施をいたしました。このときに、後ほどご説明させていただきますイメージキャラクター「いたくらん」の着ぐるみを初お披露目をする、またはこの26年度から抽せん会を60周年記念ということで実施でスタートをさせていただきます。町の補助金として350万円支出してございますが、こちらにつきましては、この年板倉まつりの補助のこの対象の事業となったものは、388万1,892円というのがこの年の板倉まつりの決算額となっております。

続きまして、最初に申し上げました奨励金と関連する部分ですが、企業立地促進事業ということで134万3,740円。こちらは、産業用地への企業誘致活動に係る経費として計上させていただいてございます。内容としては報償費がございまして、こちらは26年度決定いたしましたグリーンパッケージさんという会社、こちらは町内の方からの紹介からスタートしました。ただし、ニュータウンの住宅と違いまして、この産業用地の紹介制度が個人を対象とした紹介制度がございませぬ。しかし、この方のご苦勞、ご功勞のおかげでそのグリーンパッケージが決まったという経過を踏まえまして、町の功勞者規定に基づいて算出をしまして功勞者記念品として表彰させていただきまして、3万円の商品券を、館林のアピタの商品券なのですけれども、そちらを感謝状とあわせて贈呈をさせていただきました。次の旅費47万5,100円、こちらにつきましても26年度決まりましたグリーンパッケージさん、日本ホイストさん、カニと鶴のマークが産業用地に建っている建物なのですが、グリーンパッケージさんが大阪、日本ホイストさんが広島ということで、こちらにそれぞれ企業局とともに、広島には4回、大阪のほうには3回ということで行ってございます。そのときにかか

った経費で、旅費が47万5,000円となっております。それ以外に需用費といたしましては、その町のPRをする際にかかってございます消耗品関係、または参考図書等の購入等に係る消耗品等20万3,293円、それと1台産業政策でワゴン車を所有してございますので、そちらの燃料費、修繕費となっております。役務費が、企業誘致、外資系の企業に提供する資料の翻訳費が7万7,465円計上してございますが、保険料と合わせて12万5,155円。また、誘致活動時に使用します有料道路、有料駐車場代ということで計上させていただきまして、また企業誘致のセミナーを県下挙げてやっているところに参加しております。そこで町の産業用地PRしておりますが、そのときに展示をするスタンド等買わせていただいた備品購入費となっております、トータル活動費が134万3,740円ということになってございます。

その下の繰り越しとして企業立地促進事業115万5,000円とございますが、こちらにつきましては25年度からの繰り越しになりますけれども、コメリを誘致をいたしました際に、隣の農産物直売所、季楽里と本来であればあの2店舗が並んでしまいますと、大規模小売店の届け出をしないと駐車場を共有できないという規定がございます。便宜上、その境はシャッターであけ閉めをしておりましたが、正式にこの手続をコメリと共同で行わないと、あそこを開放して車の行き来をさせることは違法に当たってしまうという状況になってございまして、そちらをコメリと一緒に町とで折半をしてこの大店法の届け出をして許可を得たと。こちら高額なのですけれども、その大店法の許可をとるには騒音、振動から周辺環境の交通量調査全て一切データを整えて県の審査会にかけますので、若干この経費が委託料がかさんでしまいましたが、こちらは全てコメリ側へ委託として負担金として払って、コメリ側の申請をしていただいた金額となっております。

続きまして、126ページ、127ページになります。こちら観光関係になりますけれども、備考欄一番上の二重丸、観光振興事業ということで、こちらで町の観光物産PRに係ります経費を計上させていただいておりますが、62万2,897円。観光振興といたしまして、主に邑楽地域でこの26年度からジョイフル本田を会場といたしまして邑楽郡内の町村の物産PRをしてございます。邑楽郡地域ふれあい物産展、またもう3年目になりますけれども、北関東三県ウマイもん合戦というのを桐生でやってございます。こちらにつきましては、商工会に出店企業さんを紹介しまして、当町ではあぶらやさんが出店をしていただいております。そういったところに出店をする際の町の展示関係ですとか、PRに係る消耗品等の経費となっております。また、印刷製本費19万8,937円でございますが、こちら町の観光パンフレットを毎年印刷してございます。一括で何万とつくってしまえば経費的には抑えられるのですけれども、内容が個々に変更、毎年変更する部分、若干の修正をかけられるように単年度ごとに必要な分だけ印刷をしながら、毎年少しずつ必要な校正をかけるというような手法をここ数年とらせていただいております。それ以外にさまざま館林のアピタ等でこの周辺の観光PRをするとか、またはネクスコのほうで羽生のインターで観光PRをするといったようなときには町のパンフレット、PR関係、ポスター等を作成して展示をしているといったところに、そういったものに係る経費として観光振興事業費62万2,897円を掲載させていただいております。

1つ飛ばしまして、揚舟運行事業でございますが、こちら先般事務事業評価でご審議いただいたところでございますが、165万782円でございますが、多くが臨時職員賃金ということで、船頭さん7名の賃金となっております。それ以外に係る揚舟の維持管理等に係る消耗品12万4,642円、それと安全のため運航上利用している無線機の利用料等を含めて165万782円ということで、26年度につきましては乗船者数1,305人、うち有料の乗船者数が1,039名ということで、こちらにはサービス券等含めておるのですけれども、そういった人数

の乗船実績となっております。

続きまして、下の群馬の水郷管理事業でございますが……失礼しました。事務事業評価でご審議いただいたのはこちらでございます。申しわけございません。こちらが評価いただいた件でございますが、254万3,914円でございます。こちらにつきましては、群馬の水郷を先日ご審議いただきましたが、管理事業として植栽の除草や枕木等が置いてあるところの修繕等に係る細かい消耗品4万5,374円、役務費の手数料というのは仮設のトイレを置いているくみ取り手数料、あと水郷管理上の保険料、それと漁業組合への管理委託として206万円、あわせて漁協にお願いしております魚の放流の一部負担ということで40万円、合計といたしまして254万3,914円となっております。

次のレンタサイクル事業につきましては、現在66台のレンタサイクルを所有しております。こちらの管理費で14万9,039円。

1つ飛ばしまして、渡良瀬遊水地誘導案内板整備事業、こちら単年度の新規事業となりますが、こちらが25年度に県が主体となって渡良瀬遊水地の魅力発信会議というのを関係機関集めて行いました。その中の発案として群馬県と板倉町で共同して、まずは案内を、ラムサールに登録された渡良瀬遊水地をどう活用していくかという議論をする中で、案内をもう少し車で来られる方をメインに明確にしようというところでやられました。59万4,000円ということで、県内国県道の案内表示は21カ所、館林土木事務所で設置をしました。それ以外、町の最終の案内のところを設置するのにかかりました59万4,000円、こちらを半額は県の行政事務所の補助をいただいております。29万7,000円は県からの補助金を導入しまして、59万4,000円で案内板を4カ所修繕、張りかえ等行いました。

続きまして、イメージキャラクター地域活性事業190万9,542円でございますが、こちらはいたくらんを26年度着ぐるみを作成いたしました経費、またそれをPRした経費となっております。1枚めくっていただきまして、その大半を占めているのが着ぐるみ製作委託料でございます。委託料145万8,000円、こちらで2体作成させていただいております。1体が通常のかぶり型の着ぐるみで、かかった経費が委託料で62万6,400円。もう1体、エアーストという形で丸々着てしまう形で空気で膨らませておくようなタイプが若干金額が高いのですけれども、83万1,600円ということで、2体今保有をして貸し出しと町のイベント等で使用してございます。その着ぐるみを作成管理いたしました経費としてイメージキャラクター地域活性事業として190万9,542円を計上させていただいております。

その下は渡良瀬遊水地関連ですが、フォトコンテスト、古河、小山、栃木、加須、4市と野木、板倉、それと利根上と、主体はアクリメーション財団が行っているフォトコンテストに1部3,700円ですが、少額ですけれども、こちら商品代としての提供をしてございます。

遊水地Eポートレース事業、その下にございますが、8万3,833円、こちらは先ほど申し上げた古河市を除く小山、栃木、加須、野木、板倉で26年度は実施をいたしまして、行ったEポートレース大会、これに各市町村均等割で負担をしてございますので、その金額の計上となっております。

最後に、飛びまして136、137ページでございますが、備考欄下から3つ目の分譲推進事業費ですが、産業政策のほうでは商工振興、観光、それとニュータウンの産業用地とあわせてニュータウンの宅地分譲もしてございますが、企業局がメインで住宅分譲しておるサポートをしているというところでございます。予算は少額なのですが、この26年度、ニュータウンの分譲は2区画のみとなった実績でございます。その二

ュータウンの宅地分譲、チラシ等の協力消耗品をこちらに計上させていただいておりますが、実績といたしましては26年度は2区画の分譲のみというような非常に厳しい状況となっております。あわせて、例年ですと宅地の販売促進事業ということで宅地紹介制度もあるのですが、26年度につきましては宅地紹介制度一件も成立しないというような実績となっております。済みません。

以上で産業政策の説明とさせていただきます。

○委員長（今村好市君） 説明が終わりました。

ここでちょっと時間が来ておりますので、休憩をとりたいと思いますが、10時5分まで休憩したいと思います。

休 憩 （午前 9時53分）

再 開 （午前10時05分）

○委員長（今村好市君） それでは、再開をいたします。

質疑に入ります。質疑ありませんか。ないですか。

延山委員。

○委員（延山宗一君） 主要事業のほうからですが、農地利用の利用権設定のことにしてお伺いしたいと思います。

今、農地流動化率ということで17.4%ということがここへ記録されているのですが、この農地流動化率、利用権設定面積が336ヘクタールということで本町のデータが出ていますよね。そうすると、これ本町だけの農業委員会を通した面積がここへ表示されているということの受けとめ方でいいのですか。61ページになります。

○委員長（今村好市君） 中里係長。

○農地係長（中里洋子さん） こちらの主要事業の概要ですが、そこに、61ページに書かれている農地利用の状況の関係なのですが、ここに書かれているものにつきましては町を通してという面積でございます。

○委員長（今村好市君） 延山委員。

○委員（延山宗一君） この流動化率の出し方なのですが、基準を本町の農業委員会を通した形の中の流動化率ということで出していると思うのですが、当然ここの町の農業委員会通したのは100%ではないですよね。随分JAの合理化法人のほう通しての利用権を結んでいる農家もいるということなのですが、もちろんその中には相対もいますし、だから実質の数字との随分誤差も出てくるのではないのかなという気がしますけれども。

○委員長（今村好市君） 中里係長。

○農地係長（中里洋子さん） ここに出ている数字につきましては、町と農協と合わせた数字となっております。

○委員長（今村好市君） 延山委員。

○委員（延山宗一君） そうすると、では相対での貸し借りが入っていないということでの理解ですか。そうすると、今耕作台帳からして、あとそれぞれ転作台帳を確認すれば一目瞭然、大体わかるわけだよね。そ

うすると、相対で利用権設定をしている方、例えば1年ごとなり3年なり、その相対の場合には何年というふうなことにはならないかなと思うのですけれども、それについてはどのように把握していますか。

○委員長（今村好市君） 中里係長。

○農地係長（中里洋子さん） 済みません、相対についての把握は、農業委員会には申し出がないもので、もし相対での把握を確認するということになれば、農政の水田農業、転作の関係ですか、そちらの水稻細目書とか、そちらに出ている、提出されているものと農業委員会の台帳とを合わせて、それで見比べて、うちのほうの台帳に載っていないものについて相対と確認するしかないといった状況でございますが。

○委員長（今村好市君） 延山委員。

○委員（延山宗一君） 相対ということを経済契約結ぶのは、例えばいろんな支障が出てくるということもあってあえて相対にしている。例えば今年で実は分家住宅つくるから返してくれよ、本来は解約すれば何の問題ないのですけれども、意外にそういうふうなまだ昔ながらの考え方、一度貸してしまうと返してもらえないのではないかなというふうな考え方の中で相対もあるし、あとはいろんな例えば減反政策の指示面積がこちらへ来るとか、そういうものを含めてなかなか相対というのはなくなるとかなと思うのです。転作台帳見ればその辺の差も出てくるのかな。だから、相対でつくっていても名義を変えていくということになると、今度はカウントがその名義変えればこちらに、その借りている側、耕作者側に移動してくる。その数字は恐らくこれ入ってこないのかなとは思っているのですけれども。

○委員長（今村好市君） 中里係長。

○農地係長（中里洋子さん） そのような転作絡みがあつての正式な契約を結ばないといったものが多いのではないかなと思うのですけれども、そのほかにもやはりその家庭家庭の事情がございまして、自分のうちの面積を減らしてしまうと、そのほかについての農地に対するいろいろな、例えば農地を動かすとか、そういうものについて、農家分家住宅をつくるかといった場合について、農家としての位置づけがないとそういう分家住宅等についても建てられないといったような状況がございまして、何らかの理由があつての正式な契約に踏み込めないといったところがあると思うのです。

○委員長（今村好市君） 延山委員。

○委員（延山宗一君） やはり中間管理機構に移行するということが後々なってくるのかなと思うのですけれども、そこらも含めて今回、先ほどの説明の中で1件中間管理機構で結ばれたということも説明があったわけなのですけれども、後々やはり相対もしっかりと把握をしながら対応していかないと本来の実数字も出てこないかなと思うのです。ここに農業振興地域内の農用地として1,931ヘクタールということになるのですけれども、この農業振興地ということだとすると、これ市街化調整区域と市街化区域を合算した面積をここで出しているのですか。それとも、これ調整区域そのものの面積を出しているのか。

○委員長（今村好市君） 中里係長。

○農地係長（中里洋子さん） 農業振興地域といいますのは、通称青地、白地と言っている農地がございまして、その青地、白地についてが農業振興地域ということになっておりまして、市街化区域は入っておりません。

○委員長（今村好市君） 延山委員。

○委員（延山宗一君） それでは、なおのこと、まるっきりデータが違ってくるのではない。だって、その調

整区域のみの数字だとすると、かなり限られてしまうよね。だって、実際には市街化区域にも作付されているのはあるわけだし、うちのほうの線引きの中では調整区域から市街化区域に変えてくれよというふうな随分その場所にもあるわけ。でも、なかなか線引きの状態では調整区域としていまだずっと青地でいるのですけれども、そういう面積がそうしますとこの調整区域と市街化区域の面積の差はどのぐらいあるのですか。

○委員長（今村好市君） 中里係長。

○農地係長（中里洋子さん） 板倉町では、町全体といたしまして市街化区域を含めて2,160ヘク、この振興地域といたしましてが1,931ヘクということに、その数字で行っております。

○委員長（今村好市君） 延山委員。

○委員（延山宗一君） 全体で2,100ヘクということなの。これはあくまでも市街化調整区域が1,900だよ。先ほど2,100というのは、では市街化区域も入れてが2,100ということなのですか。

○委員長（今村好市君） 中里係長。

○農地係長（中里洋子さん） 市街化区域も含めたものが2,160ヘクとなります。

○委員長（今村好市君） 延山委員。

○委員（延山宗一君） そうすると、随分この流動化率というのが変わってくるのではないのかなと。だから、市街化区域って当然利用権を設定していくわけだよ。だから、市街化区域だから利用権設定をできないというものではないわけだし、そうすると市街化区域の中に利用権を設定しました、賃貸をするわけだけれども、そうするとこのデータの中には市街化区域が入らないということの意味だとすると、この流動化率というのが大きく数字は変わってくるのかなと思うのですけれども。

○委員長（今村好市君） 中里係長。

○農地係長（中里洋子さん） ここに出してありますのは、農業振興地域内についての農地に対しての流動化率ということで書かれているものでありまして、県からの指示につきまして……

[何事か言う人あり]

○農地係長（中里洋子さん） そうですね。ここに出されているもの、主要事業の概要として出されているものが振興地域内の農地に対しての流動化率を表しているものでございます。

○委員長（今村好市君） 延山委員。

○委員（延山宗一君） では、やはりこの数字というのはあくまでも表には出ているものの、実際というのは随分変わってくる数字だろうなと。だから、17ではなく、もっともっと数字というのはいっているのかなと思うのですけれども、そういう数字も把握しておかないと、ただ市街化調整区域だけの数字だけを出していくということは、やはり県が行く行く求めていくには市街化区域でどの程度の数字が出ていますかというのを求めていくし、本当の現実とのギャップがちょっと出てくるのかなと思うのですけれども、それについてどう思いますか。

○委員長（今村好市君） 中里係長。

○農地係長（中里洋子さん） ここに書かれているのが農業振興地域内の流動化率ということになっておりますけれども、これにつきまして、そのほかに3条、農地法についての賃貸借等もございまして。それを含めていきますと、町といたしましては658.5ヘクということで、パーセントにいたしますと、これは農地法も含めてでございますので、2,160ヘクに対しまして30.4%という集積率となっております。

○委員長（今村好市君） 延山委員。

○委員（延山宗一君） 30%ということが全体的な数字のあらわし方。だから、今回、そうすると各管理の中で農業振興地域内の面積、そして利用権設定が出ているのですけれども、流動化率17%というのではなくて、やはりその辺も具体的にもう少し細かく出していかないと、ちょっと考え違いをしてしまうのかな、板倉町はどのぐらいの数字がいつていますかといったときに本来の本当の数字が出せないということなので、その辺もちゃんと出していただければありがたいなと思います。

○委員長（今村好市君） よろしいですか。

中里係長。

○農地係長（中里洋子さん） それでは、こちらに今まで農用地の振興地域内だけの流動化率しか上げていなかったのですけれども、町全体につきましてもこれから上げていきたいと思しますので、これからよろしく願いいたします。

○委員長（今村好市君） 農業振興計画では町全体の話をしているわけですよ。66%というのは、全体だよ。それは目標だけれども。だから、今30%ちょっと。

ほかにありますか。

針ヶ谷委員。

○委員（針ヶ谷稔也君） 針ヶ谷です。おはようございます。よろしく申し上げます。

決算書117ページでいろいろ補助事業等が記載されているのですけれども、利用者の戸数がやはり、それぞれ条件があるのでしょうか、人数的に1桁の数字が多いのかなという、利用者の数は、そうでもないですか。

○委員長（今村好市君） 野菜とはばたけぐんまかな、主に。ほかのも含めて。

○委員（針ヶ谷稔也君） そうですね。野菜、担い手もはばたけ、これ人数的には面積移植でも戸数的には2桁というところはありません。

○委員長（今村好市君） 伊藤係長。

○農政係長（伊藤泰年君） はばたけぐんまの担い手支援事業になりますが、平成26年度が3件ございました。1件がコンバインの五条刈り1件、それとハウスの被覆材の張りかえで2件、合わせて3件を行っております。それと、その上に「野菜王国・ぐんま」強化総合対策事業というのがございます。こちらが3戸以上が集まった農家対しまして30%を助成する制度となっております。こちらがキャベツの移植機ということで2件対象がございまして、1つが板倉果菜研究会というところに2台キャベツの移植機を助成しております。137万円の30%で41万1,000円、それと岩田粉谷露地野菜組合へキャベツの同じ移植機を1台、57万円の30%、16万9,000円を助成してございます。

○委員長（今村好市君） 針ヶ谷委員。

○委員（針ヶ谷稔也君） お話私もちょっとメモとっているのですが、その辺は聞いていたのですけれども、結構額面的に、パーセンテージは決まっていますけれども、幾らまでですよというこれ上限とかは設定されているのですか。町に対して、板倉町ではここまでの補助しかできませんよという上限額がないように今の説明聞いていると、申請しただけもらえるような聞こえになるのですが、その辺はどうですか。

○委員長（今村好市君） 伊藤係長。

○農政係長（伊藤泰年君） 特に町の上限というのは決まっていらないのですけれども、野菜王国・ぐんまでもその助成をいただくための条件というのがございまして、野菜王国の場合は3戸以上が集まった農家ということで、一応そういったいただける条件がございまして。それと、はばたけぐんまに関しましては事業主体が農業法人であったり、認定農業者が対象となる支援制度でございまして、そちらに該当しないこちらの助成制度が受けられないような形になっております。

○委員長（今村好市君） 針ヶ谷委員。

○委員（針ヶ谷稔也君） 新規農業者もこれ年齢制限がありましたよね、たしか。いいです、いいです。それで、結構お金がもらえるなという印象があるのですけれども、これってやはり自分から情報を求めに、農政係のほうへ情報を求めに来た人に対してのあれなのか、あるいはどこかからその情報を仕入れて問い合わせがあったケースなのかというのはどちらですか。

○委員長（今村好市君） 伊藤係長。

○農政係長（伊藤泰年君） こちらの新規農業支援事業になりますが、全体の助成制度になりますが、町だけではなくてJA邑楽館林さん、そちらで機械等購入される場合なんかは、そちらが主に窓口になっておりますので、そちらを通して機械を買うのだよ、私はこういう条件になっているのだよという条件がありますので、そういった人たちにはそういうところからこういう助成制度がありますよということで、協議をしながら、では今回はこの支援制度を活用しましょうかということになってございます。あと、新規就農者等はやはり農協さん、あと指導センターさんというのが県の機関でございますので、そちらと一体となりまして、町でもこういった支援制度がありますので、こういった支援制度を活用しながら、できる助成制度を活用してやっているような状況となっております。

○委員長（今村好市君） 針ヶ谷委員。

○委員（針ヶ谷稔也君） では、こういうのは町の広報紙等への記載というのはありましたっけ。

○委員長（今村好市君） 伊藤係長。

○農政係長（伊藤泰年君） 特に広報紙への記載等は行ってないかと思えます。

○委員長（今村好市君） 針ヶ谷委員。

○委員（針ヶ谷稔也君） 今お話を聞いていると、ある条件がそろわないとこういう情報も実践者の現場の手元に入ってこないような状況かなと思うのです。逆に言えば、こういう条件があるので、では農協で機械を買おうとか、こういう条件があるので、では何人か集まってやってみないかという話し合いだとかというその前向きな対処、今は現実が起こって、現実が起こった時点に対してこれが当てはまるよ、これが当てはまるよという考え方なのですけれども、前もって情報があれば、ではこういう条件をクリアすればこういう補助がもらえるよ、この補助の対象になるよというのを検討しながら法人組織をつくったりとか、あるいは3戸以上であれば近所の若手で手を組んで、ではあそこが耕作放棄地があるから、ではあの辺借りて面積広げてみようとか、そういうふうな前向きな取り組みができると思うのですけれども、だから情報提供の方法ですよ、農業者に対してというか、広報を使うのか、何かホームページ上げるとか、いろいろ方法も検討していただきながら、農業者の目に触れる状況にさせていただいて、せっかく条件がそろえば2割、3割の補助がもらえる事業がたくさんここにのっかっているのですけれども、私も十何年やっているのですけれども、名前は聞いたことあるのですけれども、こんなに額面が出るというのは今日初めて知りまして、うらやましいなと

思うのですけれども、ですからそういう情報提供のほうも今後上手にやっていただければありがたいと思うのですけれども、よろしくをお願いします。

○委員長（今村好市君） 橋本課長。

○産業振興課長（橋本宏海君） 今のご指摘というか、産業振興課としますと特に認定農業者の協議会というところをうちのほうで所管しているわけなのですけれども、今日認定農業者という方がいらっしゃって、協議会に加盟されている方が100ではないものですから、逆に言うと協議会というものをもうちょっと活性化をしていきたいというふうな基本的な考え方がありますので、いろんなそういう情報については、逆に言うと協議会を中心に情報を発信して行って、逆に言うとその協議会に入ることによってそういう情報が得られてメリットがというふうなところの方向性で進めていければというところで今後展開していければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それとあと、補助金の制度なのですけれども、細かなところはまた私もちょっと勉強不足な部分あるのですけれども、当然これ国、県の補助事業ですので、当然国、県の枠というのですか、もありますので、そもそも例えばコンバインなんかですとやはりどうしても経営面積だとか、かなりハードルが高いということは聞いています。その中で該当しつつも、やはり県の予算の枠組みだとか国の予算の枠組み、県の補助事業につきましては国の補助事業を申請し得る人が申請して、漏れたものについては県の補助事業の対象になるとか、やはりそれなりにふるいというか、ありますので、そういった中でできるだけ情報を提供してあげて、希望者があればそれを県に紹介したり、その条件がクリアできるような助言をした中で、できるだけ板倉町で多くその補助金のほうが皆さんに提供できるような環境がつくれればということで努力していきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（今村好市君） 針ヶ谷委員。

○委員（針ヶ谷稔也君） いろいろと現地研修行って大規模農家等を見ていますと、やはりその辺、先ほど課長がおっしゃったように認定農業者ありきの条件がほとんどなのですけれども、そういったところで早目に情報を得た人が先行きこういうことができるからというので、では規模拡大しましょうとか、では何年後に機械を入れかえましょうとかという、そういう計画は立てられて、いろいろなハウスの中に自動で消毒をする機械にも補助が出たりとか、循環扇なんかにも補助が出たりとかという、そういう情報もこちらでやりたいのだけれどもと言って初めて探して、こういうのがありますよというのが現状だと思ひます。だから、そういうところも、これから農業者の数も限られてきて、先ほどの農地の話ではないのですけれども、大規模化を目指していかないと今の板倉町の農地管理というのは非常に難しくなるかと思ひますので、そこで使えるものは使っていただいて、その辺を活性化させていただければありがたいかなと思ひますので、よろしくお願ひします。

○委員長（今村好市君） よろしいですか。

○委員（針ヶ谷稔也君） はい。

○委員長（今村好市君） ほかに。

荒井委員。

○委員（荒井英世君） 観光関係、127ページ、下から二重丸、渡良瀬遊水地の誘導案内板整備事業ですけれども、先ほどの説明の中で魅力発信会議を組織したということですよ。まず、第1点目ですけれども、そ

の魅力発信会議のちょっと内容と、それから一応今回その中でいろんな話が出たと思うのですけれども、第1段階でこれ誘導案内板が設置と出てきたわけですね。その後の例えば、では次の今後の事業ですけれども、その辺も含めてちょっとお聞かせください。

○委員長（今村好市君） 遠藤係長。

○産業政策係長（遠藤 進君） 渡良瀬遊水地の誘導案内板につきましてのもともとスタートしました魅力発信会議でございますが、こちら群馬県の東部県民局が平成24年度7月のラムサールの登録を受けて、25年度に設置をしました。県でできることは何かということを中心に大きく考えていくということで、町は主として企画が担当として入りまして、関係各課ということで産業振興課、環境水道ということが自然環境という面に入りまして、県は地域政策、自然環境、土木、そういったところが入りまして、25年度に第1回目の会議を実施しました。25年度に2回ほどやりまして、まずは現状渡良瀬遊水地のラムサールの状況はどうなったのかということの共有認識で25年度はほとんど終わってしまったということで、26年度は1回しか検討会が開かれておりません。今年度、27年度になりましてはまだ開かれていないというような状況で、実質県が主体となって立ち上げた会議なのですけれども、今立ち消え状態になってしまっているのかなというような現状でございます。その中で幾つか取り組むべきことということで、その土木からは案内板、誘導案内板ということが発想で出てきて、町ですとやはり地域づくりイベントとか、地域活性化イベントみたいなものはどうかということで近隣の、やはり単体の町ではできないと、渡良瀬遊水地構成市町村と共同して何かできないかという検討はしていたのですけれども、あくまでも具体的にこの後に何をしようというところが出てこなかったというのが現状です。25年度にまずは誘導板という方向が出て、26年度、今度はその会を除いた形で直接土木と町とで協議をしながらこの渡良瀬遊水地という案内板を設置したというような経過となっております。済みません、雑駁、概略なのですけれども。

○委員長（今村好市君） 荒井委員。

○委員（荒井英世君） そうしますと、27年、今年度ですよ、今年度については全然その会議も開いていないということで、進捗がちょっと進んでいないということですよ。あくまで県民局主体のというのは。

そうしますと、あともう一つ、さっきありました構成市町村、その関係はどのくらいなのでしょう。それも余り。

○委員長（今村好市君） 遠藤係長。

○産業政策係長（遠藤 進君） 構成市町村との協議会は企画調整が主体として行っておりますが、観光面ということで渡良瀬遊水地を活用しようということで、従来、課長からもご説明申し上げておき、栃木市、加須市、板倉町というところは足並みをそろえながら、渡良瀬遊水地をもっと活用していこうということでボランティアガイドを栃木市と共同で始められるようになったり、ただちょっとやはり小山市さん、野木町さんというのがどうしても足並みがそろわない状況なのです。古河市さんは、その観光面に関して渡良瀬遊水地と一緒に盛り上げていこうということ、実はEポートレース大会というのにも古河市さんは今年まで入っていないぐらい、ちょっとスタンスが観光担当はまだ渡良瀬遊水地を活用という意向はないのですが、それ以外で観光サイドとすると、栃木、加須、板倉ではかなり密に連絡をとり合いながら今後の活用について考えたりしてはおります。

以上です。

○委員長（今村好市君） 荒井委員。

○委員（荒井英世君） ですから、その東部県民局主体のこれからの進捗状況ですけれども、あくまでそれ群馬県から考えた遊水地のいろんな利活用という部分でしょうけれども、いずれにしてもその群馬県のいろいろ広域的にこれから考えなくてはいけないので、その辺はなるべく県のほうにもいろいろ積極的に対応してもらって、よろしくをお願いします。

○委員長（今村好市君） よろしいですか。

ほかに。

市川委員。

○委員（市川初江さん） 市川です。よろしくをお願いします。

主要施策のほうの65ページでございますけれども、65ページの観光振興事業、60万何がしの予算がついております。これ（1）、（2）、（3）と3事業だと思っておりますけれども、具体的にどのようなところへの予算が……

[何事か言う人あり]

○委員（市川初江さん） 63です。ごめんなさい。63。観光振興事業のところですよ。62万2,897円と予算が計上してございますけれども、この邑楽郡の地域ふれあい物産参加、それから邑楽郡館林観光キャラバンと、それからウマいもん合戦というこの3つの事業にこの60万何がしのお金がかかっているのだと思っておりますけれども、どんなところにこの予算を使っているのか。この3点のところ。

それと、（1）のほうは農家の方がつくったものを持ち合ってPRしながら販売をなさっているのかなと思っておりますけれども、具体的にこういうご説明を、よく私も詳しくわからないので、していただけたらと思うのです。この3点について。よろしく願いいたします。

○委員長（今村好市君） 遠藤係長。

○産業政策係長（遠藤 進君） それでは、この観光振興事業で掲載しました3点が大きなイベント事業ということで主要の事業に掲載させていただきました。

まず、邑楽郡地域ふれあい物産展というのは、邑楽郡の町村会の中で企画部会ということで、各町の企画担当、それと産業振興担当が合同で町の活性化を図ろうということで26年度からスタートしました。このときに当町で出店したのは、あくまでも物産をPRしようということだったものですから、町で商工会のほうで協力できる商店さんいらっしゃいますかということで推薦いただいたのがあぶらやさん、あと加工組合さんにも声をかけまして、あわせて産業のほうでイートアンドさんにも声をかけまして、その3店に、イートアンドさんですと焼きギョーザを展示販売していただいたり、あぶらやさんですと釜飯や雷電いなりというものを出していただいたり、加工組合さんはまんじゅうお赤飯というのを出していただくスペース、ブースにその商品の説明だけではなくて、町のそのときそのときのポスターをつくったりするのにいろいろ経費がかかりまして、印刷機は当町であるのですけれども、それを使いながら印刷に係る紙ですとか、そういった装飾品、パネルのものですとか、そういったものを含めまして邑楽郡のこのふれあい物産展のときは6万4,178円という消耗品決算を出させていただいて、それ以外、物販で売れたりしたものはもう全て用意するのも企業さんが用意をして対応するというような内容となっております。そこで郡内の町が足並みをそろえてジョイフル本田さんを借りてPRしようというのが1点目でございます。

2点目につきましては、こちらにつきましてはほとんど邑楽館林地域観光キャラバン in 浅草ということで、浅草駅のホームでゆるキャラを持ち寄りまして、郡内、館林で、町の観光パンフレットとか、ちょっとした町のPRグッズを入れて、当町ですと板倉の缶バッジとか総務がつくったようなやつを入れながらPRをしていったということで、駅を利用される方に袋で渡していくというような活動をしまして行いました。

北関東三県ウまいもん合戦 in 桐生、こちら26年度が3回目でございます。もともとこちらお願いしたとき、1回目のときに、3年前はやはり県の東部県民局が主体で始めまして、それを引き継ぐ形で桐生市が今主催として行っております。こちらやはり同様に物産、食べ物をメインとした地域振興イベントですので、町に何かということで、やはりこれも商工会にこの時期に出せるところという話をしますと、1年目はイトアンドさんと原田製麺さんが出ていただきまして、2年目、3年目は続けてなのですけれども、あぶらやさんに雷電いなりということで町の観光PRを兼ねて出ています。やはり同様にそのときに町のPRする内容のポスターですとか、チラシだのを用意していく経費として用意いたしまして、これもやはりふれあい物産展で用意したものが使えますので、このときも1万2,441円という消耗経費のみで会には参加してございません。

では、この62万2,897円の大きなところといたしますと、それ以外に県の観光物産協会への負担金で13万2,500円というのがかかってございまして、それ以外にさっきの説明で申し上げました町の観光パンフレット等の印刷費がかさんでいるというのが、加算されてこの経費となっております。これ以外にも細かいイベント等には参加しているのですが、ちょっと細かいところは割愛をさせていただいているという状況でございます。

以上です。

○委員長（今村好市君） 市川委員。

○委員（市川初江さん） 町をPRするという事は大変大切ですので、重要な事業になるのかなと私も思いますけれども、この（3）番のウまいもん合戦というのは3回やっていらっしゃるということで、あれですけれども、これ15、16となりますと1泊で行くのか、それとも帰ってきてまた行ったりとかするのですか。

○委員長（今村好市君） 遠藤係長。

○産業政策係長（遠藤 進君） 日帰りです。朝早く出て行って。ですから、出店される方もそれが結構苦なので、朝早くから仕込みをしてというのは大変だということで、なかなか出店していただけないというのは実情なのですが、日帰りですその都度行っております。

○委員長（今村好市君） 市川委員。

○委員（市川初江さん） 負担金が13万円ということで多いということですよ。ほかはそんなに、ポスター、パネルとかそんなぐらいで、そんなにかかっていないわけですよ。交通費とかそういうものは、その会社のほうには町のほうから出しているわけですか。

○委員長（今村好市君） 遠藤係長。

○産業政策係長（遠藤 進君） こういった観光イベントに協力していただけたところに関しては、一切そういった交通費等は自前でやっていただいております。やはり出ていただくとそこでの売り上げももちろんございますので、そういった条件で協力していただけたところということでお願いをさせていただいておりますが、ウまいもん合戦、主催者が取る負担金というのがすごく大きいのです。この年ですと1ブース当た

り、電力ですとかテント代、そういったもろもろ、あと売り上げの何%を負担金として町を介して徴収することなので、その参加の負担金に関しては町が持っています、全額。ですから、ウマイもん合戦、この26年度は実はこれランキング形式になっておりまして、あぶらやさんがこの年に非常にいい結果を出していただいて、ランキングが上位だったのです。ですから、ちょっと売り上げ負担が大きくなってしまっていて、9万7,000円というのがこのときの板倉町の参加負担金ということで請求用紙来ていますので、これは町で負担をさせていただいているというような状況でございます。

○委員長（今村好市君） 市川委員。

○委員（市川初江さん） あぶらやさんの何か釜飯が大変、雑誌なんか私も見たらびっくりしてしまったのですけれども、発信力があるのかなと思います。そういう意味であぶらやさんも結構お客様がいらしているのかなと。あぶらやさんだけではなくて、またほかのお店なんかもそのように参加していただいてお客さんが呼べるといいのかなというふうに思います。大体わかりました。そういう意味では、こういうところには力を入れて、ほかところからお客様を呼んで町の活性化につなげていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（今村好市君） よろしいですか。

○委員（市川初江さん） はい

○委員長（今村好市君） 小森谷委員。

○委員（小森谷幸雄君） よくわからないので、実態をお尋ねするわけですが、農地中間管理機構ということで、遊休地とか休耕田、あるいは田、そういったものを解消するというので、切り札的な考え方で国のほうがこういった制度を出してきたわけですが、その中間管理機構、県のほうからいろいろ業務を委託されて各自治体においてくるのでしょうか、農協さんとか通してですね、町あるいは地域の農協ですか、そういったところのこの中間管理機構に対する仕事の分野でどんなことを現状はやられているのでしょうかということでまず質問をさせていただきます。

○委員長（今村好市君） 中里係長。

○農地係長（中里洋子さん） その中間管理事業の関係ですが、JAの中間管理事業に対する協力というか、JAがどのような立場にあるかということについてよろしいでしょうか。JAにつきましては、当初はマッチング作業のみというような形であったのですけれども、その後続きまして窓口についても農協と町、そういうことで一体となって、やはり農業の方については農協にいらっしゃる方が多いということで、町に来る方、農協に来る方ということでそれぞれ窓口を行っております。マッチング作業につきまして、ただいま農協のほうにマッチング作業につきましては、邑楽、館林につきましては農協さんが一つになっております。それについて、これからマッチング作業の再委託ということで今行っているような状況でございます。

○委員長（今村好市君） 小森谷委員。

○委員（小森谷幸雄君） 農協さん、あるいは各自治体の担当課というのかな、そこがいろいろ推進をしているというふうなお話なのですが、実態として実際の実務という中でこの管理機構制度を拡充したいのか、拡充したいということでおやりになっているのはよくわかるのですが、若干農協さんは農協さん、自治体は自治体さんということで、連携も含めた中でこの事業を推進するに当たって、どんな作業をやられて

いるかという大変失礼なのですが、実際は名前はあるけれども、休眠状態というふうな感じを受けるのですけれども、実態とするとどんな形でその情報のやりとりをした中でマッチングをさせたいのか、その辺の実務レベルの実態がよくわからないのですけれども、この仕事が農協さん、あるいは自治体のほうで実際これを動かそうとしているのかどうかも見えないという大変失礼なのですが、その辺のこの仕事、中間管理機構を推進すると、この制度を利用して先ほど申し上げたように遊休農地とか休耕田、田、そういったものを解消すると、大義名分はよくわかるのですけれども、受け手側の農協さんとか自治体としても国のほうから来たので、しょうがなくやっているよということなのか、あるいはこういう制度はないに等しいという考え方なのか、自治体のほうからすると、いや、これは制度的に無理だよというふうな発信はできないのでしようけれども、そういう意味の実態、仕事の実務という中での実態というのはどんな形になっているのでしょうか。

○委員長（今村好市君） 橋本課長。

○産業振興課長（橋本宏海君） 中間管理事業なのですけれども、先般の議会の中でもご説明しているかと思うのですけれども、なかなか実態、先ほど小森谷委員さんが言われた休眠状態ですかというような質問だったかと思うのですけれども、休眠というよりは、まだ起きていないというのが実際のところかなと思います。ですから、今我々が実際の26年度の本来であれば5月ぐらいに、国の指針ですと、要は貸し手さんを募集しなさいよというところが国からは出ていたのですけれども、実態とすると県の農業公社が中間管理事業という組織を受け継いだ形の中で地元に入ってやって、9月だったですか、遅れて、要するにとりあえずしようがないので、26年度については募集をかけたというような中で、実際今町が26から27に関しては農家さんにこういう事業がありますよ、その中で貸したい人いますかということで投げかけをして、受け付けの業務が実際やっとならしたところなんです。その中でつくりたい人がいますかということで募集をかけたところ、今年度になってからですか、1名だけあって、先ほどご説明したその1名のマッチングが成功したということで、県の運用すらも我々のところにまだきちんと示されていなくて、その中で逆に言うと貸し手さんと借り手さんが多数出てきたときには、どの人とどの人をうまく組み合わせていったらいいのかというふうなところを今後農協が中心になって館林邑楽郡はその作業していこう、それを農協に、いったんは町が受けた形の中で、再委託という形で館林邑楽郡一緒に進めていこうかということ今協議中ということで、そこいら辺の進め方もまだ具体的には始まってきていないという中で、今実績とすると当初に貸したいと手を挙げた方と当初に借りたいと手を挙げた方の成功事例が1件あるだけで、今後そこいら辺がどれだけ制度が明確になってきて、その制度のすばらしさをアナウンスできて、どれだけお客さんが集まってくるか。ただ、あと1点に、これ正直先ほど延山委員さんからあった基盤強化法の貸し借りとそんなに大きな差がないようなところも正直ありますので、今後、逆に言うと、国はこの制度を推進していますので、この中間管理事業取り込んでいないと、昨今町が力を入れています簡易圃場整備だとかも中間管理事業やっていることで制度上ハードルが低くなって取り組めるだとか、やはりそれ取り組んでいかないとほかの事業に支障が来るようなところもあるので、ある部分でいくと制度が確立した段階では今の経営基盤強化法の貸し借りから中間管理事業を仲介した貸し借りにシフトせざるを得ないのではないのかなというふうなところで、情報を集めた中でそこいら辺の今後の展開を今検討中というふうなところで、ちょっと先行きが今の時点だとなかなか説明しづらい部分というのが正直あるのが実態です。ちょっと雑駁なあれなのですけれども、申しわけないで

す。

○委員長（今村好市君） 小森谷委員。

○委員（小森谷幸雄君） そうしますと、農協さんと一緒に自治体もやると。そういう中で、1つは実態がどう動くかどうかは別として、農協さんと自治体との関係、この関係の中で定期的に会合開いているかどうか、そういうのはよくわからないのですが、これを進めるに当たって、自治体と農協さんとの関係、それともう一つ、国、県かな、そちらのほうで農業公社というふうなルートを通していろいろ来るのでしょうかけれども、当町が農業立町ということで、ある意味では今後高齢化を迎える中で休耕地とか、田んぼとか畑が休耕地になっていく、あるいは遊休農地が増えていくと。それはもう近い将来あるわけですよ。そういった実態を踏まえて、先ほど申し上げたように農協との関係はどう構築するか。情報あるいは実態の田畑が上がってくるかどうかを含めて。それと、今の制度そのものが県のほうに言う機会があるのかどうかちょっとわかりませんが、そういった農協との関係、あるいはその上下の関係で県との関係、その辺はどんな関係で動いているのですか。

○委員長（今村好市君） 橋本課長。

○産業振興課長（橋本宏海君） 今のご質問なのですけれども、農協さんとはどのように連携していくかというところでかなり密にはやっています。ただ、正直なところなのですけれども、その運営のその中間管理事業を所管する群馬県というか、群馬県の農業公社が事務を所管しているのですけれども、そこからの情報なり、いろんな指示が遅いというのが実態で、なかなかこちらから例えば逆に言うとお客さんからこういう相談があって、どうなのと聞いてもなかなか答えが返ってこなかったりだとか、逆に言うと上との関係というのはちょっと正直いま一つなところありますけれども、農協さんを含めた1市5町の連携という部分ではかなり密に情報を交換し合いつつ、館林邑楽郡という一つの枠組みの中でどう動こうかというところはかなり相談をして、今検討して、今後その農協と1市5町が連携した形の中でその中間管理事業展開していければということでの協議は進めているような状況です。

[何事か言う人あり]

○産業振興課長（橋本宏海君） 県は、どちらかという群馬県から農業公社のほうに人を派遣しまして…

[何事か言う人あり]

○産業振興課長（橋本宏海君） 下からの発信は、そういうお客さんからの問い合わせだとか、運用についてこちらから投げかけてもなかなか返ってきにくいという現状あります。

○委員長（今村好市君） 小森谷委員。

○委員（小森谷幸雄君） そういう制度上運用はされているけれども、実態、実績も余りないという中で、この管理機構そのものに対して、農協さんは別としても、町の考え方として県とのやりとりをする場面があるのかなのか。あった場合に、実態がこうなっているけれども、県のほうとしてもこうしてほしいとか、そういう農協さんとのやりとりはよくわかるのですけれども、こちらの県レベルと自治体、各市町村のやりとりというのはあるのですか。

○委員長（今村好市君） 橋本課長。

○産業振興課長（橋本宏海君） 県とのやりとり、本当に定例的な会議等は群馬県が主催して、市町村呼ん

で会議があったりだとか、県とすると国の制度を推進するという立場の中でかなり押してくるのですが、実際その中間管理については、推進は群馬県もかかわってくるのですが、実働部隊が農業公社が持っているものですから、そこの動きがフットワークが悪いようなところでなかなかうまく。農業公社です。それは県とはちょっと別格の独立した組織なのですけども、そちらのほうがちょっと動きが悪いというふうなところありますので、群馬県そのものは、国が推奨している内容ですので、市町村に対しては相当なプレッシャーというか、進めるようにということでの圧力的な部分あるのですけれども、なかなかそこいら辺が歯車がかみ合わないというのが実態です。

○委員長（今村好市君） 小森谷委員。

○委員（小森谷幸雄君） そうしますと、主要政策の中で60ページで農用地利用集積促進事業、この手法が件数的にも非常に多いし、括弧内が26年度の実績ということで書いてあるのですが、中間管理機構さんの手を煩わせることなく、こういった直接的な貸し手、借り手とのやりとり、これのほうがやりやすいということですよ。ある面では。そういうふうに私は考えてしまうのですが、中間管理機構制度が設けられても何ら実態として今休眠中、起きていないというふうな状況で、国も県も余り関心がないということちょっと言い過ぎかもしれませんが、この管理機構を利用して先ほど申し上げたような対策を打った中で成果を出していくというよりも、こちらのほうの促進事業、これのほうが早いよね。そうでもないの。この制度と管理機構とのかかわりというのはどんな感じになるのですか。

○委員長（今村好市君） 橋本課長。

○産業振興課長（橋本宏海君） 大まかに、本当に大まかに言うと、この制度と管理機構というのが基本的には同じような形です。ですから、間に中間管理機構が入るか入らないかということと、中間管理機構が入ることで逆に地主さんにお金が行って、離農しやすい環境が作りやすくなるというので管理機構のほう若干メリットがあるのと、あと国がこの管理機構をどうしても推進しているという形の中で、管理機構、要するに同じ内容なのですけども、今利用権の設定でいっているものを管理機構に移行させることで、逆に言うとほかのハード事業としての簡易圃場整備だとか、そういったものに板倉町が取り組みやすくなるという環境も発生してきますので、ある部分でいくと、今あるここでいう利用集積計画による利用権の設定を、制度が確立してくれば中間管理機構にある程度貸し剥がししてでもそちらにシフトしていくような形での運用になってくるのかな、実際茨城県は今のこの利用権で貸し借りをしているものを更新時にはもう中間管理にシフトさせるという形で動いているということを農業委員の研修等でも説明受けたのですけれども、実態は単に農地の貸し借りで中間管理が入るか入らないかだけのことなので、大差はないのですけれども、制度上は中間管理取り組んでいたほうがいろんな意味で制度上有利な場面があるということで、茨城県は積極的に利用権から中間管理に変更をしているというような実態もありますので、今後板倉町もこの制度がもうちょっとかちっと確立してきた段階ではそういう方向性なのかなと思っているのですけれども。

○委員長（今村好市君） 小森谷委員。

○委員（小森谷幸雄君） この主要政策のほうでやられた事業については、今のお話ですと補助金行政とか、そういうものの対象外で、中間管理機構を通してやった場合には、どの補助金制度が適用になるかどうかは別として、補助金制度を受けやすくなると、そういう部分の実態としてあるとするならば、今茨城県の話が出たのですが、そういう意味の取り組みをJA 邑楽館林さん、あるいは板倉町、自治体としてそういうもの

を中間管理機構制度に移行する中で、農業に対する全般的ないろいろ補助金があるのでしょうかけれども、その適用が受けやすくなるとすれば、やはりそういったものを、農協さんが先に行くか、自治体が先に行くかは別として、農協さんが後退していれば自治体の側からそういう提案もして、先進事例も含めて農業関係者が少しでもプラスになるような制度に活用すべきだと思いますのですけれども、事務手続上面倒くささとかいろいろ、そういうものは除いたとしても、農業者がメリットを受けるとするならば、せつかくこれだけの実態、実績があるわけです。26年度だけをとってみても。そういう形で一步前に踏み出した中で管理機構を利用して農業者にメリットが行き渡ると、そういうふうに住組みを変えていけばいいのかなと、中間管理機構制度そのものも進んだ状態で表現できるのかなという思いがあるのですが、その辺はいかがですか。

○委員長（今村好市君） 橋本課長。

○産業振興課長（橋本宏海君） 基本的にはそのような考え方で、今後そういうほうにシフトしていきたいというのを一義的には考えております。

○委員（小森谷幸雄君） ぜひ頑張ってください。

終わります。

○委員長（今村好市君） ほかに。

黒野委員。

○委員（黒野一郎君） では、113ページ、決算、主要62ページ、労働者育成事業というのが113ページの間あたりにありますけれども、金額は多いか少ないかわからないのですけれども、二十何万円という、3団体というのか、3支部ありますけれども、この辺の含めて各補助金が……

[何事か言う人あり]

○委員（黒野一郎君） 113ページ。真ん中あたり。板倉のは建築組合、館林は労働者福祉協議会のほうに、それから訓練所のほうにも、私はちょっと訓練所が覚えがなかったのですけれども、この3つに労働者育成ということで行っているわけですけれども、金額はいろいろ違いますけれども、この中で何かあるのですか、これは。金額の数字が違うのは、例えば先ほど説明があった訓練所には2名行っているから幾らぐらいとか、その辺の数字の違いは。わかれば。

○委員長（今村好市君） 遠藤係長。

○産業政策係長（遠藤 進君） 労働者育成事業の各3団体の補助金の算出根拠なのですけれども、まず建築業組合費補助金につきましては、決算申請をしていただきまして、こちらもう定額という形になってしまっていますが、過去もう少し、ちょっと正確な金額が出てこないのですけれども、かなり金額がもう少し上がったのですけれども、数年前の町の補助事業の見直しの段階で決算状況を判断して、その当時町として補助金をカットするという状況で、6万3,000円という定額がその時点で示されて以降、この定額交付とさせていただいておりますが、毎年建築業組合から決算を確認をしながら交付をさせていただいております。

次の館林地区職業訓練運営会事業費補助金ですけれども、こちらに……1つ飛んでしまいましたね。失礼しました。邑楽地区労働者福祉協議会ですが、こちらにつきましては邑楽、館林でそれぞれの市町が負担しております、こちらにつきましては定額の割り当てが来てございます。館林が9万円、邑楽が4万500円、大泉が4万円、千代田が3万円、板倉町がこちらの4万円ということで、明和に関しては従来この労働者福祉協議会に参加している企業さんがいないということで、明和はゼロという負担になっております。こちら

板倉町からはCKPという会社の労働組合がこちらの協議会に参加をしております。

最後、館林地区職業訓練運営会でございますが、こちらは職業訓練法に基づく学校ということで、補助金の算出がまず均等割で館林邑楽地区各市町村4万円、これに人口割の単価として5円がかかりまして、あとはその市町村のいわゆる利用率的な調整率が入っております、板倉は1.2という利用率なのですけれども、そちらでカウントされまして、14万4,000円という金額の負担がこちらに来ております。

以上です。

○委員長（今村好市君） 黒野委員。

○委員（黒野一郎君） では、訓練所2名行っているとか、5名行っているから金額がどうのこうのではなくて、そういう組織の中の割合があるということなのですね。

先ほど話があった板倉の建築業組合、事業内容というのか、活動内容、町に対する貢献度もあるのでしょうか、その中で審査をして、以前は結構金額が多かったのでしょうかけれども、貢献度の中でだんだん、だんだんと少なくなってきたのかなという捉え方するのですけれども、しかしながら今いろんな中で、土木組合含めてですけれども、先ほど針ヶ谷委員が言った担い手も含めての中で、建築業組合でも後継者がだんだん、だんだん少なくなってきた、私も総会何度か行った経過あるのですけれども、結構年配の方が多いなという感じで、ですからそれを含めて、農業もそうですけれども、こういう建築業組合も育成というのか、これは町全体が、町もどうのこうののではないかもしれないけれども、建築業組合の中で若い人を育てるのもそうでしょうか、支援についてはやはりそういった若者が自分たちの職業を頑張るのだという、そういった気持ちも含めて自分の選択しながらの職業があるのでしょうか、親からの自分の職業、家をやっていくのだという、だけれどもただ個人個人に頑張ろうと思っても、どうしたらいいかなという、若者はなかなか迷う中での仕事がありますので、その辺町としてはこういうだんだん、だんだん補助金減ってしまうというのはどのように考えていますか。

○委員長（今村好市君） 遠藤係長。

○産業政策係長（遠藤 進君） 建築業組合の方からもやはり後継者がなかなかというお話は聞いてございます。組合に直接という支援はこの金額で、その過去町が行った補助事業の見直し以降は下げることなく財政要求をさせていただいて、支援をさせていただいておりますし、建築土木に関しては館林職業訓練校、ここも今板倉から行かれる学生さん、若い方というのは建築家のいわゆる担い手の方の意欲のある子が行っていますので、やはり町の建築業組合だけではなくて、関連してそういった職業訓練にも支援を継続してやっていきたいと思っておりますので、これを下げていくということではなくて、継続をしていきたいというふうには考えてございます。

以上です。

○委員長（今村好市君） 黒野委員。

○委員（黒野一郎君） やはりそういった育成を含めて町からのPRって、行政もそうだけれども、商工会もやはり上部組織でしょうから、建築業組合の上でしょうから、商工会としてもそういった育成含めてやっていると思うのですけれども、その辺の流れの話というのは来ていないですか。商工会が若い人たちに頑張れと言って育成を、こういったことで、ではあなた職業訓練したほうがいいとか、こうだとかという、そういう投げかけはしていないですか。風の便りでわかれば。

○委員長（今村好市君） 遠藤係長。

○産業政策係長（遠藤 進君） 具体的にそこの細かく若い方限定で商工会が相談をしているかというのはわからないのですが、商工会にも補助金を出す中で商工会の実績ヒアリングをしているのですが、その巡回指導ですとか、窓口相談というのは年々回数が増えてきております。というのは、もちろん経営上の融資の相談ですとか、後継者以外の相談も多いのですが、そういったところで巡回相談も年に、商工会申告の数字ですので、確実かというところなのかもしれませんが、26年度ですと182社巡回していますというような実績が上がってきてございます。相談窓口でも81社、複数回やっているということで、それ以外にも個別講習会、集団講習会等も実施しているということでの確認はしておりますが、具体的にその内容が後継者を育成するような内容かということまでは把握はしてございませんが、そういった商工会のほうでのバックアップ支援もしているというふうには認識はしてございます。

以上です。

○委員長（今村好市君） 黒野委員。

○委員（黒野一郎君） では、町担当と建築業組合事務局というのか、執行部なりとのそういう懇談会とか、そういう触れ合いの場所というのは年間やっていらっしゃるのか、やっていないのか。ただたまたま建築組合総会とか、そういうときに行く可能性はあるのでしょうか、それは別件で何か直接的に町担当と事務局というのか、そういう話し合いというのか、何かそういうのがあるようでしたら。なければいいですけども。

○委員長（今村好市君） 遠藤係長。

○産業政策係長（遠藤 進君） その団体とは、やはり総会ですとか、そういったところへご招待いただくときの機会のみでしか意見交換する場は設けてございません。

以上です。

○委員長（今村好市君） 黒野委員。

○委員（黒野一郎君） ぜひ、ではこの3つもそうなのですが、何とかできるだけ力を加えていただいて、先ほど話したとおり育成等々含めながらぜひ、予算も事業審査しながら、どうも減っているから金額下げると、その辺も含めてあるのでしょうか、町の活性化含める中の建築業組合もあるでしょうか、できるだけ骨折っていただいて、ぜひ前向きにお願いしたいかと思っておりますけれども、よろしく申し上げます。何かコメントあるようでしたら。課長が何か俺の顔見ているから、何か。

○委員長（今村好市君） 橋本課長。

○産業振興課長（橋本宏海君） 今のご質問とちょっとピントがずれる部分もあったらご容赦なのですが、その建築業組合を含め、商工会の中で要はその組織そのものが元気が出ることがそういう後継者の育成にもつながっていくのかなというふうな形の中で、今年度ご案内したかと思うのですが、リフォームの補助事業、これを始めさせていただきまして、その補助事業を展開することで建築業組合にかかわらず水道屋さんとか、そういう住宅にかかわるような部分での補助制度を確立して、町の業者に限定した中でそういう仕事が回っていくよ、それに対する補助金として商工会の利用券というか、実際のお金ではなくて商工会の券を発行することで補助金でいただいた方が町内の商工業者を使って利用していただくということで経済がリフォームという建築業務を中心にして巡回していけばいいかなということで、行政とすればそ

ういう取り組みもしていますので、その辺も、特に盛況のうちにこれも今年度予定した金額のほうがもういっぱいというふうな状況ですので、今後そこいら辺の利用状況等々も踏まえて、そういう側面的な商工業者を支援していくような施策をいろいろ展開していきたいと思っておりますので、ご支援いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（今村好市君） よろしいですか。

本間委員。

○委員（本間 清君） 5日前ほどの上毛新聞に出ていた記事のことですけれども、26年度、去年度ですね、群馬県に訪れました観光客が消費しました金額、これが邑楽郡内においては板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町とありますけれども、この中において板倉町が群を抜いてと言っては大きいですけれども、意外と健闘したことはご存じでしょうか。

○委員長（今村好市君） 遠藤係長。

○産業政策係長（遠藤 進君） 承知しております、内容についても詳細についても我々のほうで積算した数値を毎年報告している数値ということで承知はしてございます。

○委員長（今村好市君） 本間委員。

○委員（本間 清君） この中で板倉町が8億3,300万円ほどの観光客消費額とありますけれども、失礼ながら明和町は1,100万円とか、千代田町は2,300万円とか、大泉が1億3,000万円、邑楽町が9,700万円、1億円にちょっと届かずという感じですが、この好成績と言ってはちょっと語弊がありますけれども、このようなことになりましたのは、観光課としましてはどのように分析なさっているのでしょうか。

○委員長（今村好市君） 遠藤係長。

○産業政策係長（遠藤 進君） このまず8億3,000万円という数字の内訳なのですけれども、5億円強が板倉ゴルフ場の消費数になってございます。残る3億円という数字を見ましても、邑楽さんが1億円欠けるぐらいということですので、板倉のほうで群を抜いているという実態は変わらないと思います。この中身についてなのですが、これは一昨年来町のほうから観光物産国際協会に申し入れをしているのですけれども、もともとの観光調査の数値の捉え方というのが、国が一定の指針を出しているのです。一つの消費行動で、例えば交通費、板倉の雷電神社に来る、雷電神社でお金を落とすだけの単価ではなくて、雷電神社に来るために足で使った交通費、ですから地元埼玉、東京でガソリンを入れてきた分も雷電神社に来るお客さんが消費をする額としてカウントをするという基準で交通費も単価として入れて計算をしてくださいということ、それがまず1点、郡内、県内の捉え方が違って統一されていない。邑楽、明和、千代田あたりに聞きますと、あくまでも地元の町で消費するであろう単価だけをカウントして報告していますということで、その実態が伴っていないという実態がございまして。それと、やはり観光客数にその単価を掛けますが、もとの観光客数が、こちらでも正確な数字というよりも、公表される数字ですので、町の活性化ということで、ある程度膨らませた形で見て今まで報告をしていたのです。これが実際それでメリットは、板倉町ってそんなに人が来ているのだという印象を与えられればそれでプラスだけだったのですけれども、一昨年からその数値を使って先ほど申し上げた観光協会の負担金を引き上げてきたのです。ですので、それではちょっともともと使っている数字のデータの信憑性、それを流用すること、それはおかしいのではないかとということで町長のほうからも今年も実はその段階からずっと申し入れをしています。そういった数値で、26年の10月以降から

はカウント数値を見直しまして、雷電神社と高鳥天満宮で大体1年間で1億円以上の消費額があるというカウント、それぞれですから、そこだけでもう2億円が差が出てしまっているのです。ですから、そこを今見直しまして、実態、郡内、県内等のまず積算根拠の確認をしまして、すり合わせをして、それに合わせた形で27年以降に関してはこの数字が、ゴルフ場に関してはどうしてもうちのほうが乗ってしまいますので、それ以外に関しては郡内と同じような数値になってくるというふうに今まさにこの発表前から取り上げていたというのが実態でございます。

以上です。

○委員長（今村好市君） 本間委員。

○委員（本間 清君） そういたしますと、ゴルフ場がかなりの大きなウエートを占めているということで、純粹たる板倉町の観光事業としてはそれほど多くないということが本当のところだったのでしょうか。

○委員長（今村好市君） 遠藤係長。

○産業政策係長（遠藤 進君） 実態としますと、邑楽郡ですと邑楽町さん、大泉さんあたりの1億円強前後というところがゴルフ場抜きの数値というような考えでございます。

以上です。

○委員長（今村好市君） 本間委員。

○委員（本間 清君） 話はやはり聞いてみないとわからないものですね。

それと、いろいろ板倉町をPRするためには、観光客を呼ぶためにいろいろイベントなどを用意しているといいたいでしょうか、今年もまたすぐにアピタなどに行って、いたくらんなどを連れて行って板倉町をPRしていただけるようですけれども、いたくらんという新しい強い味方ができましたので、これからも一層板倉町をPRしていただきたいとお願いいたします。ありがとうございました。

○委員長（今村好市君） よろしいですか。

ほかに。

小林委員。

○委員（小林武雄君） 主要施策の57ページのところの町単独土地改良費のところ、これ見ますと農道が1カ所、排水路が3カ所、その他が1カ所と一応聞きましたけれども、申請が少ないのか、工事が少ないのか。それ申請が少ないのですか。ちょっとお聞きしたいのですが。

○委員長（今村好市君） 伊藤係長。

○農政係長（伊藤泰年君） こちらの事業そのものが緊急的に壊れた農道とか排水路、それを補修を目的に行うような町単独の事業となっております。それと、国、県の補助事業の対象とならないような小規模な事業をこちらの事業として行っているような状況になっています。昨年度でいいますと、農道になりますが、大同地区で54メートル砂利道で舗装してございます。それと、排水路の整備工ということで飯野地区でのり面の補修を行ってございます。それと、海老瀬地区でU字溝で15.6メートルのU字溝の敷設、それと大箇野遊水池に関するところなのですけれども、大箇野遊水池が大箇野川と遊水池のほうに結ばれているのですけれども、その大箇野川からそのまま遊水池のほうに自然に流れ込む量が多くて、それをとめるための堰板を設置した工事となっております。それと、粕谷地区で同じく水路の保全ということで、その工事が含まれております。本当に小さいような工事をこちらの事業で取り扱うような形になっております。

○委員長（今村好市君） 小林委員。

○委員（小林武雄君） これはあくまでも地元の方のというか、地元の方々の申請、要請があつてからの工事になると思うのですが、そういう要請は今のところ残りはないのですか。何か見ていると農道が結構荒れているところが結構あると思うのですが、その辺の申請の残りというのはありますか。

○委員長（今村好市君） 伊藤係長。

○農政係長（伊藤泰年君） 特に申請というのは特段設けていないのですけれども、そのときそのとき、こういった大雨が来たときに水路が崩れてしまったよとか、そういったときに対応するような事業になっておりまして、申請を受け付けて取り扱うということでは余りないような状況になっています。

○委員長（今村好市君） 小林委員。

○委員（小林武雄君） そうしますと、最近コンバインとかトラクターとか、かなり大型化になってくる関係で、昔の農道の幅だけですとかかなりのり面というのですか、結構崩れているところが結構見えるのです。その辺ところは、そうしますと農政課のほうで巡回しながらその辺の箇所を直していくということになるのですか。

○委員長（今村好市君） 橋本課長。

○産業振興課長（橋本宏海君） 今のご質問の関係、その要請と実施の関係なのですけれども、特にここでいう産業振興課が所管しています町単独の土地改良事業というものが、ある意味緊急避難的な業務ということでご理解いただきたいと思いますので、今委員さんのご質問の例えば農道が路肩が崩れているとか、荒れているところがということだと、板倉町の中の道路に関しましては基本的に町道の認定を受けています。そうしますと、道路を補修するとかそういう内容ですと、区長さんを通じて都市建設課に行くような形が基本的な形になりまして、そちらでどれだけ要望に対して対応しているかということとどれだけ残りがあるかということ、ちょっと細かなものはあれなのですけれども、小規模な、要は町のトラックで行って砂利を敷いてちょっと敷きならすだとか、そういったものについては随時対応していたりだとか、あとは道路が狭いので広げてほしいよというのは、ちょっとこれ細かな数字あれなのですけれども、区長さんを通じて都市建設課に要望が出されて、幾つかこれから事業を展開していくような残っている部分というのはあるような話は聞いています。そういった中で、産業振興課はどちらかという排水路が主力でして、実際ある程度の規模の排水路につきましてもやはり産業振興課、陳情なり要請を受けまして、まだ全部し切れていないということもありますけれども、やはり財政的な問題もありますので、中期5カ年計画だとか、ああいった中に盛り込んだ形の中で、できるだけ国、県の補助事業を取り組んで計画的にとか、ある程度できる行政の限りがあるという中で計画的やらさせてもらっている。それと、この町単独につきましても、あくまでも緊急避難的な部分ということで、たまたまここで農道1カ所あるのですけれども、これにつきましても過去の事業絡みの道路でして、たまたま土地改良事業実施して未完成だった部分を今回関係者の合意が得られたということで、もともと事業を産業振興課のほうで展開していたということで、農道1件ということで、ある部分でいくとイレギュラーな形での道路に対して整備のほう実施したということでご理解いただければと思います。それ以外の排水路につきましても、区長さんなりそういったところから要望が出た中で、予算の範囲内でできることを展開していつているということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（今村好市君） よろしいですか。

ほかに。

青木委員。

○委員（青木秀夫君） 主要施策の62ページ見てください。この一番上の産業施設設置促進奨励金ということで伺いたいのですが、この4社のほかに、あと下のほうに2社とか、その後の幾つか売れたものは、みんなこれは改正前の旧条例の、もちろんこの4社は旧条例のまんまなのでしょうけれども、後のもほとんど受けているのかと思うのですが、1つ聞きたいのは、例えばここに東基ってあるでしょう。この会社は土地を取得して、それからこれから工場というか建物を建設するわけですね。すると、これからつくった建物も旧制度というか、旧条例の適用受けるわけなのですか。それで、これができてからまた5年間奨励金を出さなくてはならないわけね。もうこれ土地買って3年、4年たっているよね。

○委員長（今村好市君） 遠藤係長。

○産業政策係長（遠藤 進君） おっしゃるとおり、ミルックス、イートアンドについてはもう建物ができていますので。東基さんについては現在建築中で、こちらにつきましては今年の優遇制度の改正の特例、経過措置ということで、その前に土地を取得したものに関しては従前の優遇制度を適用するということになってございますので、もちろん契約に当たって5年間土地、建物、当然建物は1年ずれるというのも交渉の中である中で、5年間という説明をしてきたところでございますので、旧制度を該当させるというようなことであります。

○委員長（今村好市君） 青木委員。

○委員（青木秀夫君） それで、この奨励金の制度も条例を改正して事実上なくなったに等しい条例になったわけですが、その後幾つか引き合いというか、幾つかというか、結構来ているのでしょうか、この話に。その来ているところは、この条例が変わって奨励金が事実上なくなってしまったみたいなのだけでも、そんなことは障害になっているということはないのでしょうか、あるのでしょうか。その話の中で。交渉とどうか。

○委員長（今村好市君） 遠藤係長。

○産業政策係長（遠藤 進君） 端的に言いますと、ほとんどないです。優遇制度を改正させていただきにご説明申し上げましたとおり、やはり企業さんが当町を選んでいただく優先順位で優遇制度というのはかなり下です。今年度ご報告させていただいております先般の東都フォルダーさんというところが1社決まりまして、それとその前にキューケンさんという、2社決まっています。今年度決めたこの2社は新制度なのですが、全く奨励制度に関しては交渉段階でも、あるのだからいな感じでございます。それ以外、前年度に決まったトミッツさんという町内の業者さん、あと太田の宝泉プレジジョンさん、こちらにつきまして、あとグリーンパッケージさん、この3社につきましては旧制度が適用されますので、5年間全額というような形になります。

以上です。

○委員長（今村好市君） 青木委員。

○委員（青木秀夫君） 条例を改正して事実上奨励金の制度がなくなっても余り影響ないということなのですね。

ついでにちょっといいですか、もう一つ聞いてしまって。住宅のニュータウンの販売なのですけれども、去年2区画契約したというのは限りなくゼロに近い状態なわけなのですけれども、この間企業局からの説明に来て、相変わらず言っていることがちぐはぐなことを言っているのだけれども、土地を何か評価がえして安く売るといったような体制が整ったのだというような説明をして、「じゃ、したんですね」と言ったら、いや、これから検討してするのだと。すると何か話が全然違うので、最初の意気込みは土地の実態に合わせて評価がえして、今度値下げして売りがよくできるのだと、したのだと言って説明をして、「じゃ、したんですね」と念を押すと、いや、まだしてなくて、これからそれを検討するのだと、何かそんなようなこと言っているけれども、その話はどんなふうに聞いていますか。それで、今度土地を何か値下げして売るといった話もしているのですけれども、これはまだ将来の話なのかい。まだ全然決まっていなげな話だね、この間企業局の説明だと。

○委員長（今村好市君） 遠藤係長。

○産業政策係長（遠藤 進君） 担当レベルの話で恐縮なのですけれども、2年前から値下げに関しては、もうその前から町から申し入れていて、2年前に企業局は単価を下げる方向で着手をしています。報告を受けています。26年度いっぱい評価をし直して、単価を見直すという、基準値を出すということでやっていたのですけれども、実際それが先延ばしになって今されていないのですが、恐らくやっているというのは、26年の評価を基準に見直しをして、価格をいったん精査して出してはあるのだと思います。事務方の中で、それを公表して値下げしますと確定をするという行為に至るに、踏ん切るにやはり地元説明というのは多分、先般議会でも心配されていたような感覚を持っておるので、踏ん切りができなくて実行に移せないまま年明けて27年になってしまったので、もう一度27年の評価、それを入れて算定をし直さなければならないという説明を事務方では受けていて、それをできれば今年度中には値下げに踏み切りたいという意向はあるのですというような官公庁用語で町には説明を受けているというような状況でございます。

○委員長（今村好市君） 青木委員。

○委員（青木秀夫君） この間の説明ですと、最初の説明だともう去年に評価がえして決算したのだというような説明しているわけです。「じゃ、したんですね」と確認すると、いや、これからするのですと、全然違ったことすつと言うのだよね。だから、さっきのように話だけなのだよね。やろうかということはこの間の説明会のとき課長が公営企業法の改正もあって、やはり実態に合わせた不動産も評価しなければいけないので、評価がえをしたのですよと、したので今度は売りがよくなるのだというふうなことを言って説明をして、それを確認すると、これからだということで、まだやっていないのだというのがわかったのだけれども、その辺がまたそんなニュアンスで説明されているのと違うの。それで、問題は、ヤマダ電機との提携も協定ということも解消されたわけなので、今どんなことを具体的には、相変わらず幽霊みたいなこと言っているの、話は。これから、これから、これからと言って。あの人言ったのよ。あの人らも。あの人らは転勤で来ているから、あのポストに来るから、新鮮さがあるのだよ。これから、これからってスタートするみたいに。ところが、あれもう20年近くなるので、我々聞いているほうから見るともうくたびれてしまって、もう何か関心も薄れてきているというのになってしまっているのだけれども、そこら辺のギャップが物すごくあるのだよね、会話して。向こうの企業局のスタッフは、何かすごくまだ就任してきたばかりだから、これからやる気があるのだというふうな、入ってみれば大学の受験生でいえば現役の学生ぐらいのつもりで

いるのです。高校2年生か1年生ぐらいな。ところが、我々からいくと、おまえもう13年ぐらい浪人している生徒ではないかというようなとり方しているのです。これ、遠藤さんずっとニュータウンの係みたいなのをもう10年選手でやっているから、結構県の職員とのやりとりだとそういうギャップ感じていると思うのだけれども、どんなこと具体的に今やろうとしているの。去年も2区画だし、今だって全然闇の中、霧の中ではなくて闇の中にいるような感じかと思うのですけれども、その辺のはどんなふうに受けとめているの。聞いているの。

○委員長（今村好市君） 遠藤係長。

○産業政策係長（遠藤 進君） 説明を聞いているというよりも協議でこちらからも申し入れをしているというような状況なのですけれども、現時点で群馬県企業局で売れる土地というのは、朝日野4丁目の南のところでもう11区画ぐらい、これ坪9万円、最安値の、それしかないというような状況でして、それ以外に売れ残っているところ、売れ残っているという言い方ちょっと語弊があるかもしれないのですが、そこがまだ旧の値段ですので、ですからこの格差ではどうやっても坪30万円の土地を今板倉のニュータウンの中で売り出したところで売れないという状況に認識してもらいたいということはずっと申し入れていまして、まずはやはり価格の見直しをしていただくということをずっと申し入れしています。去年もいよいよやってくれるのだという、鑑定士まで入れたということで、鑑定士も町に調査に来たりということで具体的に動きが見えたので、期待をしたのですけれども、結果実行に踏み切れないという。ですから、今年度ももう半ば過ぎていきますので、かなり心配はしているのですが、まずは価格の面、しっかりと精査、実情に合わせた価格の面を見ていただいて、売り物の商品を用意していただかないとならない。それと、ヤマダ電機から返ってくる土地、これを今まで全ロットを1企業だけに任すような営業ではなくて、そこをさらにでは何区画か、新住から外れますから、では2分の1、3分の1ということでおろしをしていくような営業活動をしていけるように整えてほしいということでの話し合いを今進めているというような状況で、ちょっと答えになっていないかもしれないのですが、町からはそういうことで申し入れをしながらやっています。

○委員長（今村好市君） 青木委員。

○委員（青木秀夫君） それで、では今具体的なパンフレットでもチラシでも何でもつくって、そういうものをあっちこっち配って歩くとか、そういう宣伝活動というか、営業活動、そういうのは事実上今やっていないでしょう、全然。というのは、これは一つのいい例が、あそこの藤岡のほうから板倉ニュータウンというか、海老瀬のほうに入ってくる幼稚園のところの角があるでしょう。十字路なのだけれども、変な丁字路みたいな。わかるでしょう、あの県道の曲がったところの。あそこに前は看板立っていたね。板倉ニュータウンというでっかい、そこそこでかい看板が。あんなのもとってしまったのだけれども、あれどういう意味で撤去したのですか。費用がもったいないから。

○委員長（今村好市君） 遠藤係長。

○産業政策係長（遠藤 進君） あの藤岡の県道のところ以外にも……

○委員（青木秀夫君） あれ県がやっていたのでしょうか。

○産業政策係長（遠藤 進君） はい、県の企業局です。それ以外にも館林インターおりた正面にもあったのですけれども、それも今後撤去するという、いわゆる老朽化をして、もう一回新しく、修繕がきかないということで、新しくつけるほどの、いわゆる企業局の判断ですが、効果はないということで、企業局はそれ

を撤去、老朽化してきたものは、基本的にはつけかえ更新ではなくて撤去をしていくというスタンスのよう
です。であれば、それにかわるPRというのを何か考えているかということ、一切今のところ、おっしゃると
おりイベントキャンペーンとかも昔はチラシまきに行っていたのですけれども、そういったこともやらなく
なってしまうというような状況で、地元の担当としてはもどかしいばかりで、何もできない状況なの
ですが。

以上です。

○委員長（今村好市君） 時間がちょっと過ぎているので、簡潔にお願いします。

○委員（青木秀夫君） 結局本音は、地主なのだけれども、売る気はないのだよね。売りたいのだからね。
本音は、売れなければいいなと思ってチラシもつぐらないし、そんな看板も外し、それ何かその場しのぎに
何か何とか努力しているよ、努力しているよというふうな姿勢を見せているので、これ困ってしまうよね。
だから、それであれば、人任せが一番困るのは、板倉町が一番困っているのだ。売れば板倉も得するのだ
から。よく言う下水の使用料だってできるし、何がしかの固定資産税だって入ってくるわけだし。それだか
ら、やはり地主がやらないのだったら板倉町が、しょうがない、やらないのだったらお金かけてやるしかな
いのではないのかい。看板かけるとか、チラシつくるとか。こっちも得するのだから。だから、そういうの
を少し考えてくださいよ、それは。本来は企業局がやるべきものなのだけれども、地主が全然売気がなく
て、売れなければいいなと思って、私は売れなければいいなというのが本心なのだと思うよ。決算上。だか
ら、ああいうこと何年も同じこと繰り返しているのだと思うのです。だから、地主がやらないのであれば、
板倉町が少しでも宣伝してそういう効果が上がるのであれば、やはり積極的に、あそこに産業振興課が間借
りしているというか、留守番というのか、あそこに事務所構えているのだから、結局だからあそこを板倉町
が営業窓口みたいに、ついではなくてもうちょっと本格的にあそこで、いいちゃんとチラシでも何でも、
パンフレットのつくって宣伝していくというような形でしていったほうがいいと思うのです。でないといつ
までたつたって得にならないです。頑張ってくださいよ、課長。人ごとではないのだよ、これ。みんな新し
くて新鮮なので、いや、これから、これからってみんな言うのだけれども、これからではないのだよ、もう。
20年もたつたのだから、もう。ぜひ頑張ってもらいたいのですけれども。

○委員長（今村好市君） では、その件は検討してください。

時間ちょっと過ぎましたけれども、これで産業振興課の決算の審査については終了したいと思います。大
変長時間ありがとうございました。ご苦労さまでした。

午後の再開については、1時再開ということをお願いいたします。

休 憩 （午前11時43分）

再 開 （午後 0時55分）

○委員長（今村好市君） 時間ちょっと早いのですが、再開をいたします。

続きまして、都市建設課の決算審査に移りたいと思います。

最初に、都市建設課のほうから説明をお願いいたします。説明については、要点説明ということでよろし
くお願いいたします。

では、お願いいたします。

○都市建設課長（高瀬利之君） 都市建設課でございます。よろしくお願いいたします。

都市建設課につきましては、計画管理係、それから建設係、2係でございますけれども、初めに私から平成26年度に実施いたしました主要な事業につきまして概要を申し上げまして、詳細については各担当係長からご説明申し上げますので、よろしくお願いいたしますと思います。

初めに、計画管理係が担当しています事業でございますけれども、主な事業といたしますと道路維持事業、それから河川維持管理事業、公園維持管理事業がございます。道路維持事業につきましては、街路樹の剪定と維持管理、また道路の白線等の引き直しなどの交通安全対策工事、それから町内一円におきます道路の修繕工事を実施をいたしてございます。また、河川維持管理事業におきましては、谷田川堤防、それから古利根堤防の除草の管理を実施をいたしてございます。公園維持管理につきましては、町が管理しております公園の樹木の剪定や除草、それから公園遊具の修繕等実施をしてございます。いずれの事業につきましても前年度とほぼ同様な決算額となっております。

次に、建設係が担当している事業でございますが、町単独道路整備事業、八間樋橋整備事業、1—9号線、それから橋梁長寿命化事業、そういったものが主な事業となっておりますけれども、町単独道路整備事業におきましては、測量や設計業務を7路線、それから道路整備工事においては8路線、そのほか用地買収、物件補償等実施をいたしてございます。また、群馬県が実施しております国道354号板倉北川辺バイパス整備事業に合わせまして、下五箇地内におきまして側道整備のための用地買収を行ってございます。それから、八間樋橋整備事業におきましては、平成23年度に国庫補助事業といたしまして採択をされて工事を進めてきているわけでございますけれども、平成26年度におきましては大箇野川を渡る橋梁の工事を中心に実施をいたしてございます。また、橋梁長寿命化事業におきましては、平成25年度からの繰り越し事業となりますけれども、1級河川谷田川、それから板倉川にかかる橋梁の2橋の修繕工事を実施いたしました。工事関係における決算につきましては、国庫補助事業等における交付金の減額、そういったものによりまして前年度に對しまして減となっております。

以上、平成26年度実施しました主要事業の概要でございますけれども、詳細については各担当係長からご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（今村好市君） 渡辺係長。

○計画管理係長（渡辺正幸君） 計画管理係、渡辺です。よろしくお願いいたします。

そうすれば、初めに歳入からご説明したいと思うのですが、主なもののみご説明にさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、決算書の21ページごらんいただきたいと思います。中段よりやや下ですけれども、道路占用料152万5,148円でございます。こちらにつきましてはの対象となる物件でございますが、東京電力、NTT、それとケーブルテレビ等の電柱や電線、またガス管等が対象となっております。内訳につきましては、今年度の対象となった内訳につきましては、NTTの電柱及び通信線、それと東京電力の電柱及び電線、それとケーブルテレビの通信線、それと堀川産業のガス管、KDDIの通信線、館林ガスのガス管、坂田建設の現場事務所、それと日本郵便の郵便差し出し箱、それと富士食品とイトアンドの工事に伴う敷き鉄板となっております。

続きまして、その2つ下になりますが、町営住宅使用料でございます。307万9,664円でございます。こち

らにつきましては、町営住宅、現在板倉町3団地でございます。その料金の徴収の額となっております。まず、岩田団地ですけれども、現在5戸ありまして、こちらが80万400円、それと海老瀬団地が6戸、106万7,264円、それと原宿団地が8戸で121万2,000円となっております。

歳入については以上です。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。決算書の131ページをごらんいただきたいと思えます。中段ほどの道路維持事業でございます。こちらの中の街路樹管理委託料でございます。こちらにつきましては、板倉ニュータウン内幹線道路、緑道、1—12号線等の除草、または除草剤の散布、街路樹の剪定となっております。また、その街路樹等の剪定をした伐採樹木及び草の処分ということで564万177円となっております。

続きまして、その下の安全施設工事費でございます。こちらにつきましては、352万800円となっております。こちらにつきましては、大字板倉地内ほかの区画線の維持工事が2,264.6メートル、それと大高嶋地内が2,144.3メートル、それと大字除川地内ほかで2,350.1メートル、合計いたしますと6,759メートルの区画線の工事ございました。

続きまして、その下の道路補修工事費でございます。1,659万7,470円でございます。内訳といたしましては、大字海老瀬地内で排水工事、それと同じく海老瀬地内で土どめの設置工事、それと同じく海老瀬地内で舗装の修繕工事、それと町道維持修繕工事ということで側溝等構造物、またオーバーレイ等穴埋めを行いました。側溝等構造物については、町内全体で34カ所を工事いたしました。また、オーバーレイ等につきましては16カ所を工事をいたしました。

続きまして、133ページをごらんいただきたいと思えます。河川維持管理事業でございます。その中の谷田川除草管理委託料でございますが、550万円でございます。こちらにつきましては、谷田川ののり下までを4月、7月、12月の3回、それと路肩片側2メートルを9月の1回ということで、全部で4回実施いたしました。こちらについては、本来であれば県が管理すべきものですが、設計基準に基づく除草委託では年間の除草回数が多くても2回程度となってしまうため、現実的にはとても間に合わない状況でございます。そのため、県の限られた予算を町が受けまして、それを再委託している事業となっております。

続きまして、135ページをごらんいただきたいと思えます。その中の中段よりやや下の繰り越しということで、都市計画推進事業248万4,000円でございます。こちらにつきましては、都市計画のマスタープランの改定業務の委託料となっております。こちらの繰り越しにつきましては、12月に補正を行いました。改定するに当たりまして県マスタープラン、町内の調整、また原案の縦覧等の作業に9カ月ほど要することから、今回繰り越し事業となっております。

続きまして、その下の公園維持管理事業でございます。その中の公園等維持管理業務委託料1,309万1,285円でございます。内容といたしましては、除草、除草剤の散布、それと片づけ、トイレ清掃、樹木剪定、また落ち葉拾い、それとさくらトイレのくみ取り及び浄化槽の清掃業務、それと中央公園ほか8カ所の浄化槽の保守点検業務、それと草、剪定枝等の処分、それと中央公園ほか6カ所の除草管理業務及び蜂の巣の駆除、それとふれあい公園、いずみの公園の除草管理業務となっております。

続きまして、その下の公園施設改修整備工事費213万1,500円でございます。内容といたしましては、谷田川グラウンドの整備工事及びいずみの公園のあずまの改修工事費となっております。

続いて、137ページをごらんいただきたいと思えます。一番下のほうですが、原宿団地の借り上げの賃借料

でございます。364万7,900円でございます。こちらにつきましては、1部屋3万8,000円掛ける現在原宿団地8部屋借り上げておりますので、8部屋掛ける12カ月分となっております。合計いたしまして364万8,000円でございますけれども、26年におかれましてオーナーさんが川野辺さんから山幸にかわったということで、残存期間を同条件で契約しまして、日割り計算をしたために100円の差額が生じたということになっております。なお、契約期間につきましては、平成20年の4月1日から30年の3月31日となっております。

計画管理係については、簡単でございますが、以上で終わらせていただきます。

○委員長（今村好市君） 塩田係長。

○建設係長（塩田修一君） 建設係を担当させていただいています塩田といたします。よろしく願いいたします。同じく主要な項目について説明をさせていただきます。

初めに、歳入からお願いいたします。ページ数でいいますと27ページの一番上の上段になります。土木費国庫補助金、道路橋梁補助金のうちの社会資本整備総合交付金について説明をさせていただきます。社会資本整備総合交付金につきましては、八間樋橋整備事業に認可事業費として5,500万円が認められております。そのうちの補助率55%の3,025万円の歳入となっております。1つ飛ばしまして、繰り越し橋梁長寿命化事業の内訳ですが、やはりこれも繰り越し認可事業費といたしまして1,000万円が認可されておりますので、そのうちの補助率55%の550万円の歳入となっております。事業内容につきましては、歳出の項目で改めて説明をさせていただきます。

続きまして、歳出の説明に移らせていただきます。

まず、131ページの上段にあります土木総務費のうちの登記関係事業、13節登記業務委託料についてご説明させていただきます。建設及び農政関係の道路拡幅整備において、当時何らかの原因で登記することができなかった未登記用地につきまして、未登記の原因が解消された用地につきまして、登記手続に必要な境界確認、測量図等の作成を登記業務委託として実施しております。26年度におきましては12件で、土地数的には13筆の登記業務委託を実施しております。それに対しまして346万2,419円を支出しております。また、未登記につきましては、登記の委託業務の必要のない書類の作成程度で済むものもありますので、職員の嘱託登記といたしまして、ほかに30筆の未登記の処理、案件の処理をさせていただきまして、合わせて43筆の未登記処理が26年度で完了しております。

続きまして、131ページの一番下になります。道路台帳補正業務委託料についてご説明させていただきます。道路台帳補正業務委託料として、道路管理等で使用しております道路台帳図などの修正を行っております。平成26年度内に変更のあった路線、路線番号、地形等の修正を実施する仕事となっております。この仕事に対しまして313万2,000円の支出をしております。

続きまして、1枚ページをめくっていただきまして、133ページ上段にございます単独道路整備事業についてご説明させていただきます。単独道路整備事業につきましては、全体で6,260万6,615円を支出しております。そのうちの初めに13節調査設計業務委託料についてご説明させていただきます。委託料につきましては、道路工事に先立ちまして境界確認等の用地調査、道路詳細設計、買収対象地の確定作業を調査設計業務委託として実施しております。平成26年度は、用地測量業務といたしまして3路線、道路の詳細設計業務といたしまして4路線の合わせて7路線を実施しております。それに対しまして1,034万6,400円を支出しております。

その次の15節道路整備工事費についてご説明させていただきます。単独道路整備事業工事として主に道路拡幅整備工事を実施しておりますが、ほかに大規模な舗装修繕工事等を実施いたしております。平成26年度につきましては、道路拡幅整備工事として5路線を実施しております。このうち町道4030号線につきましては、当初落札業者の辞退による再入札で時間がかかったことや、改めて請け負っていただいた業者とも打ち合わせをしたのですが、現地に合わせて特殊な擁壁を設計上見ておいたものですから、その製作に時間がかかりまして、年内の完了が困難であると判断させていただきまして、繰越明許とさせていただきます。また、舗装修繕工事として3路線を実施しております。単独道路整備工事全体で8路線を実施し、3,221万2,000円を支出いたしました。それとともに900万円を繰越明許ということで繰り越しをさせていただいております。

続きまして、17節、その下になりますが、17節の用地購入費についてご説明いたします。単独道路整備事業に伴う道路用地の取得費として支出しております。平成26年度は、5路線の20地権者から面積的には1,105平米の買収を実施しております。その買収代金といたしまして297万1,942円の支出を行っております。

続きまして、その下にあります22節物件補償費についてご説明させていただきます。町道単独道路整備事業に伴う支障物件の移転や撤去等の対価として、個人、東京電力、NTT、板倉町上水道事業に対し支出をしております。平成26年度では、8路線に対しまして個人13件、東京電力2件、NTT2件、板倉町上水道事業1件、合計18件の移転、撤去等に対しまして、その対価といたしまして1,686万2,380円を支出しております。

続きまして、その下にあります八間樋整備事業につきまして説明させていただきます。八間樋整備事業につきましては、全体で5,685万1,955円を支出しております。1つ飛ばさせていただきます。15節道路整備工事費についてご説明いたします。町道1—9号線道路改築工事費として支出をしております。昨年度の主な工事内容といたしましては、道路拡幅のために大箇野川にかかる番塚1号橋の架け替え工事を実施しております。主な工種としましては、現場内の高さ3.1メートル、幅4.5メートル、長さ10.3メートルの箱形の橋の築造工事、その基礎となります基礎の地盤改良といたしまして直径1メートル、改良長さ18.9メートルの改良工事を104本、あわせて護岸工事を152.3平米、道路側溝工事を74.3メートルを実施いたしまして、5,950万400円の支出をしております。

続きまして、その下にあります17節用地購入費についてご説明いたします。八間樋整備事業に伴う用地買収費として支出しております。具体的には、県道麦倉線との交差点を改築するために必要な用地の取得として1権利者より102.37平米を158万6,735円で買収させていただいております。それとともに今回県の河川の考えのもとに橋梁の高さの変更が必要に迫られたものですから、その高さの変更に伴いまして過去に買収が完了しております土地の不足が出たものですから、その追加買収といたしまして69.69平米を20万9,070円を支出して、合わせて179万5,805円を支出しております。この八間樋事業につきましては、平成26年度に総額で5,685万1,955円を支出しておりますが、この事業費のうちの国庫事業費として5,500万円が国庫事業費として認可されておりますので、先ほど説明したこのうちの55%、補助率の55%であります3,025万円が国庫金よりの歳入となっております。

続きまして、その下にあります単独道路整備事業の国道354号線バイパス関連の事業費について説明させていただきます。17節用地購入費についてですが、この費用につきましては、群馬県が現在施行しております国道354号線板倉北川辺バイパス整備において、板倉の町道の関連の事業になりますが、町道が寸断されるこ

とによって町道の機能を失う町道部につきましては、県の道路本体工事として機能復旧という工事はしていただくのですが、機能復旧であるため、それ以外の側道がつかない状況にありました。建設課、町として考えたところ、側道が全て全線つながるのが利便性の向上ができるであろうということで、国道の工事と一緒に町の道路工事と一緒にしていただくような方向で進めているのですが、その用地の取得金といたしまして、用地買収に地権者23名、それから面積的には3,671.38平米の取得費として1,213万6,782円を支出しております。この中で、あと今現在1件住居を含む土地があるものですから、今群馬県とともに個人と交渉して進めているのですが、転居先の場所が農地の中に転居したいということで、その転居の申請、転用等の申請を今現在しているところですが、もうすぐおりそうだという情報が来ていますので、それが終わり次第、今年になってしまうのですが、繰り越しさせていただいた3,800万円を投入して用地の全ての買収が完了する予定となっております。

続きまして、その下にあります繰り越しの橋梁長寿命化事業とうたっているところの説明をさせていただきます。長寿命化事業につきましては、13節委託料3,000万円を全額繰越明許とさせていただいております。支出につきましては、25年度の繰り越し事業としまして、15節工事請負費で1,061万8,800円を支出しております。13節の委託料についてですが、26年度当初の予算では1期工事として東北自動車道をまたぐ早沼橋の半分、全体の半分、2期工事に分けたのですが、半分の費用といたしまして当初は15節の工事費に計上しておりました。補修修繕工事の入札会にて不調が続きまして、落札してくれる業者がなかったということで、ネクスコのほうに、多方面の協力いただきまして、ネクスコさんのほうに受託していただくことに途中から変わったわけですが、その変更によりまして工事費から委託料に3,000万円変更の手続を補正でさせていただきまして、あわせて工事期間につきましては、やはり高速道路の上の工事になりますので、高速道路の規制とか、その他いろいろな要因がありまして26年度内の工種調整がつかないものから、それを繰り越しとして3,000万円、全額繰越明許としてさせていただいております。この事業費の3,000万円に対しまして、やはり国庫補助事業と認められておりますので、3,000万円のうちの2,850万円が認可されておりますので、認可額の55%である1,567万5,000円が完了し、でき次第今年度に歳入となる予定となっております。

続きまして、また同じところなのですが、15節工事請負費について説明させていただきます。25年度の繰越明許費の補修工事費になります。工事発注につきましては、河川の渇水期に施工できる発注しておりましたが、請負業者の下請となります橋梁断面補修の専門業者が現在全国的に仕事が多くなっておりまして、工期内に現場の対応が難しいという報告がありました。それとともに橋と道路をつなぐ場所で使うものですが、伸縮装置というのを交換する予定であったのですが、これもやはり工場のほうの製作が間に合わないということで、2橋とも繰り越しをさせていただいております。工事施工は渇水期である5月中には完成して、2橋の工事代金として1,061万8,800円を支出しております。この工事につきましては、前年度に前払い金といたしまして2橋の2工事合わせて300万円を支出しております。今年度分と300万円の支出を合わせて総額1,361万8,800円と事業費自体はなっております。この事業費1,361万8,800円に対しまして、国庫補助事業額として1,300万円が認可されておりますので、認可額の55%である715万円が歳入となるわけですが、このうちの165万円につきましては25年度に前払い金で払っていますので、25年度に歳入になっております。残りの550万円、先ほどの歳入でご説明したところになるのですが、残りの550万円が国庫金よりの歳入ということになっております。

続きまして、多少飛ばさせていただきまして、139ページの下段のちょっと上にあるのですが、防災対策費の中ですが、急傾斜地対策事業というのがその項目の一番下にございますが、19節急傾斜地対策負担金についてご説明いたします。本件事業は、群馬県が急傾斜地崩壊危険地区として指定している箇所崩壊防止対策工事を行った工事の負担金であります。施工場所は、大字海老瀬頼母子地区、これが今現在ニュータウン内のソーラーパネルの発電所がある海老瀬川の対岸にある場所で、一部未施工であった場所の対策工事を今年やっていただいた状況にあります。施工内容といたしましては、対象場所の高低差が7メートル、そこに対して施工延長13.8メートル、のり長といたしまして10.8メートル、施工面積に換算しますと約150メートルの対策工事を実施していただきました。総事業費は、県で事業したわけですが、その総事業費としまして999万3,100円という確定額がありました。そのうちの10%が町の負担金となりますので、99万9,310円の支出をいたしております。

大ざっぱではありますが、以上で建設係の決算の説明は終了とさせていただきます。

○委員長（今村好市君） 都市建設課の説明が終わりました。

質疑に入りたいと思います。質疑ありませんか。

小森谷委員。

○委員（小森谷幸雄君） 先ほど町道関係でいろいろお話があったのですが、一般論としてお尋ねするわけですが、陳情も毎年毎年上がってくるわけですので、町道の舗装率というのかな、改修率というのかな、パーセンテージが出せるかどうかちょっとわからないのですが、陳情物件に対しての実施した内容、陳情が何件あって、大体何件消化していると、概略で結構ですので、その辺をお伺いしたいと思います。

○委員長（今村好市君） 高瀬課長。

○都市建設課長（高瀬利之君） 陳情の関係でございすけれども、陳情につきましては全部全て終了したものは数からちょっと減らしてございまして、手をつけているところと、あとはつけていないところ合計をしているところでございすますが、それについては今のところ件数にすると70路線ございす。そのうち、これは前にもお話をさせていただきましたけれども、49路線が今のところ残っているという状況でございす。舗装率については、ちょっと計算とかしていないので、その辺ちょっと出ていないところでございす。

○委員長（今村好市君） 小森谷委員。

○委員（小森谷幸雄君） 70路線の陳情があって49が完了していると、何らかの形で、そういうことでよろしいのですか。

○都市建設課長（高瀬利之君） 未着手が49……ごめんなさい。49が未着手、残っているという、70路線のうち49が手をつけていないという、そういうことです。

○委員（小森谷幸雄君） つけていないということで、いろいろ常任委員会等でも現地視察とかありまして、A、B、Cだっけ、ランクをつけると。あれっ、そういうのなかったのだっけ。

○都市建設課長（高瀬利之君） それは委員会で、委員会の中でつけていただいた経緯というのはございす。

○委員（小森谷幸雄君） そうそう。その兼ね合いの中で、なかなか優先度は高いのだけれども、できているとか、できていないとか、その辺わかりにくいと思うのですが、生活道路の一部ということで、なかなか難しいところは着手できないというふうなところもあるのでしょうかけれども、そういう部分でのそちらの課

のほうでの考え方というのかな、いろいろ物件補償とかあって難しい部分も、必要なだけけれども、できないというふうな部分もあるのでしょうかけれども、その辺の取り組み、難しいけれども、生活道路としては非常に重要だというふうな判断が立つかと思うのだけれども、なかなか実施できないというふうなところもあるのでしょうかけれども、その辺は政策的に行政側としてここは抜かぬといかぬというふうなことで鋭意取り組まれているような事例もあるのでしょうか。

○委員長（今村好市君） 高瀬課長。

○都市建設課長（高瀬利之君） 陳情路線につきましては、基本的に地元からの要望という形でございますので、一番の重要なところは土地が買収できるかどうかというところになると思うのです。そういったところで買収ができない、相続等で買収ができないところについては地元にお話をさせていただいて、そういった手続をお願いをしたいというようなお話をしてございます。ですから、こちらから特に難しく動いているというふうな形ではないです。地元をお願いをして、できる段階になったらそこを取り組んでいくというふうな形になってございます。

○委員長（今村好市君） 小森谷委員。

○委員（小森谷幸雄君） そういった中で非常に難しい部分もあるのでしょうかけれども、やはり陳情された各行政区さんですか、役員さん、そういった形でお骨折りをいただいて完成させるというふうな道路も、最近の傾向とするとその難しさというのは大分あるのでしょうか。

○委員長（今村好市君） 高瀬課長。

○都市建設課長（高瀬利之君） これ、難しさについては以前からも同じ難しさだと思うのです。いかに用地の買収ができるかというところがやはり肝心なところになってきますので、ですからまず先にそういった調査をさせていただいて、地元をお願いをしていくということが肝心であるというふうに思っています。

○委員長（今村好市君） 小森谷委員。

○委員（小森谷幸雄君） そうしますと、基本的には地元の行政区さんから陳情が出たもので、特別の困難さがない限り、その陳情の順番というのかな、あるいはその必要度というのを考慮される部分もあるのでしょうかけれども、基本的には陳情に従って行政側としては地元の要望に応えるということで、大体その流れの中で改修あるいは拡幅、そういったものを作って地元貢献していきたいという流れになっておるのでしょうか。

○委員長（今村好市君） 高瀬課長。

○都市建設課長（高瀬利之君） 先ほどお話ししたとおり、残っている路線が70路線というお話がございませけれども、その中ではやはり公共性の低いものというものも採択になっているのがありますので、ですからそういったところは、以前今村議員さんからもありましたけれども、よく精査をして、そういうところで本当に手をつけていいのかどうかというところまでよく考えた上でやらなくてはいけないというふうに思っていますので、全て陳情採択になっているのを順番にというふうな考え方では今のところはないと思いますので、また優先順位については内規である程度の基準を設けまして、本当に1から10、20、30という順番ではないのですけれども、グループ分けとしますと5グループぐらいに分けて、大まかな優先的なものをつけて、それによって町道の陳情路線を実施をしているというふうな形でございます。

○委員長（今村好市君） 小森谷委員。

○委員（小森谷幸雄君）　そういう中で、従来と比べると道路予算も大幅に、大幅にと言っていいのかどうか分かりませんが、拡充をされていますよね。ひところは余り予算、お金もなかったということで、進みぐあいも停滞しておったところもあるし、今申し上げましたように陳情がどんどん上がってくるから、100%完了するということは不可能に近いわけですけども、そういう中で従来と比較すると、感覚的な質問になりますけれども、従来の進みぐあいと、例えば従来ですと、地形とか場所とかそういうものは別として、1本だったものが昨今は3本やれるとか、そういう感覚的な問題での都市建設課のほうでの感覚というのはどんな感じで推移していますか。

○委員長（今村好市君）　高瀬課長。

○都市建設課長（高瀬利之君）　なるべく、残りも路線も多いということで、予算が本当に縮小されたときは新しく手をつけるような路線がほとんどなかったわけで、今まで手をつけていたものをいかにやっていくかというのが先立っていたような状況がありましたけれども、今現在におきましては、できるだけ手をつけていない路線を新たに手をつけていきたいと思いますということで、大体3路線から、24年度ぐらいには6路線ぐらいまで新しく新規着手していきたいと思いますということで入ってきています。あとは、やはりまた余りに早過ぎても工事今度はその後ついていかななくてはならないですので、その辺のバランスも考えながら今のところはやっているような状況でございます。ですから、前に比べますとかなり進捗の状況は上がっているというふうには思っております。

○委員長（今村好市君）　小森谷委員。

○委員（小森谷幸雄君）　生活道路が基本になるのでしょうかけれども、その中で地元行政区さん等の陳情による改修事業が多いのかなというふうに感じますけれども、行政側として、生活道路ですよ。大きな道路とかそういうのは別として、課として、ここは陳情がないけれども、やるとかやらないとか、そういう町全体を見た中での課としての、陳情が上がる上がらないは別として、ここはやはり道路改修せぬといかぬなということなのか、基本的には陳情路線をやっていくというスタンスなのか、その辺の道路の整備についての基本的なところは、行政側でもやりたいというところはやるというふうな方向性もあるのですか。

○委員長（今村好市君）　高瀬課長。

○都市建設課長（高瀬利之君）　今小森谷委員さんがおっしゃっていた内容でございますけれども、今年の予算の3月ですか、ときにもやはり陳情路線だけではなくて、行政と町として、担当課としてどこか必要な場所があるのではないかとということもこれからも考えてやっていかななくてはならないのだろうというお話もさせていただいていますけれども、具体的に今、ではどこどこをやるのかということまでではないのですけれども、そういった方向で考えていかななくてはならないというふうには思っております。

○委員長（今村好市君）　小森谷委員。

○委員（小森谷幸雄君）　ぜひそういったものも含めて、陳情があるなしにかかわらず、町全体の中でここは必要であろうと、行政側として、陳情がなければやらないよということではなくて、地元の方と当然お話し合い、テーブルに着かないといけない部分もあるのでしょうかけれども、ぜひそういった部分にも目を向けていただいて、陳情のみにこだわらずにそういった部分にも着手していただければということで要望としてお願いをしておきます。

以上でございます。

○委員長（今村好市君） ほかに。

延山委員。

○委員（延山宗一君） 決算書でいいますと137なのですけれども、町営住宅管理についてお伺いをしたいと思います。

先ほどの説明の中で川野辺さんから山幸さんにかわったということの原宿団地、借り上げが1室3万8,000円で、8室、12カ月ということでのこちらに明細書いてあるわけなのですけれども、これについて、今度山幸さんにバトンタッチという、それは別にこちらの問題ではないのですけれども、この支払いなのですけれども、他の町営住宅とは違った意味を持っている住宅ということの意味なのですけれども、これについて、今回3万8,000円の金額なのですけれども、これ適正な価格として処理をされているのか、それについてもう少し具体的に説明をお願いいたします。

○委員長（今村好市君） 渡辺係長。

○計画管理係長（渡辺正幸君） ただいまのご質問ですけれども、借上料、共益費とありまして、1戸当たり総額4万円、内訳として借上料が3万8,000円、共益費が2,000円ということなのですけれども、この3万8,000円の根拠でございますけれども、こちらにつきましては群馬県内の同規模の住宅を公営住宅として借り上げている事例等を参考にいたしまして、オーナーさんと協議して決定をしているところでございます。また、賃料の改定等につきましてはですけれども、土地等の価格、それと経済事情の変動、それと物件改良、近傍アパートの賃料等の変動があった場合にはこちらの借上料についても変更していくという形になっております。

○委員長（今村好市君） 延山委員。

○委員（延山宗一君） この価格は適正というふうなことにあるわけなのですけれども、この金額は当初の金額と同額で支払いをされているのですか。

○委員長（今村好市君） 渡辺係長。

○計画管理係長（渡辺正幸君） この金額につきましては、当初から変更は今のところありません。

○委員長（今村好市君） 延山委員。

○委員（延山宗一君） この金額なのですけれども、20年から30年、10年間の利用権の結んだということかなと思うのですけれども、10年間の契約の賃貸料という非常に、なかなかその状況によっては変更も、変動されるということなのです。今の状況からして、もう一度こういうふうな賃貸料というのもしっかりと見詰め直ししなければならないのかなと思うのです。ただ単に最初からこの3万8,000円だということで、総額4万円ですよね。その支払いをされているということで、非常に山幸さんとはそういう問題については言いづらいところかなと思うのですけれども、今回川野辺さんから山幸さんにかわったということの一つの区切りでもあるということと、今回リフォームを全体的な、回りは塗装かえてきれいになったということなのですけれども、築年からすると非常に年数もたっているということかなと思うのです。中に入ってみなければ私もちょっとわからないのですけれども、外から見た限りでは非常にきれいにはなったものの、年数的には非常にたっていますよね。それについてどんなふうに考えていますか。

○委員長（今村好市君） 高瀬課長。

○都市建設課長（高瀬利之君） この関係については、川野辺さんから山幸さんにかわったときに、逆にう

ちのほうでいいます先ほどお話がありました3万8,000円の借上料、これが逆に安いのではないかというふうなお話も来ていまして、うちのほうとしますと先ほどお話したとおり周りの同規模の住宅を参考にして設定をしている金額でございますので、それを上げるということはまずできない。今後委員さんがおっしゃられるように周りの状況の変化もあると思いますので、そういった状況を見ながら、これは考えていかななくてはならないかなとは思っております。建物の回りが新しくなって、中も当然町が借り上げるとききれいにしてくださいしておりますので、中につきましてはかなりきれいな状況ではあるというふうには思っております。

○委員長（今村好市君） 延山委員。

○委員（延山宗一君） もう20年に借りたということで、今27年ということで、年数もたっているということになると、やはり今しっかりとその辺のところも確認はしていかなければならないと思います。これは火災保険も2万3,000円ということなのですが、これは山幸さんのこの住宅の火災なのですか、それとも他の海老瀬もしくは原宿にありますけれども、その火災保険ということなのですか。

○委員長（今村好市君） 渡辺係長。

○計画管理係長（渡辺正幸君） こちらの火災保険の2万3,228円でございますけれども、原宿団地を除いた海老瀬団地と岩田団地の11戸分の2万3,228円となっております。

○委員長（今村好市君） 延山委員。

○委員（延山宗一君） 原宿の団地にするとマンションの経営者が当然払っているのかなと思って、その辺についても確認をさせてもらったのですけれども、当然中の入居者については100%というふうに思っているのですけれども、その入居者についてはどうですか。

○委員長（今村好市君） 渡辺係長。

○計画管理係長（渡辺正幸君） 26年度現在でございますけれども、原宿団地につきましては100%の入居率となっております。

○委員長（今村好市君） 延山委員。

○委員（延山宗一君） 他の施設にすると、例えば海老瀬、また原宿についてはやはり満室の状態を迎えているということよろしいのですか。

○委員長（今村好市君） 渡辺係長。

○計画管理係長（渡辺正幸君） 他の海老瀬、岩田につきましても満室という状態になっております。

○委員長（今村好市君） 延山委員。

○委員（延山宗一君） 入居待ちというのは。

○委員長（今村好市君） 高瀬課長。

○都市建設課長（高瀬利之君） 入居につきましては、あいた段階で募集をかけるという形になってございますので、待っている方というのはございません。

○委員長（今村好市君） 延山委員。

○委員（延山宗一君） 入っている方も非常に町の負担もあり、非常に安く入れるということで人気があるのかなと思っています。そんな中で、今回の山幸さんの借り入れしている建物についてはやはりいい建物だというふうに全体からするとと思われるということで、比較的応募者も多いのかなと思うのですけれども、この金額も大きな金額だということにあるわけですが、この3万8,000円というふうな金額もしっかり

と、ただ前年度が同じだから、今年度もいいということではなくて、精査しながら対応していただきたい、そんなふうに思います。

○委員長（今村好市君） よろしいですか。

ほかに。

いいですよ、今度は本間さんで。

○委員（本間 清君） 私も町営住宅管理事業についてお伺いしますけれども、この住宅使用料ですか、いわゆる家賃収入が307万円ちょっととなりまして、住宅管理事業費が396万円とかなりまして、約90万円近く、数字上では赤字になっておりますけれども、これは原宿団地のいわゆる借上料が364万7,000円入っているということで、これのせいで赤字になったということよろしいでしょうか。

○委員長（今村好市君） 渡辺係長。

○計画管理係長（渡辺正幸君） 原宿団地につきましては、公的賃貸住宅家賃低廉化事業ということで、こちらについては補助金をいただいております。この補助金なのですけれども、原宿団地の借り上げに関しまして、平成26年度の支払い額、それと家賃収入の差額分が243万6,000円となりまして、対象事業費につきましては……対象事業費なのですが、対象事業費が205万6,000円でございます。243万6,000円から控除額を17万円差し引いた2分の1ということで補助率50%となりまして、94万3,000円が国から補助金ということで入ってきております。

○委員長（今村好市君） 本間委員。

○委員（本間 清君） そうしますと、その90万円近いお金が入ってくるということで、いわゆるツーペイの状態ですか。

○委員長（今村好市君） 渡辺係長。

○計画管理係長（渡辺正幸君） 町の負担とすれば113万円程度負担となっております。

○委員長（今村好市君） 本間委員。

○委員（本間 清君） この103万円の負担というのはいつまで続くのでしょうか。

○委員長（今村好市君） 渡辺係長。

○計画管理係長（渡辺正幸君） こちらにつきましては、この賃貸しているうちはずっと負担額が出てくると思います。

○委員長（今村好市君） 本間委員。

○委員（本間 清君） ある意味町の慈善事業ということですか。

○委員長（今村好市君） 渡辺係長。

○計画管理係長（渡辺正幸君） 先ほどの町の負担額113万円と申しましたが、家賃収入もございますので、そちらが大体120万円程度となると思うのですけれども。

○委員長（今村好市君） 本間委員。

○委員（本間 清君） この原宿団地借上料というのは1回だけですよ。それとも、毎年続くのですか。

○委員長（今村好市君） 渡辺係長。

○計画管理係長（渡辺正幸君） 年間、毎年となります。

○委員長（今村好市君） 本間委員。

○委員（本間 清君） 本当に毎年赤字続きということですか。

○委員長（今村好市君） 渡辺係長。

○計画管理係長（渡辺正幸君） 多少ではございますが、赤字にはなっておりません。

○委員（本間 清君） 赤字にならなければいいということでしょうか。

○委員長（今村好市君） よろしいですか。

市川委員。

○委員（市川初江さん） 私もこの町営住宅の件なのですけれども、ちょっとお二人がいろいろ聞かれましたのですけれども、では私のほうから視点を変えてちょっとお聞きしたいと思います。

66ページ、主要施策の、一番上に表がございましてけれども、これ団地ごとに全部値段が、家賃の値段が違いますよね。それは、どういう基準でこういう値段になっているのか。1万幾らって本当に、3万8,000円でも安いかなと私思ったのですけれども、1万6,000円ご当人が払うという、6,000円やら3,000円やら払うということで、随分本当にただのようなものだなと思うのですけれども、これには所得制限があると思うのですけれども、それは所得制限はお幾らになっているのか、ちょっと2点だけお聞きしたいのですけれども。

○委員長（今村好市君） 渡辺係長。

○計画管理係長（渡辺正幸君） まず、所得制限でございますけれども、15万円程度となっていると思います。

○委員（市川初江さん） 1カ月の給料が15万円でしょうか。

○計画管理係長（渡辺正幸君） はい、そうです。

○委員（市川初江さん） 家賃のばらばらの件はどうなのでしょう。

○委員長（今村好市君） 渡辺係長。

○計画管理係長（渡辺正幸君） 家賃の関係でございますか。そちらにつきましては、あくまでもこれ平均の月額となっております。例えば岩田団地ですけれども、一番下は7,400円という方がいらっしゃいます。上については1万9,500円ということです。海老瀬団地につきましては、同じく7,400円で、上につきましては2万9,100円となっております。原宿団地につきましては、6,600円から2万2,500円と、そのぐらいの差が出てきている状況にあります。

○委員長（今村好市君） 市川委員。

○委員（市川初江さん） 今ちょっと聞いてみますと、これはやはり給料の所得の関係でこのような7,400円になったり、1万9,000円になったり、2万6,000円になったりという、そういう計算でよろしいのですか。

○委員長（今村好市君） 渡辺係長。

○計画管理係長（渡辺正幸君） 所得もあるのですけれども、あと例えば母子家庭とか、そういうのもありますので、そういう関係で金額のほう決めていく形になっております。

○委員長（今村好市君） 市川委員。

○委員（市川初江さん） ありがとうございます。よくわかりました。私も聞くところによりますと結構板倉が満杯で、あいたら募集するという、そういう今ケースをとっていらっしゃるということで、結構入りたくても板倉町なかなか入れないと。それで館林の安いところ、市営住宅を探したりとか、そんな苦勞をしている町民も何人か私も聞いているのです。そういう方をこれからまたちょっと対応するお考えはあるので

しょうか、ないのでしょうか。

○委員長（今村好市君） 高瀬課長。

○都市建設課長（高瀬利之君） 今の町営住宅は、先ほどもお話ししましたが、いっぱいになってございますので、あいた段階でというふうな形になると思うのです。特別に、ではどなたかということは今のところはできない状況であります。

○委員長（今村好市君） 市川委員。

○委員（市川初江さん） では、町の考えは今のところは現状維持でいくというお考えなのですね。では、私からの要望で、ちょっと、現状維持もいいわけですがけれども、困っている町民が、それも若い子なので、みんな。ですので、ちょっと前向きに今後検討していただければと、要望ですがけれども、お願いをしておきます。

以上です。

○委員長（今村好市君） ほかに。

荒井委員。

○委員（荒井英世君） 登記関係ですけれども、主要事業の概要の67ページ、上から2つ目ですけれども、登記業務委託料の未登記処理ということで、26年度が43筆。まだどのくらい残っていますか。

○委員長（今村好市君） 塩田係長。

○建設係長（塩田修一君） 46筆昨年やったところがございますが、今現在カウントできるもの、町で確認しているものにつきまして、26年度末ということで516筆ございます。

○委員長（今村好市君） 荒井委員。

○委員（荒井英世君） 516。これはほとんど、例えば内容的には道路とか、あとはそれいろいろあると思いますけれども、内容的には。

○委員長（今村好市君） 塩田係長。

○建設係長（塩田修一君） 未登記の内容なのですが、私どもが管理しているものにつきましては道路がメインでございます。ほかの町有地等につきましては、企画財政課で管理していますので、把握はしておりません。

○委員長（今村好市君） 荒井委員。

○委員（荒井英世君） これは過去いろんな事情で恐らくなかなか登記ができなかったものも多いのでしょうか、そうしますと516残っているの、大体これは1年で年度計画か何かでやっているのですか。

○委員長（今村好市君） 塩田係長。

○建設係長（塩田修一君） 今まで過去にもそうなのですが、大体350万円の予算を毎年とらさせていただいております。この350万円につきましては、業者の専門的な方の仕事を手伝ってもらわないとできないものについて、それが主に測量したりですとか、その絵を起こしたり、それがやはり比較的に土地家屋調査士という方の資格の仕事になっておりますので、そちらの依頼でその予算を投入しております。大体これが毎年15筆から20筆前後この費用がかかってしまいます。それと、一通り町の公図と照らし合わせて確認しているつもりではいるのですが、やはり新たに見つかるものが毎年若干数ございますので、その増減もありましてなかなか減らないような状況になっております。今年につきましても、その外部委託せずに町の職員だ

けで対応できるものにつきましては30筆、あわせてその方に交渉したところ相続も終わって、基本的に相続が終わって問題がないだろうという家に伺っていくわけですが、その中で30筆の処理ができたという状況です。

○委員長（今村好市君） 荒井委員。

○委員（荒井英世君） そうしますと、また新たに何か発見されていくとなかなか減ってもまた増えるという部分で大変でしょうけれども、いずれにしてもこれは早目に解決してもらわないとあれなので、その辺を最後に。

○委員長（今村好市君） 塩田係長。

○建設係長（塩田修一君） この辺の処理につきましては、やはり私どもも早急になくすべきだとは考えております。ただ、相手方の都合等もございますので、絶えず毎年この516で全てというわけにはいかないのですが、二、三年に1度は全て謄本も確認できるような体制で今のここ何年か動いておりますので、それで相続人が現存している方のところを目指して早急に進めるようには努力させていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（今村好市君） 島田委員。

○委員（島田麻紀さん） 島田です。よろしく申し上げます。

主要事業の概要の67ページと、あと決算書でいうと133ページなのですけれども、町の単独道路整備事業の金額がちょっと異なっているのはどうしてでしょう。

○委員長（今村好市君） 塩田係長。

○建設係長（塩田修一君） 済みません。私のほうのちょっと条件違いで、この全てにおきまして予算書と全て若干ずれがございます。申しわけございません。私がここに記載したのは、主要事業概要の成果表で記載したものは、需用費ですとか、それを抜いてしまいました。本当の事業でかかったものとなっております。例えば単独道路整備事業623万六千二百何がしにつきましては、こちらに記載しておりますのが約6,260万円のほうの差額が出てしまって、大変私の勘違いも入っていて申しわけなかったのですが、この中から本当に事業として使ったものだけの計上で623万円と。この中で11節の需用費、16節の幅ぐい購入費というのを正直抜いてしまいました。そういう数字が全てここに出てしまって申しわけありませんでした。

○委員長（今村好市君） 島田委員。

○委員（島田麻紀さん） はい、わかりました。

○委員長（今村好市君） よろしいですか。

○委員（島田麻紀さん） はい。

○委員長（今村好市君） ほかに。

小林委員。

○委員（小林武雄君） お世話になります。

今月回覧で回した木の枝かな、道にはみ出ている、あの関係でちょっとお聞きしたいのですが、確かにそのうちに住んでいれば問題ないと思うのですが、結構うちのほうでも空き家があって、ただ木が生えていて道路にはみ出ているという感じで、通行に結構支障のあるところがあるのですが、ああいう場合は行政と

してはどういう対応しているのですか。

○委員長（今村好市君） 高瀬課長。

○都市建設課長（高瀬利之君） 基本的には個人の方をお願いをして切っていただくというのが原則でございます。空き家の場合で親戚の方とか、誰か近くにいる方がいれば、そういった方に切ってくださいというお願いをしたりしています。どこにも連絡がつかない、遠くのほうにいて連絡がつかない方に関しましては、行政区と一緒にその木を、うちのほうは特に道路に支障がある分、そういうところに関して行政区と一緒に木を伐採をしたりしているような状況でございます。

○委員長（今村好市君） 小林委員。

○委員（小林武雄君） そうしましたら、その宅地のほうにもやはり入らないわけにいかないですね。空き家だけれども。

○委員長（今村好市君） 高瀬課長。

○都市建設課長（高瀬利之君） それは、中にやはり敷地内には入れませんので、道路、本当に出っ張っているところ、そういうところを道路から切らせていただくという形になると思います。

○委員長（今村好市君） 小林委員。

○委員（小林武雄君） そうしましたら、敷地に入らないで切るとなると結構高くなると思うのです、枝とかが。切る場合に。その場合、やはり行政区だけで対応するのはかなり苦しいかなと思うのです。高さが3メートル、4メートル、中には木がありますので、それを行政区だけで伐採するというのはかなり経費もかかりますので、そういう場合はどうすればいいのですか。

○委員長（今村好市君） 高瀬課長。

○都市建設課長（高瀬利之君） 実質的には行政区でやっていただくものはそれでいいのですけれども、できない場合は町のほうも一緒に行って、当然届く範囲で、例えばダンプに乗かって、脚立に乗かって届く範囲の伐採を行政区と一緒にさせていただいているのが現状でございます。

○委員長（今村好市君） 小林委員。

○委員（小林武雄君） では、その辺のところは行政区の区長通して町のほうに要望すれば、一緒にその辺の伐採の関係は立ち会ってもらって一緒に工事するという形は大丈夫なのですね。はい、わかりました。

あともう一つ。済みません。谷田川の河川整備の除草の関係なのですが、今現在ですが、年間4回除草やっていると思うのですが、タイミング、7月、8月、9月ですか、実際やっているのが。今月が2回ですか。

〔「月には大体1回」と言う人あり〕

○委員（小林武雄君） 月1回。7、8、9で。それで、現状なのですが、やはり車の往来するときに草が、特に谷田川のゴルフ場の周辺なのですが、どうしても草刈りのタイミングが悪いのか何かわからないのですが、いつも草が生えていて、車の往来がかなり支障があるというか、それがあるのですが、あの辺の回数はいくら増やすというのが県のほうに申請できないのかなと思うのですが、その辺どうですか。

○委員長（今村好市君） 高瀬課長。

○都市建設課長（高瀬利之君） 谷田川の除草につきましては、今年から県のほうでのり面を除草していただくことになりまして、それが県のほうでは年に2回。のり下までですね。それ以外の月で町のほうで路肩の両側1メートルを刈るようにしてございます。それはなぜかということ、道路占用、谷田川の堤防の上を占

用させてもらっていますので、その条件として両側の路肩1メートルの除草なのですけれども、それもうちのほうの予算の中でそれはやっているわけなのですけれども、なるべく支障がないようなタイミングではやっているのですけれども、なかなか、一回で全部きれいになればいいのですけれども、やはり順番を追ってやってくるものですから、右岸、左岸側、もう最初にやったところは伸びてしまうというふうな状況が実際あります。ですから、1回プラスするか、または臨時職員、うちのほうの臨時職員でそういったところは対応できればいいかなというふうには考えています。

○委員長（今村好市君） 小林委員。

○委員（小林武雄君） とりあえず結構往来があるものですから、それも対応できれば、今後のことで結構ですので、検討してもらえばと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（今村好市君） ほかに。

黒野委員。

○委員（黒野一郎君） 今小林委員が除草の関係で話したと思うのですけれども、その関係については65ページ、主要、133ページ、決算書の、入っていると思うのですけれども、前にも以前に話したと思うのですけれども、県から500万円、それから合の川の関係が二十数万円、これは別件だと思うのですけれども、谷田川愛護団体というのが、その前に500万円ついていたのを含めてですけれども、やはり500万円という金額ですから、見積もりと、それから何社かの業者がいると思うのですけれども、そういう関係で入札というのか、何かそういうものも26年度前はやったと思うのですけれども、26年度はどんなふうやってきたのか、まずはその辺のところからお願いします。

○委員長（今村好市君） 渡辺係長。

○計画管理係長（渡辺正幸君） 谷田川の除草管理委託ということでよろしいですか。26年度につきましても25年度と同様でございますけれども、東地区後継者グループということで委託をお願いしているところでございます。

○委員長（今村好市君） 黒野委員。

○委員（黒野一郎君） その東地区後継者というのは何人ぐらいですか、今。ただ名前だけでお金をそちらへつないで、先ほどもいろんな話が出たのですけれども、育成云々が、後継者といって10人も20人も30人もいるのならいいけれども、一つの550万円という金を使う中で、では2人か3人か、いや、いなくなってしまうとかというのでそちらをお願いしているということもこれからいろんな問題が出てくると思うのですけれども、やはり業者選定して、できれば安く、4回が5回、5回が6回にできるような、そういった中でやはり業者をお願いをして、安くできるような、そういった仕組みも、せっかく県のほうからも、確かに谷田川の中はやりにくいから、危ないとか危険性あるから、シルバーさんをお願いするよりも本来のプロの業者お願いしたほうがいいというふうな話もしてきたわけなのですけれども、しかしながら、多分やっていると思うのですけれども、シルバーさんをお願いしてできるところは、ですからその辺を含めてお願いをしながら、ご答弁があれば、先ほどのもとに戻りますけれども、何人ぐらいいらっしゃるのか。

○委員長（今村好市君） 高瀬課長。

○都市建設課長（高瀬利之君） この東地区後継者グループに関しましては、以前も委員さんから何人ぐらいいるのかというようなお話がございまして、そのときの確認でございますけれども、そのときでは5名は

いるというふうなお話をさせていただいております。その後何人減ったかというのはちょっと確認はしておりませんが、人数、今のところは5人というふうに思っています。

安くやるというふうなお話でございますけれども、当然見積もりをいただいて仕事をお願いをしているのですが、そのほかの見積もりは業者から、建設業者ですね、建設業者から見積もりをいただいておりますけれども、町の、町のというか、県の歩掛かりに沿って同じ面積だけ除草するとなると本当はかなり倍に近いほどの金額、設計額になってしまうのです。そういったことをいろんなその経費の関係を比較しまして、最終的に後継者グループに今までもお願いをしてきた経緯はございます。たまたま今年から群馬県でその委託料についてはもう町には委託料は払えないというような話が来てしまいまして、27年からは土木事務所でその管理をしますと、除草の管理するというので、今までのうちのほうはこの東地区後継者グループをお願いをして、のり面を年に2回、また路肩を4回ないし5回そのほかにやっていたのですが、少なくともそのサービスが低下するようでは困るということで、県はその500万円、今まで来ていたお金の中で業者に発注を今年はしています。恐らく1,000万円近い数字で2回の仕事をお願いをしているのではないのかなというふうに思っています。町は、今までその路肩も含めて東地区をお願いしていたものですから、路肩の4回ないし5回の除草については町の持ち出しで実際やっていくような形になっています。それについては、東地区後継者グループではなくて、同じ形になりますけれども、三輝産業さんというふうな会社でございますけれども、その形で今回から業務委託をお願いをしているというふうな状況でございます。

○委員長（今村好市君） 黒野委員。

○委員（黒野一郎君） では、やはり私も安くやらせればいいという話をしたわけですが、県が今度やっていくとなれば、町は直接的にできることではなく、土木さんが入ってくるのでしょうけれども、それはそういう方向になれば仕方ないというのだから。お金がかかっても。県の仕事だから。すると、どこへ頼むかは今度県が、土木さんがまたそれ委託するのでしょうか。三輝さんだろうが、東地区どうのこうのでしょうか。

その中の関連で、除草機械の購入費というので45万何がしかな、ありますけれども、これはどこかの草を刈るので、これやったのではなくて、別ですよ。

○委員長（今村好市君） 高瀬課長。

○都市建設課長（高瀬利之君） これは、臨時職員で使っていますハンマーモアって耕運機に似たような形で、下で草を刈るような、そういう機械の購入費でございます。それは、町で直接使っている機械でございます。

○委員長（今村好市君） 黒野委員。

○委員（黒野一郎君） 飛んでしまって申しわけないのですが、ではそれは遊水池なんかも使えるのですか、そういうやつは。遊水池。仲伊谷田とかああいう。

○委員長（今村好市君） 高瀬課長。

○都市建設課長（高瀬利之君） 下がもうごちゃごちゃであると、ちょっとそれは使えないと思います。かたいところで平らなところであれば使えなくはないと思います。

○委員長（今村好市君） 黒野委員。

○委員（黒野一郎君） かたければ使えるということですよ。かたいところだったら。わかりました。

○委員長（今村好市君） ほかに。2巡目になるのですけれども、ほかの人は質問していない人いいですか。青木委員。

○委員（青木秀夫君） さっきのNTTなんかとか東電なんかの電柱の占有の使用料というのですけれども、ガス管とかというのもあるのでしょうかけれども、これは道路の上にあったものが建設課の管轄で、企画財政のほうにも電柱の占有料とかというので料金が入っているみたいですがけれども、その区分は道路の上と、企画財政課は町有地の上にあったものと、それ2本立てでこれお金入ってくるのですか。違うの。

○委員長（今村好市君） 高瀬課長。

○都市建設課長（高瀬利之君） これは、基本的には管理している土地が都市建設課、道路、水路、また財政のほうで管理している公共用地、どこにあるかによって収入があるという形になると思います。ですから、電柱が同じものを両方に、財政うちのほうに払っているという形ではございません。

○委員（青木秀夫君） いや、そうは思わないのだよ、だから。そうすると、管理区分が道路の関係はこっちへ入ってくるのだ。いや、道路も町の財産かなと思っているから、だから窓口1本で入っているのかなと思った。そういう区分は、それは何でこれ2口に分けているのだろう。

○都市建設課長（高瀬利之君） 少なくとも道路につきましては道路法に基づいて占有料をいただいているというふうな形。

○委員（青木秀夫君） 何かそういうルールがあるのかい。

○都市建設課長（高瀬利之君） そうです。道路法に基づいてということで占有料をいただいているような形です。

○委員（青木秀夫君） 同じ板倉町に払うのであれば、当然にしてみればこの一つの町の管内というか、全部一括で払ったほうがわかりやすいような気がするのだけれども、要するに土地の所有権というのか、管理区分であれか。道路の上とかは建設課のほうに来て、いわゆる町の敷地といたら学校の敷地とか、何か広いところにはところどころ電柱要るよね。NTTにしても東電にしても。そういうので分けているということなのですか。そうすると、それでは規則でそういうの分けて、東電とかNTTが勝手にもうそういうふうに分けてお金持ってくるわけね。

○委員長（今村好市君） 占用条例があるでしょう。

[「占用条例もありますので」と言う人あり]

○委員長（今村好市君） 高瀬課長。

○都市建設課長（高瀬利之君） これは当然立てるときに当然事前の協議がございますので、その時点で担当部局と話をし、そこへ立てて、占有料もそこで発生をしていくということになると思います。

○委員長（今村好市君） ほかに。

針ヶ谷委員。

○委員（針ヶ谷稔也君） 後で個人的にも思ったのですけれども、谷田川の天板のちょっと脇に今板っぺらの印が、幅員かな、幅員幅の目印が夏前ぐらいについたのは、これは県のほうの関係と何か関係があるのですか。何か作業があるのですか。

○委員長（今村好市君） 高瀬課長。

○都市建設課長（高瀬利之君） 先ほどお話しさせていただきましたけれども、土木事務所で今年は年2回

除草するという形で坂田建設さんに発注をしまして、業者さんがその地点地点で写真を撮るのです。その目印として、多分あれが100メートルに1カ所になると思うのですけれども、そこに丁張りというのですけれども、印をつけたのがその板になっていると思います。

○委員長（今村好市君） 針ヶ谷委員。

○委員（針ヶ谷稔也君） では、天板の幅が広くなるとか、そういうのではなくて、目印として打ってあるというだけですね。

もう一点は、道路の歩道の仕切りというのですか、ブロックが、ブロックで仕切ってあるところがありますよね。縁石で。縁石で歩道と車道の仕切りがついているところにどうしても泥がたまって、長期間になるとそこに草が生息を始めて、彼らは急激に成長をしまして、場所によっては目隠しになるような、稲系のものだとそれぐらい背丈が出るものですから、そういう箇所があるのですけれども、そういうときは自分でやるのが一番簡単なのですけれども、都市建設課なのか、どこの部署にお願いをすればそういうのは対処していただけるのか。

○委員長（今村好市君） 高瀬課長。

○都市建設課長（高瀬利之君） 県道、国道が大体だと思うのです、縁石がある道路としますと。ですから、都市建設課に言っていただければ、うちのほうから土木事務所に除草についてやっていただくようには、今までもそうですけれども、お話をさせていただきますので、うちのほうにお願いしたいと思います。

○委員長（今村好市君） 針ヶ谷委員。

○委員（針ヶ谷稔也君） では、その節はよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○委員長（今村好市君） いいですか、2巡目行ってしまって。もしあればまた。

では、島田委員。

○委員（島田麻紀さん） 済みません、小中学校の通学路の関係なのですけれども、毎年アンケートのほうで細谷の地区で2カ所危ない箇所があると、毎年のように保護者のほうからアンケートでお願いしますというのが出ているのですけれども、学校側から要望なり陳情なりというのは上がってこないのでしょうか。

○委員長（今村好市君） 塩田係長。

○建設係長（塩田修一君） 恐らく県道沿いの場所2カ所だと思うのですが、あと県道と上がってくるのは藤岡一館林線の歩道の改修ができないかとか、上がってくるのですが、実際私どもの係と教育委員会総務の行政安全のほうでおとしぐらいから、国の決まりもありまして、通学路安全プログラムという対策事業やっているのですが、その中で細谷の村松モータースさんのあたりだと思うのですけれども、あそこは今年家が1軒撤去になりましたという報告あります。今年の5月、6月ごろにやはり北小学校のPTAの方々と現地も確認をしております。以前よりあれは、あの場所につきましては、そこで歩道が寸断されているものですから、群馬県にも町から過去に陳情も行っております。今年もやはり父兄の方々と見た報告としまして群馬県の館林土木事務所には報告はしております。ただ、あそこにあと1軒あるのが、過去にもなのですが、一応何度かは交渉はしたらしいのですが、地権者の同意が得られないと。今の状況が。ですので、絶えず土木としてもそれは把握していますよと、歩道が切れているのを把握していて、できればやりたいことですが、地権者ありきの事業になってしまいますので、そのほうの待つような状態でありますよということを今年も2週間程度前に土木の職員と確認したところですよ。絶えずこれからも今後もお願いしていこうとは思ってお

ります。

○委員長（今村好市君） よろしいですか。

ほかに。

青木委員。

○委員（青木秀夫君） これこの間も企画財政にも聞いているのですけれども、繰越明許費というのの扱いとか、会計処理上これどういうふうな形でされているのだからなかなかちょっと理解できないのですけれども、これはどういうふうな形に処理されているのですか。

○委員長（今村好市君） 高瀬課長。

○都市建設課長（高瀬利之君） 処理といいますと、一応繰越明許させていただいて、次の年度でその金額、その明許費の範囲内で工事を、これは主に工事になりますけれども、工事をやっていくというふうなこと…

○委員（青木秀夫君） 繰り越しというのは単純にわかるのだけれども、その繰越明許費と繰り越しというのがどういうふうに違うのかというの。

○委員長（今村好市君） 財政課でないとわからないのか。単純に言うと、議会で議決をして事業と予算を次年度に繰り越すというのが、議会で議決をするかしないかというのが一つの繰越明許という行政用語なのでしょうけれども、それと単純な繰り越しというのは余ったものを年度末で決算で次の年度に繰り越しをするよというもので、それは目的とした事業を繰り越すのではなくて、予算と比較をして余ってしまったものは繰り越すよというその違いぐらいかなと思うのですけれども。

○委員（青木秀夫君） いや、そうすると今度は不用額というのもあるのだよな。不用額も不用額といって余ると翌年に。お金だから、何にでも使えるわけでない。この繰越額というのは、これは繰り越してもひもつきの繰り越しなわけでしょう。お金は色がついていないから、これは繰り越しのお金ですよというふうな形なのだか、このお金がどういうふうに処理されているのかというのです。例えば3,000万円の例のあそこの高速道路のまたぐ橋を改修するという事業なのでしょう。この金は国から3,000万円来ているわけね、既にもう。

○委員長（今村好市君） 塩田係長。

○建設係長（塩田修一君） 事業費として町が考えている額が3,000万円相当です。国のほうでその額につきまして事業費で、一応その上越して私どもは要求をかけたのですが、国、県の決まりでありまして、3,000万円ではなくて、3,000万円に対して2,850万円が今国庫事業としてやっていいですよという認可をもらっています。これにつきましては、国の事業費も同様に繰り越しをさせていただいて、まだ入ってきておりません。工事が完了とともに精算額をもってその2,850万円以内の55%、現場が完了したのを確認できてから入ってくるような状況です。私どもでいうこの不用額というのは、確かにひもつきで私どもには預かっているお金です。ですので、私どもとすると……

○委員長（今村好市君） 繰越額でしょう。不用額ではなくて。

○建設係長（塩田修一君） 不用額。繰り越して3,000万円のうち例えば出たとすれば、それはほかには私どもは使えないお金になりますので……

○委員長（今村好市君） 不用額と繰越額は違うでしょう。

○建設係長（塩田修一君） 済みません。そうです。繰越額は、そういうことで2,850万円が国の事業費として繰り越しになっています。国の費用としてはその55%です。国のほうが繰り越しているものにつきましては。

○委員（青木秀夫君） お金まだ入ってきていないのでしょうか。

○建設係長（塩田修一君） 入ってきておりません、国からは。

○委員（青木秀夫君） 入ってきていないのだけれども、入る予定だというやつだ。随分前からこれ繰り越して年度またいでいるのではない。1年間だけではないでしょう、これ。1年間だけ。

○建設係長（塩田修一君） この3,000万円につきましては、昨年度、26年度で認めていただいた3,000万円の繰り越しを27年度に繰り越しをしている予算になります。

○委員（青木秀夫君） 1回だけかい。

○建設係長（塩田修一君） 1回だけです。

○委員長（今村好市君） いや、そんな何回もでき……

○委員（青木秀夫君） 何か前からこの3,000万円って聞いているから、その話がもう三、四年で……

○委員長（今村好市君） 庁舎建設の話と同じように、きちんとやはりいったん切って、補正予算でまた上げないと、また……

○委員（青木秀夫君） この話もう前から出ているから、では予算化されたのは去年なのだ。26年度は。

○委員長（今村好市君） 高瀬課長。

○都市建設課長（高瀬利之君） 25年からこの事業もやっていますので、多分そういった感じで同じように3,000万円ぐらいの予算とっていますので、そういうふうに見えるのかもわかりません。ただ、あくまでも1年間の繰り越しということでございます。

○委員（青木秀夫君） では、それ1年でいいのだけれども、まだお金来ていないわけだね。そうすると……だから、わからないのだ、これ。どういうふうで頭の中で理解したら。こういうような形なのだよというのをわかりやすく何かうまく説明できない。どういうふうにしたらこれ理解させられるか。

○委員長（今村好市君） 塩田係長。

○建設係長（塩田修一君） ここで決算ですけども、繰越明許ということで3,000万円の枠内で持ち越すことを許していただいているのが記載になっております。お金も入ってきていないというのは、国庫事業の補助金に対しましては、全て私どもが扱っている国庫事業につきましては前払いはありません。全部全て事業が終わったときに国がその補助額を入れるというふうな状況にありますので、制度的には町が先に先行して立てかえまして、終わったら入金になるというような状況、国が確認できない限りは入金はしてくれませんので、そのような状況になっております。

○委員（青木秀夫君） 頭の中で何か。普通、金のやりとりで余りそういうのって、余りそういうケース経験したことないから、聞いたことないから。高瀬さんなんかそういうのなれているのかな。私、何かそういうのがどうもイメージできないのですよ、それ。だって、決算でこれ終わったのだから。もう終わったのに来る予定の金なのですよというのを何か上げるというのは、それいいのだ。予定でそれは帳簿に出なくて、だからこれを繰り越してしまうならいいのです。来年のまた新規巻き直しでやるのならわかる。何かの都合で26年度できなかつたから、27年度にもう一回スタートするのならわかるのだけれども、その辺がちょっと

わかりにくいのだよ。わかりやすく何か説明できない、これは。こういうのですよというのを。

○委員長（今村好市君） 高瀬課長。

○都市建設課長（高瀬利之君） この予算、また決算については、もう自分もこの予算書の様式に沿ってやってきていますので、これがおかしな考え方という考え方にはちょっとならないのですけれども、26年度でとった3,000万円という予算が何らかの理由でまたそれが27年度に繰り越していくのだというその表示というのはですか、そういうような表示の仕方がこういう翌年度の繰越額という形で決算書に載ってきているのかなというふうな理解なのですか。

○委員（青木秀夫君） この間の企画の伊藤さんの説明だと全然また違うのだけれども、決算書の9ページに載っているでしょう。翌年度繰越額って、2億7,000万円繰り越してあるわけです。そのうちの繰越明許費額というのが1億1,600万円なのだと。この1億1,600万円が町が負担する分なのだと。その差額がよそから来る金なのだというふうな説明だったのです。ところが、この計算すると合わないのだから、わからないのだ。この3,000万円とか何かというのは1億1,600万円の中に入っているわけか。町で持ち出す分が1億1,600万円。その差額はほかから、今言った国から来る金とか、そういったような金のものだというふうなことを聞いたのですけれども。

○委員長（今村好市君） この案件、ちょっと都市建設課ではわからないと思いますので。企画財政でない明確な答えは出ないというふうに思いますので。出ます。出ないよね。

[「出ないです」と言う人あり]

○委員長（今村好市君） ほかに。

小森谷委員。

○委員（小森谷幸雄君） 小さい事業なのですが、事務事業評価の中で道路維持管理事業ということで、括弧書きで道路愛護運動関係事務ということで、各行政区によって、地域の住民によって云々というふうなことで、春と秋、道路清掃ということが行われている事業だと思うのですが、基本的に各行政区で回覧板等通じて何日やりますよということで情報が流れるのですけれども、基本的に昔は砂利道でよく、子供のころは道普請というようなことで砂利を敷き込んでこぼこを直すとか、そういう作業が伴ってきた事業かなというふうに推測するわけですが、昨今はほとんど道路も基本的には舗装され、行政区内の道路がある程度舗装をされておいて、地域によって違うのかもしれませんが、この事業のあり方として、私のところでは出発点に集まって、主要な道路をほうきとか持って、基本的には缶拾いとか瓶拾いとか、そういったものを作って、行政区長さんが何か写真撮って、これでこの事業やったということの証拠写真というのとまた大げさなのですが、そういう流れになっておいて、各行政区によって違うのだと思うし、行政区内の各耕地によってもやり方等が違うのだと思うのですが、本来の道路維持管理事業ということで各行政区内のどんな事業をどうしているのかということでもちょっとお尋ねになるような形になるのですが、本来の昔の先ほど申し上げた道普請、これはもうリヤカーで砂利を持ってきて埋めたとか、その流れで来ているのか、これは全く別の事業なのか、各町内でやっている内容がよくわからないのですけれども、30分か20分かで終わってしまうわけですね。耕地内の道路ですから。その辺は、役場のほうの考え方とすると、この事業というのはどういう考え方でやられているのか、そういう意味でのお尋ねになるかと思うのですけれども、どうなのでしょう。

○委員長（今村好市君） 渡辺係長。

○計画管理係長（渡辺正幸君） この事業に関しましては、以前ありました道普請とは全く別な事業でありまして、各行政区で今小森谷委員さんがおっしゃったようなことをやられているのかなと思います。

[何事か言う人あり]

○計画管理係長（渡辺正幸君） そうです。ごみ拾いと、缶拾いと、場所によっては草取りとかも。

○委員長（今村好市君） 小森谷委員。

○委員（小森谷幸雄君） 行政区運営費の中に入れていて、例えば行政区によって違うのでしょうかけれども、終わるとお茶1本出るとか、そういうことをやられておるわけですがけれども、従来の作業を伴った道路の直すということよりも、道路に散らかっているごみとか缶とか瓶を拾い集めるという作業ということで、これは地域によっても日取りが違うのでしょうかけれども、全町一斉ということでこちらで、そちらの課でお願いをして、大体そんな形でおやりになっているというのが実態ですか。

[「はい」と言う人あり]

○委員（小森谷幸雄君） では、結構です。

○委員長（今村好市君） よろしいですか。

私のほうから1点だけお願いします。26年度中の入札件数、何件あったか。それと、入札が不調に終わった件数。

それと、今年度、今年の4月から歩切りをしないようにという国の通達があったと思うのですが、町の入札もいわゆる予定価格、歩切りをしないで執行していると思うのですが、歩切りをしたときと歩切りをせずに入札をかけた場合の請負比率、どのように変わっているのか。お願いいたします。

高瀬課長。

○都市建設課長（高瀬利之君） 初めに、入札の件数でございますけれども、入札につきましては20件でございます。指名競争入札20件ございました。

不調につきましては、橋の関係が2つ、それと町単独で1本で、合計で3本でございます。

○委員長（今村好市君） 塩田係長。

○建設係長（塩田修一君） 昨年度の、雑駁になってしまいますが、それ以前までは25年度、26年度までは歩切りとして、予定の執行者のほうで約1割方切っていたのが実情です。その下でいっていたのですが、今年まだ4本程度しか私どものほうで入札はかけていないのですが、率的には九十六、七、八程度、かなり上のほうで落とされているというのが実情になっております。今後もそのようなことが続くのかなと思っております。

以上です。

○委員長（今村好市君） 20件。少なかったのね、26年度は。不調が3件。この不調になった要因というのは、わかりましたらお願いいたします。

それと、今までは予定価格歩切りを1割も切っていたのだ。それちょっと切り過ぎかなと思うのだけれども、それがいいか悪いかはわからないのですけれども、そうすると請負比率が八十六、七、八%ぐらい、平均して、それが今度今年については96%ぐらいの請負率に上がったということですか。その辺ちょっとお願いします。

塩田係長。

○建設係長（塩田修一君） 不調におきましては、実際3回、件数にして2本の件数で3回ほどございました。

1本目につきましては、町道の拡幅事業なのですが、10月に単価改定が正直ありました。最近4月、10月で毎年のようにあるのですが、過去二、三年前ですとさほど単価の上昇は見られなかったのですが、昨年度につきましては、9月に、私ども入札を10月の頭にかけるものですから、その準備で9月の単価を使って町などの書類を動かしたところ、入札の執行と業者に周知できたのが10月になりますので、その間に単価改定が起きまして、そのときで約1割程度値上がりしたものですから、入札が不調で、業者のほうはこれ以上安くできないということもありまして、不調になりました。

それと、もう1件が早沼橋の不調なのですが、私どもが調べた中で正規の単価でやったつもりでございます。ただ、後から聞いた話ですが、入札不調といいまして入札までその工事はたどり着きませんでした。皆さんが辞退届ということで、この工事はもともとできませんよという報告書が全ての業者から最終的に上がってきました。延べ12社に声をかけたのですが、12社とも入札にはたどり着きませんでした。その理由としまして、それが早沼橋の補修工事ということで、橋梁関係の補修関係は全国的に今盛んな工事になっております。県内の近隣業者に言わせると、工事量が最近多くて、東北にも行っていたりして監督を戻すことができませんと。その中で、工事量が多い中で監督の配置ができませんという業者と、正直な話ということで聞いたのは、橋の専門屋さんにも入札に来ていただく予定だったのですが、そちらに言わせると規模的に合いませんと。高速道路の上の工事になるものですから、通常現場ですと大もとの監督は1人程度と補佐でできる者がいればいいのですが、高速道路になりますと現場に主たる監督が1人いまして、絶えず高速道路の工務所と連絡とり合って密にしなくては工事ができないということで、最低でも2人は必要ですよと、そういう配置もできませんというのと、小規模過ぎますよと、3,000万円程度ですと実際大手さんが来るには経費倒れしてしまいますというような状況で、入札に応じることができないということの報告がございました。それが不調の原因と考えております。

歩切りの件についてなのですが……

○委員長（今村好市君） もう1件不調があったわけ。

○建設係長（塩田修一君） 不調というのは、町道事業で1件です。早沼橋2回発注かけているものですから。申しわけございません。

○委員長（今村好市君） 同じ物件で。

○建設係長（塩田修一君） ええ。表現の違いです。申しわけございません。

請負率なのですが、土木に限ってだと、建築のほうは何とも言えないのですが、私ども土木工事の道路関係を主に発注している部署なのですが、過去においては、町は県からお借りしているシステムで値段の算定をしております。積算という行為をしております。10年ほど前ですと、業者はその単価を手に入れて、歩掛りも手に入れて手計算という作業していたのですが、今現在、聞くところによると板倉町、町内業者でも全ての業者がその積算をするシステムを持っております。過去の流れでやはりその程度で設計額に対して幾ら程度で落札しているというのは情動的に公表しているものですから、建設課の場合には八十五、六までは実際下がっていなかったというのが実情でございます。何回か入札、1回の入札で3回まで、不調のときは

3回までかけることにしているのですが、その中で9割弱程度で落ちていたというのが実際のところですが、なので、五、六%、多少それよりも上ぐらいが今までの感覚よりも上がってきたかなと、落札率は上がってきた、五、六%程度が上がったのかなという状況にあると思います。

以上です。

○委員長（今村好市君） 単価改定で入札が不調というのが、それはやはり業者に対して情報をきちんと与えなかったという部分が1件あるよね。単純な単価改定ですから。それと、ではそのわかった時点で、これは執行者が予定価格つくるのですけれども、大体1割も歩切りしているのだとすれば、歩切りを少なくすれば、場合によってはその単価改定分ぐらいは調整がついて落札はできたのではないのかなと思うのですけれども、その辺のやりくりというのですか、そういう過渡期、単価の改定の時期等については、毎年単価改定はあるのだと思うのです。少しでも。大幅にあったのが26年だったということなのですから、そういうときの公平な入札執行というのもやはりある程度考えていかないと、業者のほうも町が発注するものについてはどうもやりづらいよというのが出てきてしまうと非常に今後不調の原因になるのかなと思うのですけれども、あと橋の耐震の工事なんていうのは、やはりこれは専門業者だから、そんなちっちゃい工事はうちのほうは受けられないよというのが主なのだと思うのですけれども、それで最終的には昔の道路公団、ネクスコに委託をしたという形になったのでしょうか。予算的には同じ予算でネクスコに発注するとできてしまうのですか。

○建設係長（塩田修一君） まず、単価改定の件なのですが、私どもの発注の段階で審査会を通して、その前に値段を決めて、調書の掲載も値段的にはこういう値段になりますよというのを仕事をやはり二、三週間程度は先行してやらなくてはならないというのが実情です。業者のほうにしてみれば、その積算ができる条件がそろったのが10月ですよということで、9月の単価は町がそう言えども使うわけにはいきません。ほかの業者にも聞いたのですが、できるかいという話は聞いたのですが、不調になったときに、やはりそれはちょっと困難でしょうと。なぜかといいますと、10月で仕入れ値等も全部改定されますので、その影響を自分のところの会社で集約して払うことはできませんという回答があったものですから、そのような状態になっております。その情報があった中で、予定価格ということなのですが、私どもの担当課としましては、設計をしまして、執行者にお渡ししているような状態です。町長になりますが、そこに介入することも正直はばかられるような状態ですので、情報的には入れたかとは思いますが、実際そのようなことが起きてしまったということになっております。

それとあと、耐震化補修のほうで町ができなくてネクスコということなのですが、実際のところ、ネクスコさんにやはりお願いしますと、ネクスコさん自体の職員も動くことになりますので、プラスアルファの事務費が乗ってきております。ネクスコの事務費は、工事設計におきましては多少うちのほうが材料とかもネクスコと打ち合わせして、ネクスコの上にある橋としてふさわしいものということで選定していただいておりますので、材料等は全て同じものを使う予定になっておるのですが、事務費というのが6%乗ってきているというのが実情です。その分は値上がりしております。

○委員長（今村好市君） あともう一点ですが、その不調に終わった町単独事業の単価改定によるものなのですから、再入札というのは同じ指名業者でやったのか。設計額についてはどういうふうな形で、いつごろやったのか。

塩田係長。

○建設係長（塩田修一君） 不調、実際同じ工事ですと同じ工事、同じ起案書で使いますと同じ業者の一回拒否した業者になりますので、入札は参加不可能になります。この場合、私どもでそれでも改定後の価格にしなくてはやはりどこの業者も対応できないのだろうということで、最初に起案した価格につきましては、その事業自体形的に破棄させていただいたような状況ととらせていただきました。その以降にまた改めて積算をかけて、10月以降の単価で積算をかけて、新しい事業という解釈で、これが正しいのか何ともいえませんが、新しい事業という解釈のもと、新たな入札をかけさせていただいたような考えであります。

○委員長（今村好市君） そうしますと、工事のボリュームだとか、それは全て同じで、単価だけが変わって新しく設計をし直して入札をします。入札をするのだけれども、その指名業者については不調に終わった指名業者は指名をしないという形でやられたのでしょうか。

塩田係長。

○建設係長（塩田修一君） 同じ工事というのはやはり一応拒否したこと、単価が違えど、なってしまうので、これが本当に正しいのかどうかわかりませんが、工区の延長とか、やる工種の追加等いたしまして、それを全て含めて新しい工事としてやっております。それと、そういうことをしなくて、では次の入札ということになりますと、早沼橋の橋梁がやったように1回目の入札の不調になった業者は全て外しました。1社につきましては、不調辞退届というのが出されていなかったものですから、2回目もその業者だけは入れて、ほかの業者というのは新たにしています。それが正当だと思うのですが、単費事業につきましては工事ボリュームを多少変えさせていただきまして、またこれが正しいのかどうか何ともいえませんが、町内業者育成という形もちょっと考えさせていただいたような状況です。

○委員長（今村好市君） 同じ業者。

○建設係長（塩田修一君） 同じ業者です。

○委員長（今村好市君） 町内そんなにいないからな。

高瀬課長。

○都市建設課長（高瀬利之君） 今の続きになりますけれども、考え方的には設計を全て最初からやり直して、新たな工事という考え方で、指名については同じ業者の指名をさせていただいたという形でございます。

○委員長（今村好市君） その辺はちょっと工夫する必要あるのかもしれないよね。幾ら工事のボリュームを少し変えようとしても何しても、一回もう出したものでまたやるということになると、全く業者が違ってしまえば、また場合によって違うのかもしれないけれども、なかなか業者の数が少ないところでのやりづらいところなのですけれども、その辺は公平にやるように工夫してください。

ほかに。

黒野委員。

○委員（黒野一郎君） 131ページ、決算のほうですけれども、大したあれではないのすけれども、塩化カルシウムと。今も橋の関係とかそういったことで話が出ているわけですけれども、または町道、県道はいずれにしても、または地域の中へ入る入り口とか等々、いろいろとあるかと思うのですけれども、想定外という、今いろんな土手崩れたとかという想定もあるわけですけれども、今年これから秋から冬にかけていろいろとそういう障害、支障が起きる可能性もあるのですけれども、26年度は何袋ぐらいあれですか。塩化カルシウ

ム。これは建設課、ほかは何かもう、合算はわかりませんか。例えば教育委員会とか、ほかが学校関係等いろいろ塩化カルシウム、さらには海洋センター、そういうところで購入したという。わからなければこの16万円のだけでも結構ですけれども、わかればその点、大体町全体どのくらい使ったかなという。

○委員長（今村好市君） 渡辺係長。

○計画管理係長（渡辺正幸君） ただいまのご質問なのですが、大変申しわけございませんが、全体的にはちょっと把握はしておりませんが、建設関係につきましては100袋を購入しております。

以上です。

○委員長（今村好市君） 黒野委員。

○委員（黒野一郎君） 100袋ということは、1,600円ぐらいしますよね。これ高いか安いかわからないけれども。違うところ行くと1,000円ちょっとぐらいで売っているところもあったようですけれども、1,000円ちょっとぐらい、1袋が、それは15キロとか20キロわからないのですけれども、四、五百円違うかなと思うのですけれども、多ければ多いほど安くないのですか。それから、やはり町全体だといろいろと、先ほど話したとおりの学校関係等々いろいろ使うと思うのです。その総体、町全体で購入して建設課というふうに分配というのか、そういうことも可能かなと思うのですけれども、やはり別々に、今までもやってきた中で今後もそんなふうな感じで別々にやられるのですか。100袋ではなくて200袋も300袋も使用する可能性もあると思うのです。その辺はいかがですか。

○委員長（今村好市君） 高瀬課長。

○都市建設課長（高瀬利之君） 先ほどほかの部分にはわからないというところのお話がありましたけれども、建設課のほうで100袋購入させていただいて、役場に関しては20袋予備でお分けをさせていただきます。それは庁内の、庁内というか、庁舎内、庁舎回りを塩カルをまいていただくというものがございます。それは、だからそういったところのあわせてやっているというふうな、庁舎管理とあわせてやっているというふうな形になるかと思えます。

○委員長（今村好市君） 黒野委員。

○委員（黒野一郎君） 雪が降ると除雪機械というのは何センチ以上とか、地域の周りの業者さんには委託でやっていると思うのですけれども、先ほど島田委員さん話した歩道関係でもかなり、全部が全部は機械入らないわけですから、通学道路とか、そういうところの危ないなという箇所も塩化カルシウムはまいていたのですか。その辺。

○委員長（今村好市君） 高瀬課長。

○都市建設課長（高瀬利之君） 雪が降った場合には、町内の幹線的な道路、また通学路を中心にパトロールをして、日陰があるところについては職員で塩カルをまいているというのが現状でございます。ですから、機械で歩道まで雪をかくということはできないので、職員で行って塩カルをまいているというのが現状です。

○委員長（今村好市君） 黒野委員。

○委員（黒野一郎君） 想定外がありますから、27年度安くできるのだったら100袋以上購入させていただいて、ぜひけがないような、先ほど話があった歩道関係とか、町道から普通の入る道あたりの付近あたりまでにできるような、そういう体制をお願いしたいと思うのですけれども。よろしくお願いします。

○委員長（今村好市君） ほかになければ……

青木委員。

○委員（青木秀夫君） 131ページにある、一番下に二重丸載っている、道路の台帳補正事業というので300万円ぐらい載っているのですけれども、毎年道路って2本、3本廃道になったり、あるいは新設したりするものもあるのでしょうか、これはどういうのに補正する、毎年300万円ぐらいかかるのですか、これ。そういう道路を何かつけたものもう一回つくり直すと300万円かかるのですか。それとも、これ毎年やっているのか、この年だけやったのか。

○委員長（今村好市君） 塩田係長。

○建設係長（塩田修一君） 道路台帳補正事業なのですが、これは毎年のように私どもでは手がけておりません。といいますのも、板倉町の道路管理する中で図面というのが一番大もと、道路の図面をつくっております。それとともに、図面だけではなくてその情報、この道はどんな状況ですとか、延長、幅員、どんな状況、舗装になっている、砂利になっているとか、全ての調書を書きかえる作業で結構かかってしまっているというのが状況です。毎年200万円から、多いときでは400万円程度かかるときもございます。道路改良事業とかでいじったところを基本的に道路のほうはやっていますという状況でございます。

○委員長（今村好市君） 青木委員。

○委員（青木秀夫君） 毎年、そうすると地区別に分けてやるとか、そんなに面倒でお金かかるものなのですか。業者はどこへ頼むのですか、これ。

○委員長（今村好市君） 塩田係長。

○建設係長（塩田修一君） 業者的にはパスコという業者に頼んでいるのが実情でございます。地区別というよりも町内全てを網羅する、板倉中で今26枚図面がございますが、その直った箇所全てを直すということですので、それとともに現地の測量というのも見越しております。どんな形で、うちのほうでこういう工事をやりましたという情報を流すのですが、今管理している台帳とうまくつなげるためには現地の状況も把握して、確認して、そういう作業も全て含みますので、この程度かかってしまうのかなと考えております。

ちなみにですけれども、この費用でやったものについては余り正確というか、認定道の数字の書きかえが約560メートル、廃道の認定の道路の書きかえが60メートル、改良工事で6路線、1.48キロメートル、舗装工事が終わったということで410メートル、橋梁3路線の形が多少変わりましたと、それを含めて全て台帳ですとか図面とか直す中で、この年の場合は修正図面が26枚ございましたので、そのような額になっております。

○委員長（今村好市君） それでは、終了したいと思います。

以上で都市建設課関係の決算審査については終了いたします。大変お世話になりました。ご苦労さまでした。

各委員さんについては、次に総括質問と委員会採決を行いたいと思いますので、関係課長、町長もしくは全員準備がありますので、一応15分には再開したいと思います。準備がちょっと遅れるようでしたら多少遅れるかもしれませんが、一応15分目安で再開したいと思います。

休 憩 （午後 2時59分）

再 開 （午後 3時15分）

板倉町予算決算常任委員会

平成27年9月18日（金）各課決算審議終了後

1. 開 会
2. 挨拶
3. 審査事項
 - (1) 平成26年度板倉町一般会計決算及び特別会計決算について
 - ①総括質疑
 - (2) 委員会採決
 - (3) その他
4. 閉 会

○出席委員（12名）

委員長	今 村 好 市 君	副委員長	亀 井 伝 吉 君
委員	小 林 武 雄 君	委員	針ヶ谷 稔 也 君
委員	本 間 清 君	委員	島 田 麻 紀 さん
委員	荒 井 英 世 君	委員	小 森 谷 幸 雄 君
委員	延 山 宗 一 君	委員	黒 野 一 郎 君
委員	市 川 初 江 さん	委員	青 木 秀 夫 君

○欠席委員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	栗 原 実 君
教 育 長	鈴 木 優 君
町 長 補 佐	中 里 重 義 君
総 務 課 長	根 岸 一 仁 君
企画財政課長	小 嶋 栄 君
戸籍税務課長	丸 山 英 幸 君
環境水道課長	荻 野 恭 司 君
福 祉 課 長	小 野 田 博 基 君
健康介護課長	落 合 均 君
産業振興課長	橋 本 宏 海 君
都市建設課長	高 瀬 利 之 君
会 計 管 理 者	山 口 秀 雄 君

会長 局長	委員 局長	事務 局長	教育 委員	農業 委員	事務 局長	多 橋	田 本	宏	孝 海	君 君
----------	----------	----------	----------	----------	----------	--------	--------	---	--------	--------

○職務のため出席した者の職氏名

局長	事務局長	根	岸	光	男
長兼書記	係長	川	野	晴	男
事務局長	安全係	小	林	桂	樹
行政事務	議事				
議事	庶務				

○委員長（今村好市君） それでは、再開をいたします。

本委員会に付託されました案件につきましては、4日間にわたりまして26年度の各会計決算について審査をしまいいりました。

ここで総括質疑を行いたいと思います。各委員ご承知のとおりと思いますが、総括質疑につきましては、個別の案件についてはもう4日間審議をしまいいりましたので、26年度の各会計の決算全般についての質疑といたしたいと思いますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、最初に認定第1号 平成26年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について総括質疑を行います。質疑ありませんか。

荒井委員。

○委員（荒井英世君） 26年度の実施事業につきましては、執行率が95.7%、これは決算審査意見書、それからちょっと見たのですけれども、計画どおりに実施されているということなのですが、ここで町長にお聞きしたいのですが、26年度の町長の施政方針ありましたよね。それ私の認識している範囲で14項目あったのです。その中で、具体的に申し上げますと町制60周年の記念事業準備、防災事業、それから子育て支援、介護予防への取り組み、それから高齢者サロン、遊休農地の解消、あと土地の集積、それから米だけに頼らない作物の導入、農業の法人化、あと平地観光の推進等々あったのですけれども、これについては、例えば町長の要するに施政方針の中でどの程度それが執行できたか、あるいは達成できたか、あるいは継続のものがあるか、ちょっとそのお伺いします。

○委員長（今村好市君） 町長。

○町長（栗原 実君） 残念ながら100%とはもちろん思っておりません。今十何項目か挙げていただいたわけですが、その中で非常に難しさもあって、ある意味では指示もしておりますし、ただ指示をしている私自身も指示をするだけではあれですから、例えば腹案としてこういったものをというようなものを必ず指示をするときには自分も持ち合わせるようにしているのですが、そういう意味ではなかなか難しさがあるなというのを感じながらも取り組んできた流れの中で、やはり特に難しさを感じるというのが、今例えば荒井委員が申し上げた中でいえば、米だけに、農政部門ね、米だけに頼らないいわゆる新たな作物の例えば創出とか、創造とか、表現はいろいろありますが、口で言うほどそんなに簡単ではないと。それらを含めて、例えばその件については中核的な、あるいは認定農家的な、若い人的な、そういった農業者のこれから板倉町を背負っていくであろう人たちを対象に年に2回ほど現地視察とか、あるいは先進地視察等を計画しておりますが、6次産業化みたいなものも含めてこちらが見たいようなものがなかなか見当たらないとか、いろんな障害もありまして、そういった面について非常に厳しさを感じているということでもあります。

また、加えて平地観光、これはきっと事業評価、あるいはこういった討議の中でも過去何回も何回も出てきているわけですが、ラムサール関係、遊水地の関係等々も我々自身も、あるいは同じ共通目的で臨んでおります遊水地を囲む4市2町、全ての首長もやはりその観光地化というものには非常に難しさがあるというように感じを共通認識として持っております、我が町においても私においてもそういう意味で平地観光というのはなかなか、これがお金、財政が成功、失敗を余り問われずに、じゃぶじゃぶとつぎ込めるような状況であれば、当たらずも八卦、当たるも八卦、そういう声があるのだからやってみようというような対応もできないことはないのですが、いずれにしても名案も見つからない中で、平地観光という面については今ど

っちかという足踏み状態のような感じがしておりまして、そういう意味で難しさを感じています。

全体的に特別挙げるとすればそういったところが挙げられようかと思っておりますので、加えて福祉とか、健康介護とか、そういう面においては、我が町も今のところ庁舎建設等々を大きな目標を踏まえて財政のやりくりもしておりますので、さりとて大きなお金の使い道をしっかりと確保しながら、さりとてしわ寄せがほかの分野に余り行かないようにとの観点から、逆に言えばほかの町より大きく劣るもの、サービス等々について、例えば福祉関係とか健康介護関係なんかになりますが、そういったものについてはやはり一つの町として、板倉は間違いなくこれだけは遅れているとか、対応が悪いとか、そういった面はなくするようということ、裏返しを言えばそういう気遣いをしているということから、他町よりもぬきんでて自信を持って我が町はこの制度だけは充実していると、あるいはほかの町は例えば子育てにおいても支援金を例えば50万円くれているけれども、うちの町は100万円だというような、1つ例えれば、そういう突出したことは今現在やれない状況にいます。使い道があるからこそ、そちらも確保しながら、他町に劣らないサービスを最低限維持していくと、その上財政状況を見ながら対応していくというふうなことで、いささか100%とは言えない部分はこれだというのも挙げると切りもない場合もあるし、目標が違いますから、ということで感じるところはあります。答えになったかどうかわかりませんが。

○委員長（今村好市君） 荒井委員。

○委員（荒井英世君） いいです。

○委員長（今村好市君） いいですか。

ほかに。

青木委員。

○委員（青木秀夫君） 例年この決算書見て感じることもなのですけれども、これは予算も含めてなのですけども、いつもこの予算書、決算書が、事務事業というか、いっぱいあるのですけれども、大半のものというか、ほとんどのものは例年と以下同じというふうな形の予算づけ、そしてまた決算もそれに従って決算していくのが多いわけですけども、やはり職員の皆さんが工夫のしようによってはもっといろいろな工夫の仕方もあるので、やはり予算つけるときに、まずめり張りをつけた予算、要るものは要るのだし、要らないものは要らないのだし、ただ一番安全で楽なのは、前年と同じものをなすっていけば一番無難だというようなことになるわけで、どうもそういうふうなまず予算づけしていることが多いような感じがしますので、したがって決算ももちろんそうあるわけですので、できれば来年の予算編成に向けてもう少し工夫して、ただ同じではなくて、でこぼこがあったってめり張りつけてやっていくような形で工夫してもらえばいいのかなと。そうすると、やはり失敗だとか、さっきの話で結果がどうのこうのという問題が出てくるから、そういうものを避けるのかもしれないのですけれども、できるだけもっと勇気を持ってやってもらえるようなことをこれ要望したいと思うのです。

それとまた、いつときから見ると公債費というか、借金の返済額も大分減ってきておるわけです。だから、そういった分をもうちょっと積極的に行政サービスに向けていくようにと。最近では庁舎の建設とか、八間樋橋の建設とか、ああいったところにその分を充当しているというのは、これわかるのですけれども、やはりもっと積極的に投資というのを考えて、投資は何も損するわけではないのですから、一時的な立てかえなわけですから、例えて言えばこの庁舎建設なんかも大分負担になる、負担になるって町長なんか随分強調して

いるような感じがするのですけれども、物は考え方で、例えば新しい庁舎をつくって、これは工場とは同じとは言いませんけれども、事務作業が効率的になって、作業性がよくなれば職員の人数を減らすこともできるわけです。あれ10人も減らせば、今の職員の10人も減らせば庁舎ぐらいは大体ペイしてしまうのです。ですから、庁舎をつくるからお金かかる、ごみ焼却場つくるから大変なのだからって余り宣伝しないで、ごみ焼却場なんかでも、あれ投資することによって今までのごみ処理経費よりも削減するというのを目的でやっているわけですから、損するためにつくっているわけではないのですから、得するためにつくるのだから、別に騒ぐ必要はないと思うのです。ですから、そういうお金が出ていくから、ほかの事業ができないのだというのではなくて、それをやりながら、並行しながら今必要とされているものは積極的に、できるだけ早く行政サービスに向けていくように心がけてもらえればと思うのですけれども、要望も含めて今までの決算、26年の決算を踏まえて、これから先いろいろ財政のやりくりを積極的に、なおかつ有効に考えていただければと思うのですけれども、町長も含めて財政課長にも答弁してもらえますか。

○委員長（今村好市君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小嶋 栄君） ただいまのご意見につきましては、今後の事業遂行に関しまして、または28年度の当初予算編成につきまして大変参考とさせていただきますので、それらを踏まえて予算編成を心がけていきたいというふうに思っております。

○委員長（今村好市君） 町長。

○町長（栗原 実君） 総論的には青木委員が言われたような気持ちで毎年取り組んでおります。それが50億円の予算規模の中でめり張りがついていないとすれば反省すべき点もあろうかと思いますが、めり張りもつけてやっているつもりであります。

それから、庁舎建設等という話も出ましたが、正直言って私が就任をした時点からそういう計画を始め、いまだ例えば庁舎建設資金においても、例えば20億円かかろうとする10億円程度きり積み立てがしておりません。それも皆さんに批判を受けながら、繰越金を何でこんなにいわゆる実質収支額がこれだけあるではないかとか、それでも約半分です。後世に利用する方々にも負担を求めてといっても、ようようこのいわゆる建設を開始するまでに何とか世間一般でいう半分程度は自己資金でというような状況に來まして、それは決して私自身が乱暴な節約主義者でもないという、一般的に言えば道理的なもので合格点をいただけるだろうというふうに感じております。あとはただいつも青木委員さんなんかがおっしゃる投機的なものをやらないと発展もないとかという問題に、投機というとちょっと語弊があるかね、でもこういった役場の事業の関係で投資をして間違いなく数字上がってくるというのは、これは基本的には上がりはそんなに少ないと思うのです。季楽里の問題みたいな形で、いわゆる収支差額がマイナスだとかプラス、常に基本的にはサービスを中心としているのがいわゆる行政でありますから、それであってもやはり先ほど言われましたように新しくなれば効率化も図れるでしょうしという、そういうプラス面も十分考えてのことでありまして、積極的にできるだけそういったことは考えながら回していきたいと。

既に皆さんがご承知のように、ほぼ板倉町の今の借金状況、青木委員さんは借金なんかたまげることはないということでありましょうし、またどんどんいわゆる借金返済は減っているのだから、それも心配しないでどんどん使えということ言うのですが、毎年毎年いわゆる借金の返済に匹敵するぐらい、今の事業展開をするのにやや同等程度の、借金は返済をしていますから、減っていますけれども、借り入れも起こしてい

るのです。ですから、これから先、確かにこの間ちょっと私もお聞きをしたのですが、長期的な返済計画はしっかりと出せるだろうと。長期的な返済計画は、今の例えば債務については出せると思うのですが、ではこれからちっとも債務を起ささないでやっていけるか、今年を見ましても、去年を見ましても当初繰り入れを3億円、4億円を入れて、いわゆる一般会計の中に入れて出発をしているわけですから、それを繰り越しが幾らかあったからといって現実に繰入金が減るだけなのです、多少。ということを考えますと、そんなに返済が減るから、どんどん、どんどんたまげないでやれということについてもいささかの見解の相違は持っておりますが、言わんとするところは私もそういうつもりでありまして、町民の皆様の要望を少しでも多くやることは私自身個人においても評価が高くなるということでもありますので、さりとてやはり基本的な範囲内を超えることは、私一人が独断でやっているわけではありませんので、協議をしながらやっている流れでございますので、一定の幅の中で泳がざるを得ないというのはどこの自治体もおおよそ同じであろうというふうに考えております。

○委員長（今村好市君） 青木委員。

○委員（青木秀夫君） 町長と私では考え方が違うのですけれども、一般的に民間で投資するということが、お金が一時的に先に出て立てかえるだけであって、その後その見返りがあって、利益を出すために、収入得るために投資するわけなのですけれども、行政の場合は違いますよ、幾分それは。でも、先ほど庁舎をつくれば、新しい家つくれば経費かかりますけれども、例えば個人のうちだって、いい家建てれば、それは経費かかりますけれども、役場の場合なんかは、それは工場とかそういうところと同じ捉え方するのはちょっとこれ問題あるかと思うのですけれども、一つの庁舎の中に集約できて、レイアウトうまくすれば職員のいろんな事務効率といいますか、そういうのだって作業性が、作業性ですよ、よくなるのではないかと。そうすればやはり、せつかくつくるのであれば、それに見合った目標つくらなくては。例えば職員の数を減らすとか。どうも私たちが見ていると、経費節約とか何だとかって職員も盛んに努力はしているのはうかがえるのだけれども、やはり人を減らすと、職員を減らすということは自分たちの身を切るということになるのか、非常に職員を人員削減するという話は何か聖域のごとく触れていないのをすごく私は感じているのです。ですから、やはり一番の経費節約で、小さな金額を、15万円のやつを12万円に減らすとか、あるいは30万円のやつを20万円に予算を減らすとかって、ああいうものを少しずつ減らしたって、幾ら足していったって1,000万円の数減らすのにこれ大変なのです。だから、それならば、私よく言うのですけれども、職員1人減らしてしまえば800万円ぐらいすっと浮くわけですから、やはり将来新しい庁舎をつくるなんていう目標に向けて一番が人員の構成というか、職員構成の目標、それとよく何か何とか規則があって、人口何人には職員の定員何とかが何名あるのだとかって、すぐ板倉町だと180名が枠だとか、だからそれはそれであって、それにこだわることはない。少なくともできるのなら、100人でできれば100人でやったっていいわけですから、何もそれがあるからそれを置かなくてはいけないということもないのですから、その辺のことを含めて将来、こういう決算のときに思いついたから、将来に対して要望するのですけれども、その辺のことをどうですか、根岸課長。総務課長。将来に含めてそういう職員の人員計画というか、そういうのを含めて経費節約を考えれば、私は庁舎つくるとか、ごみ処理場つくるとかって、そういう投資は別にそれほど心配要らないのではないかと思う。

それともう一つ、町長がさっき借金の町債のこと言っていますが、確かに今のバランス見ていると板倉町

はもう独自の借金はほとんどなくなってしまっているわけです。あれ国のみんな借金ばかりだから。それで、順繰り順繰りでこれから国の借金の肩がわりしていくから、もうこれ減らないですよ。今のまんまで。あれをまた回転しながら返していくというふうな感じで、今以上の借金返済額は減っていかないと思います。あれ見ている。もう次から次へと新たな借金が発生しているわけだから。それを返済していくという形だから、減らないと思うけれども、それはそれでそれを踏まえて私は言っているのです。だから、できるだけそれをやりながら、できるものはやはり行政サービスを今すぐしていくと。早目にしていくと。こんな低金利でゼロ金利みたいな状態ではもう基金置いておいたってしょうがないものは、できるだけ使ってやっていくと。だから、根岸課長にも言ったのは、2,000万円も金かければ板倉の町が全部明るくなってしまふのなら、早く明るくしてしまえばいい。そうすると、その先やらなくて済むのだから。先に、2,000万円先立てかえてやればいいのだから、そういうことを要望しているのです、ぜひ来年に向けて投資するつもりでやってくださいよ。では、課長。

○委員長（今村好市君） 総務課長。

○総務課長（根岸一仁君） 職員の人数に関しましては、ここ何年かずっと減らすということで、効率を上げるといって来ておりますので、新しい庁舎ができる際にも組織の見直しということは当然必要となりますので、その辺で最小の数で最大の効率が出るように努力をしたいと思います。

○委員長（今村好市君） 町長。

○町長（栗原 実君） もちろん私もそういう気持ちでやっています。多分計画そのものもいわゆる人口の減少に伴って計画そのものもまたここで改めてしっかり立てなくてはならないなという感じは私自身も持っております。それは間近に、いみじくも庁舎建設に今かかっているわけでありまして、100年後までしっかりと見通してなんていうことを議長さんはよくおっしゃいますが、それはきっとそんなに難しい問題だろうと。でも、せめて庁舎が50年、今のこの庁舎が五、六十年ですから、50年を見据えた中で、例えば職員数の減少をどこに見込むかと。20年後か25年後、中間地点を見込んで、前半はちょっと狭いな、職員の例えば1人当たりのスペースですよ。後半になれば緩くなってしまふわけですから、どんどん人口が減ることと、職員数もそれに合わせて減っていくということになれば、というようなことまで含めて、例えば今現在、近々またご相談も申し上げたいなと思っておりますが、議会の皆さんに、あるいは代表者に、庁舎を例えば5,000平米以内にするという、大枠では検討委員会で出ささせていただいております。その基礎数値は多分職員1人当たりの標準的なスペース何平米を職員数に掛け、そのほか必要なものをどのくらいということ積み上げたものだと思っておりますが、5,000平米でいいのか4,000、さっき言ったように大きなお金を一挙に1割かっ切っても大きく効果が出るというのは、例えば庁舎建設でも5,000平米を4,000平米で間に合えば2割支出が減るわけです。ということも含め、ただそれは、では職員なり一般の町民の皆さんのスペースをどのくらいを見込むか、一番ぜいたくに、だからぜいたくな庁舎をつくる必要はないということを行っているわけですが、ぜいたくとは2通りあると。1つは、豪華絢爛に見えるようなつくり方をするという、そういう豪華さ、ぜいたくさ。あるいは、1人当たりが国で決めている最高、全てが、これは議会棟も含めてこれからご相談も申し上げなくてはならないと思っておりますが、議会棟はどうあるべきかという議論もぜひまたお願いをしたいと思うのですが、そういう意味でも例えば上中下、3ランク、今はきっと最低です。今の板倉町のスペースは。でも、この間も私も国交省へ、国の中央へこのところまた陳情などに行きますが、国の

中央はもっと狭い中で仕事しているのです。本当にごみみたいな中で。局長、この人がこのスペースでいるのかというぐらい、日本で事務方のトップの人が本当にこんなところきりスペースがないのぐらいなところで執務をしている状況を考えるときに、我々地方の役場が国の基準にのっとって1人当たりの例えば15平米必要だ、でも10平米でやっているところもある、7.5でやっているところもあるというときに、どこに照準を当てるのかということも含め、これからまさに一つ一つ大きな使い道のときには議員さんの見解も踏まえながらというようなことをそれは今一つの庁舎の例に取り上げたわけではありますが、全ての面に私自身も一応考えてはいるつもりです。

ただ、例えば今役場の職員を減らしたい、減らしたいと思っているのですが、残業の程度、あるいは仕事の量等々を見ますと、恐らく10年前、20年前よりも、いわゆる議会でもどんどん、どんどんこれを廃止よということはほとんどないのではないのでしょうか。これは現状で続けていただきたい、見直して続けていただきたい、継続していただきたい、プラスこれも要望、あれも要望、これも要望ということで間口は広がりっ放しなのです。それを我々も真剣に考えておりますので、1つ増やしたら1つ減らすぐらいな考え方でいかないと、さっき言った青木氏流の論理も展開できないのだろうというふうにも考えておまして、今のところ、正直言ってここ3年ぐらい職員の採用も退職者も含めながらほぼ横ばいの状況かなという感じがしています。もう一人、二人本当は減らさなくてはならないのではないかなというふうなことも常々担当と話をしたり、かなり突っ込んでやるのですが、そういう流れの中でやはり仕事の量も相当、そういう意味では同じ100人でやるのも120人分ぐらいの仕事が出てきてしまっているのかな、そのためには、何で例えばOA機器が随分これだけ入っているのに、むしろ仕事の量が増えているのかな、それはもしかしたらサービスが多種、多岐にわたっているのではないかとか、よくとったり、悪くとったりしながらじ取りをしているのが現状でありまして、貴重なご意見ですので、常に今の青木議長の意見を頭に入れながら、要所要所ではしっかりと相談をさせていただきますので、よろしくどうぞお願いをしたいと思います。

以上です。

○委員長（今村好市君） よろしいですか。

ほかに質疑は。

市川委員。

○委員（市川初江さん） 市川です。特別なあれではないのですけれども、やはり国と県との連携をスムーズにいけるようにして、やはり住民の立場に立った、そしてまた特に弱者の立場に立った財政運営をお願いしたい、この一言ですけれども、よろしく願いいたします。一言何かございましたら。

○委員長（今村好市君） 町長。

○町長（栗原 実君） 国と県との連携がうまくいっていないような、何かそういうお話があるのですか。自治体として、ほかの自治体に負けないぐらい国もしくは県の連携はとっているつもりであります。ただ、非常に国の言うことや県の言うことに100%それは尻尾を振るということではないと私自身は思っておりまして、県に対しても国に対しても大きなマイナスがない限りは言いたいことを言いながら、さりとてお互いのつき合う感情を害さない範囲内でしっかりと町民を代表し、あるいは町を代表して職員にも言って、やはり町としての代表で行くわけですから、町として言い分はちゃんと申し述べてきなさいということによっておりますので、連携についてはご心配にならないように一生懸命さらに頑張りたいと思います。

それから、弱者の関係、きっと過去の一般質問の関連もあるのかなと思うのですけれども、できるだけやはり、先ほど青木議長の意見ではないですが、お金を使って恩恵が目に見えるもの、あるいはいろいろあるわけです。そういった分類をしたときに、取り組むことを前提で、だからもしかすると9月にもまた市川議員が同じ質問するかもしれないということも踏まえ、現状の例えば6月から3カ月間、内容が進んでいないではないかというふうに言われるから、方向性は後々また考えるにしても、現状を町長の答弁に沿ってどこまでやってあるのか準備をしておきなさいということまでは話をしてございまして、弱者とか強者とか、あるいは男性とか女性とかでなく、公平、公正にということが私のモットーでございまして、特にしかも弱者の皆さんには、でもうちの町も財政が豊かではないということは事実ですから、ほかの町よりもすばらしい、日本一早くやれなんて言われてもやれませんが、ほかの町より遅れることなくそういった面の整備をしていきたいというふうにも考えておりますので、ご理解をいただきたい。

○委員長（今村好市君） 市川委員。

○委員（市川初江さん） ありがとうございます。ちょっと誤解されてしまったのかなと思うのですけれども、国と県との連携はやはりスムーズに行くようにということで、スムーズにいつているのだと思いますけれども、上手に補助金なども活用していただけたらという、そういう意味で言ったわけでございます。

町長の意見で公平に、公平に扱っていただくのが一番いいわけでございますけれども、やはり声の届かないところにはなかなか使っていただけないのだなということを今回私は知ったのです。それで、特に弱者の立場に立った予算づけもよろしく願いいたしますと、そういう意味でございまして、どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（今村好市君） 要望ですね。

ほかに。

[「なし」と言う人あり]

○委員長（今村好市君） 質疑を終結いたします。

認定第1号 平成26年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について採決を行います。

原案のとおり可決決定すべきものとするにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○委員長（今村好市君） 異議なしと認め、認定第1号は原案のとおり可決決定すべきものといたします。

次に、認定第2号 平成26年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○委員長（今村好市君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

認定第2号 平成26年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について採決を行います。

原案のとおり可決決定すべきものとするにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○委員長（今村好市君） 異議なしと認め、認定第2号は原案のとおり可決決定すべきものといたします。

次に、認定第3号 平成26年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○委員長（今村好市君） なしと認めまして、認定第3号の平成26年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

原案のとおり可決決定すべきものとするにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○委員長（今村好市君） 異議なしと認め、認定第3号は原案のとおり可決決定すべきものいたします。

次に、認定第4号 平成26年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

青木委員。

○委員（青木秀夫君） 介護保険も国民健康保険も後期高齢者医療保険もみんなこれ国の制度ですから、板倉町でいじるとか、何か変更するとか、そういうのは基本的にまず難しいのはわかるのですけれども、できることであれば、板倉町でできることというのは、私いつも言っているの、介護保険は町のまだ単独事業ですよ。国民健康保険は間もなく県に一本化されるのでしょけれども、やはり一番経費節約するというのは、ああいう介護サービス費なんかいろいろあれ無駄があるのではないかと思うので、ああいうものをやはり、私いつも同じことをもう10年も言っているのだけれども、チェックする体制をしていかないと経費節約にはならないわけです。いや、プロジェクトチームつくってそういうのやりますよなんて、前もそんなことやっているのだけれども、一向にやった形跡もなく、ただただ来た請求書をノーチェックで払っているということが現実に行われているわけですから、ぜひ介護費なんかも、言葉は悪いけれども、不正請求です。そういうものをいかにチェックするかと。それ浮かすことで、浮いたらそのお金をほかにサービスに使えるわけです。この間も何か制度が変わってしまって、在宅介護でしたっけ、あれ、費が今度制度で介護保険……介護保険のあれから外れてしまったのでしょ。

[何事か言う人あり]

○委員（青木秀夫君） いやいや、介護保険やっているのだ。介護保険。在宅介護の今まで家族慰労金、あれだって国の制度で介護保険のから外れて、一般会計のほうからするのだとあって、だからそういうことも含めて、そういう資金があれば介護保険で町独自でやってやったって別にあれ悪いわけではないのでしょ。だから、そういうのを私なんかには、制度が国の制度でやっているからかどうかわからないのですけれども、町でできるものはできるだけやると。それにはまず財源が要るわけだから、財源の捻出何するかといたら、そういう支出を減らすことが大切なので、ぜひこれは口だけではなくてやってみてくださいよ。1,000万円や3,000万円すぐ浮くような気がするのだ、私。チェックを厳しくすれば。だけれども、現実忙しいのか、あの介護保険のサービスはノーチェックで何もやらないと言っていましたよね。医療のほうは一応パートの事務員さんが2人か3人いてチェックしているのでしょう、形。あんなの見たって、私見せてもらったけれども、全然わかっていないですよ。全然効果ないですよ、あんなのは。だから、介護保険のほうもそういうのをぜひ工夫して、来年度の予算に向けてという、来年度そういう体制をして経費節約に努力していただきたい

い。お願いします。

○健康介護課長（落合 均君） 青木委員さんからご指摘いただきました介護保険の請求内容のチェックということでございますが、ケアプラン等々のチェックとか、そういった部分もおいおい始めて、今年度からもう始めてまいりました。体制等も昨年よりも今年度、職員体制も1名増えましたので、そういった中でまた来年度以降さらに請求内容等々のチェック等にも取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（今村好市君） 青木委員。

○委員（青木秀夫君） 消費税を増税して、それを福祉とかそういった関係に回す回すと言いながら、現実には、この間聞くと在宅介護の慰労金なんていうのも削除されてしまうし、それで今度さっき言った、今はまだやらない、将来、将来というか、来年、再来年あたりからかい、ケアプランなんていう費用も今度は個人負担になるとかって、1割を本人負担になるというふうな、ケアプランって高いのだよ、あれ。しかも毎月あれ出すので、相当の金額になるので、だから国が考えているのは、本人に負担させるようなことばかり考えているの。昨日だかおとといだか聞いたら、落合課長言ったけれども、後期高齢者医療保険だって被保険者の保険料がわずかだけれども、上がっているのだよね。2年に1回ずつ上がっているのです。だから、何か消費税上げた金を地方消費税なんて増額になっているのだから、あれどこへ充てているのかわからないけれども、26年度で幾らか余分に来ているわけでしょう、地方消費税というの。だから、そういうのどこへ使っているのかわからないけれども、一方においては個人からどんどん、どんどん、介護保険も今年から上がっただろうし、そういうことをやっているわけですから、少しやはりレセプトのチェックだよ、それをぜひ強化してやってもらおうと。それしか経費節約するところないのだから。あとは制度だから、どうにも板倉町でどうのこうのというわけにいかないわけですから、チェックするのは板倉町でできるわけです。独自に。だから、ぜひそれを口だけではなくて、ポーズではなくて、実績です。数字で上げてもらうようにしていただければと思うのですけれども。頑張ってください。

○委員長（今村好市君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○委員長（今村好市君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結をいたします。

認定第4号 平成26年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について採決を行います。

原案のとおり可決決定すべきものとするに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○委員長（今村好市君） 異議なしと認め、認定第4号は原案のとおり可決決定すべきものといたします。

次に、認定第5号 平成26年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

針ヶ谷委員。

○委員（針ヶ谷稔也君） 下水道事業の説明のところでも質問させていただいたのですが、下水道自体がニュータウン区域の対象になるわけですが、産業誘致と住居地含めてですが、使用料の設定が下水道施

設を持っている他町と比べて若干高目の設定であるというような説明でした。どこに原因があるのかというところまでちょっとお聞きできなかったのですが、ニュータウンの住居地の区画の販売が去年実績、26年度実績で2区画ということで、残念なような報告もありましたけれども、1つそういう公共料金の値段設定というのも足かせになっている部分もあるのではないかとということで、もし可能であるのであれば下水道料金の、いろいろ条件があって難しいというような返答だったのですが、その辺を探っていただいて、できるだけ削減できるような努力をしていただければありがたいなと思います。

以上です。

○委員長（今村好市君） 要望で。答弁必要ですか。

○委員（針ヶ谷稔也君） あれば。なければいいです。

○委員長（今村好市君） 前の答弁と同じになると思うのですが。

環境水道課長。

○環境水道課長（荻野恭司君） 今お話しいただきました下水道料金の見直しという関係でございますが、ご存じのとおり下水道事業につきましては一般会計からの繰り入れということでの負担もいただいている中、やはり今後その料金につきましては議員の皆様方ともいろいろご議論しながら進めていければというふうに考えております。そのときはよろしくお願いいたします。

○委員長（今村好市君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○委員長（今村好市君） 質疑なしと認め、認定第5号 平成26年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について採決を行います。

原案のとおり可決決定すべきものとするに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○委員長（今村好市君） 異議なしと認め、認定第5号は原案のとおり可決決定すべきものといたします。

次に、認定第6号 平成26年度板倉町水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分についての総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○委員長（今村好市君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

認定第6号 平成26年度板倉町水道事業会計決算認定について採決を行います。

原案のとおり可決決定すべきものとするに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○委員長（今村好市君） 異議なしと認め、認定第6号は原案のとおり可決決定すべきものといたします。

以上をもちまして総括質疑及び委員会採決を終了いたします。

なお、ただいまご審議いただきました認定第1号から6号までの審議決定は、最終日の9月25日に行いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○閉会の宣告

○委員長（今村好市君） 大変長時間にわたりましてご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上で予算決算常任委員会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

閉 会 （午後 4時06分）